官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕

○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七一）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七二）　七三六

省令

○**総務省令第七十一号**

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（普通交付税の算定に関する資料）

**第三条**　［略］

［2　略］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　略］

八　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

4　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる補正係数の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　略］

八　上水道事業の水源開発及び広域化対策に係る事業費の出資金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

［九～二十三　略］

（測定単位の数値の算定方法）

**第五条**　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

| 測定単位の種類 | 測定単位の数値の算定方法 | 表示単位 |
|---|---|---|
| ［一～四　略］ | ［略］ | ［略］ |
| 五　道路の延長 | 前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和七年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計 | キロメートル |

改正前

（普通交付税の算定に関する資料）

**第三条**　［同上］

［2　同上］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　同上］

八　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

4　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる補正係数の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　同上］

八　上水道事業の水源開発及び広域化対策並びにそれらに係る事業費の出資金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

［九～二十三　同上］

（測定単位の数値の算定方法）

**第五条**　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

| 測定単位の種類 | 測定単位の数値の算定方法 | 表示単位 |
|---|---|---|
| ［一～四　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 五　道路の延長 | 前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和六年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計 | キロメートル |

画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。

［六～二十一　略］

二十二　高等学校の生徒数

［略］

1　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該地方団体立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する全日制及び定時制（別科及び専攻科を除く。）の商業に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科並びに普通科及びその他の学科に係る生徒数並びに別科及び専攻科に係る生徒数の合計数

［2　略］

3　1の商業に関する学科の生徒数には理数科に類する学科に属する生徒数を含むものとし、1の普通科及びその他の学科の生徒数は、商業に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科並びに総合学科以外の学科に属する生徒数とする。

［略］

［二十三～三十九　略］

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

［略］

1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和六年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成五年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方

千円　人

画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。

［六～二十一　同上］

二十二　高等学校の生徒数

［同上］

1　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該地方団体立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する全日制及び定時制（別科及び専攻科を除く。）の商業に関する学科及び家庭に関する学科、厚生に関する学科のうち衛生看護科に類する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、情報に関する学科、福祉に関する学科並びに普通科及びその他の学科に係る生徒数並びに別科及び専攻科に係る生徒数の合計数

［2　同上］

3　1の商業に関する学科の生徒数には理数科に類する学科に属する生徒数を含むものとし、1の普通科及びその他の学科の生徒数は、商業に関する学科及び家庭に関する学科、厚生に関する学科のうち衛生看護科に類する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、情報に関する学科並びに福祉に関する学科以外の学科に属する生徒数とする。

［同上］

［二十三～三十九　同上］

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

［同上］

1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和五年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成四年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方

千円　人

債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた地方債及び当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。以下「災害復旧事業債」という。）の当該年度分の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであった分を除く。以下同じ。）

［一～七　略］

八　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条に規定する地方債で昭和六十三年度以降において発行について同意又は許可を得たもの（以下「小災害債」という。）

［2・3　略］

［四十一　略］

四十二　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された千円

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成五年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年六月二十二日付け自治地第百四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」、「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年十二月二十四日付け自治地第二百十九号各都道府県総務部長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成六年三月十一日付け自治地第四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事

債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた地方債及び当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。以下「災害復旧事業債」という。）の当該年度分の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであった分を除く。以下同じ。）

［一～七　同上］

八　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条に規定する地方債で昭和六十三年度以降において発行について同意又は許可を得たもの（以下「小災害債」という。）

［2・3　同上］

［四十一　同上］

四十二　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された千円

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成四年度において「平成四年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成四年十月三十日付け各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において同市が経営していた地下鉄事業等を承継するため同市の全額出資により設

地方債に係る元利償還金

業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において同市が経営していた地下鉄事業等を承継するため同市の全額出資により設立された大阪市高速電気軌道株式会社への事業承継（以下「事業承継」という。）前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成六年度において「平成六年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年二月十三日付け自治地第二十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「平成六年度国の第二次補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年三月七日付け自治地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成七年度において「平成七年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年五月三十日付け自治地第百四十六号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成七年十月二十七日付け自治地第二百十一号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成八年度において「平成八年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成九年二月十三日付け自治地第十三号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課

地方債に係る元利償還金

立された大阪市高速電気軌道株式会社への事業承継（以下「事業承継」という。）前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成五年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年六月二十二日付け自治地第百四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」、「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年十二月二十四日付け自治地第二百十九号各都道府県総務部長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成六年三月十一日付け自治地第四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成六年度において「平成六年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年二月十三日付け自治地第二十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「平成六年度国の第二次補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年三月七日付け自治地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成七年度において「平成七年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成七年五月三十日付け自治地第百四十六号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成七年十月二十七日付け自治地第二百十一号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長あて自治省

長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成九年度において「平成九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成十年六月十九日付け自治地第百十三号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成十年十二月十七日付け自治地第百九十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金

財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成八年度において「平成八年度国の補正予算に係る地方債の取扱いについて（平成九年二月十三日付け自治地第十三号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成九年度において「平成九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて（平成十年二月二十日付け自治地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金並びに平成十年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成十年六月十九日付け自治地第百十三号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成十年十二月十七日付け自治地第百九十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四十三　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十七年度において「平成十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十八年二月九日付け総財地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十八年度において「平成十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十九年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十九年度において「平成十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年二月七日付け総財地第十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十年度において「平成二十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年十月十七日付け総財地第二百一号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年三月五日付け総財地第五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年二月十日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年二月十四日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月十日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月十四日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月十四日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二年二月十四日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四年二月十四日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和七年度において「令和七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和七年二月十四日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和八年度において「令和八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和八年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和九年度において「令和九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和九年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十年度において「令和十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十一年度において「令和十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十一年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十二年度において「令和十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十二年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十三年度において「令和十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十三年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十四年度において「令和十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十四年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十五年度において「令和十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十五年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十六年度において「令和十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十七年度において「令和十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十七年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十八年度において「令和十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十八年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十九年度において「令和十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和十九年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十年度において「令和二十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十一年度において「令和二十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十一年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十二年度において「令和二十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十二年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十三年度において「令和二十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十三年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十四年度において「令和二十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十四年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十五年度において「令和二十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十五年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十六年度において「令和二十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十七年度において「令和二十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十七年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十八年度において「令和二十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十八年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二十九年度において「令和二十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和二十九年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十年度において「令和三十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十一年度において「令和三十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十一年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十二年度において「令和三十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十二年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十三年度において「令和三十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十三年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十四年度において「令和三十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十四年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十五年度において「令和三十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十五年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十六年度において「令和三十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十七年度において「令和三十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十七年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十八年度において「令和三十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十八年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三十九年度において「令和三十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和三十九年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十年度において「令和四十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十一年度において「令和四十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十一年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十二年度において「令和四十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十二年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十三年度において「令和四十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十三年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十四年度において「令和四十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十四年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十五年度において「令和四十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十五年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十六年度において「令和四十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十七年度において「令和四十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十七年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十八年度において「令和四十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十八年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四十九年度において「令和四十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和四十九年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十年度において「令和五十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十一年度において「令和五十一年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十一年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十二年度において「令和五十二年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十二年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十三年度において「令和五十三年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十三年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十三年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十四年度において「令和五十四年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十四年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十五年度において「令和五十五年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十五年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十五年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十六年度において「令和五十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十六年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五十六年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五十七年度において「令和五十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（令和五十七年二月十三日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を

事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び

あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年三月五日付け総財地第五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政

各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年一月二十五日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和二年十二月二十五日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和三年十二月二十七日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般

算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和元年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十二月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和二年十一月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年十二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和三年十一月五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和三年十二月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和四年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和四年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和四年十二月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十一月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十二月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十一月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十二月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和七年度において「令和七年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年十一月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和七年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和七年十二月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公

定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和二年度補正予算（第三号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年一月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年十二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係

共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和二年度補正予算（第三号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年一月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度補正予算（第一

る額、令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）」に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度補正予算（第一号）」に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年一月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年三月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）」に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和五年度において「令和五年度補正予算（第一号）」に係る地方債の取扱いについて」（令和六年一月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年三月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年

号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年十二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）」に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和五年度において「令和五年度補正予算（第一号）」に係る地方債の取扱いについて」（令和六年一月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年三月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額

度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十二月十七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年二月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靭化施策に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額

［2　略］

四十四　地方税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平

千円

［2　同上］

四十四　地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付け総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補填債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同

千円

成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補填債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五

成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき

十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十五日付け総財地第二十二号、総財務第十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和元年度において「令和元年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十六日付け総財地第十七号、総財務第八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和元年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度減収補塡債」という。）、令和二年度において令和二年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第二十一号による改正後の令和二年総務省告示第百二十七号）第二の二の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度減収補塡債」という。）、令和三年度において令和三年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）、令和四年度において令和四年度地方債同意等基準（令和四年総務省告示第百二十五号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）、令和五年度において令和五年度地方債同意等基準（令和五年総務省告示第百七十一号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度減収補塡債」という。）及び令和六年度において令和六年度地方債同意等基準（令和六年総務省告示第百三十四号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度減収補塡債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の百分の七十五に相当する額、市

平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十五日付け総財地第二十二号、総財務第十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和元年度において「令和元年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十六日付け総財地第十七号、総財務第八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和二年度において令和二年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度減収補塡債」という。）、令和三年度において令和三年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）、令和四年度において令和四年度地方債同意等基準（令和四年総務省告示第百二十五号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）、令和五年度において令和五年度地方債同意等基準（令和五年総務省告示第百七十一号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度減収補塡債」という。）並びに令和六年度において令和六年度地方債同意等基準（令和六年総務省告示第百三十四号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度減収補塡債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額、地方法人特別譲与税並びに特別法

| | | |
|---|---|---|
| 町村にあつては市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の百分の七十五に相当する額 | | |
| ［２・３　略］ | | |
| 四十五　平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | １　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の２の規定を準用する。）<br>［２　略］ | 千円 |
| 四十六　個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補塡債」という。）及び同条の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度減税補塡債」という。） | 千円 |

| | | |
|---|---|---|
| 人事業譲与税の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の百分の七十五に相当する額 | | |
| ［２・３　同上］ | | |
| 四十五　平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | １　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の２の規定を準用する。）<br>［２　同上］ | 千円 |
| 四十六　個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の | 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度の減収額及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による同年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第三項及び第四項の規定により算定した減収見込額並びに地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として総務大臣が調査した額の合算額（以下「平成六年度減税補塡債」という。）、地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収額、租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補塡債」という。）、地方税法 | 千円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四十七 | 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすこととされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすこととされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額 | 千円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四十七 | 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定 | 千円 |

額

等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補塡債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補塡債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補塡債」という。）並びに改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度減税補塡債」という。）

（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成三十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和元年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）、地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和五年度臨時財政対策債」という。）及び同項の規定により令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和六年度臨時財政対策債」という。）

四十八　平成二十五年度から令和六年度までの各年度において

１　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等

千円

による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成三十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和元年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和五年度臨時財政対策債」という。）

四十八　平成二十五年度から令和五年度までの各年度において

１　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等

千円

| | |
|---|---|
| いて東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額 |
| 四十九　令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円<br>1　国土強靭化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靭化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靭化施策債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額<br>［2　略］ |

| | |
|---|---|
| いて東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額 |
| 四十九　令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円<br>［2　同上］<br>1　国土強靭化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靭化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靭化施策債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額<br>［2　同上］ |

［２～４　略］

（種別補正に用いる種別）

**第七条**　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 種別 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | (1)　国際戦略港湾<br>(2)　国際拠点港湾<br>(3)　重要港湾<br>(4)　地方港湾 |
| | 二　高等学校費 | 生徒数 | (1)　農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科（以下「専門学科」という。）<br>(2)　総合学科<br>(3)　(1)及び(2)に掲げる学科以外の学科（以下別表第一(1)及び第十二条において「普通科等」という。） |
| | 三・四　［略］ | | |
| | 五　補正予算債償還費 | ［略］ | ［略］ |
| | 1　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | ［削る］ | (1)～(6)　［略］ |
| | 2　平成十六年度補正予算債 | ［削る］ | |

［２～４　同上］

（種別補正に用いる種別）

**第七条**　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 種別 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | (1)　国際戦略港湾<br>(2)　国際拠点港湾<br>(3)　重要港湾<br>(4)　地方港湾 |
| | 二・三　［同上］ | | |
| | 四　補正予算債償還費 | ［同上］ | ［同上］ |
| | 1　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | ［同上］ | (1)　平成四年度補正予算債<br>(2)～(7)　［同上］ |
| | 2　平成十六年度補正予算債 | (1)　平成十六年度補正予算債 | |

| | |
|---|---|
| 七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |
| (1)～(11)　［略］ | |
| (12)　平成二十八年度補正予算債<br>ア　公共事業等及び一般補助施設整備等事業（平成二十八年度一般会計補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係るものに限る。）並びに熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）（平成二十八年度一般会計補正予算（第三号）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度都道府県八十・〇％分」という。）<br>［イ・ウ　略］ | |
| (13)　平成二十九年度補正予算債<br>ア　熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）（平成二十九年度一般会計補正予算（第一号）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得 | |

| | |
|---|---|
| 六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | |
| ア　一般公共事業（災害関連（各種災害関連現年分）事業（新潟県中越地震に係る災害関連緊急砂防等事業（災害関連緊急雪崩対策事業を除く。）、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急治山等事業に限る。）、災害関連緊急事業（新潟県中越地震に係る直轄砂防災害関連緊急事業及び直轄地すべり防止災害関連緊急事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県九十五・〇％分」という。）<br>イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県五十・〇％分」という。） | |
| (2)～(12)　［同上］ | |
| (13)　平成二十八年度補正予算債<br>ア　公共事業等及び一般補助施設整備等事業（平成二十八年度一般会計補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係るものに限る。）並びに熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度都道府県八十・〇％分」という。） | |
| ［イ・ウ　同上］ | |
| (14)　平成二十九年度補正予算債<br>ア　熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度都道府県八十・〇％分」という。） | |

たもの（以下「平成二十九年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　略］

(14)　平成三十年度補正予算債

ア　公共事業等（平成三十年度一般会計の予備費の使用（平成三十年八月三日閣議決定）及び平成三十年度一般会計の予備費の使用（平成三十年九月七日閣議決定）に係るものに限る。）並びに熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費（平成三十年度一般会計補正予算（第一号）及び平成三十年度一般会計補正予算（第二号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　略］

(15)　令和元年度補正予算債

ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費（令和元年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　略］

(16)　令和二年度補正予算債

ア　公共事業等（令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年七月三十一日閣議決定）及び令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年九月十五日閣議決定）に係るものに限る。）及び令和二年七月豪雨への対応に伴う投資的経費（令和二年度補正予算（第三号）

［イ・ウ　同上］

(15)　平成三十年度補正予算債

ア　熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　同上］

(16)　令和元年度補正予算債

ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　同上］

(17)　令和二年度補正予算債

ア　公共事業等（令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年七月三十一日閣議決定）及び令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年九月十五日閣議決定）に係るものに限る。）及び令和二年七月豪雨への対応に伴う投資的

に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ～エ　略］

(17)～(19)　［略］

(20)　令和六年度補正予算債

ア　公共事業等（令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年四月二十三日閣議決定）、令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年六月二十八日閣議決定）、令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年九月十日閣議決定）及び令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年十月十一日閣議決定）に係るものに限る。）並びに令和六年能登半島地震への対応及び令和六年九月二十日からの大雨への対応に伴う投資的経費（令和六年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県八十・〇％分」という。）

イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県七十二・〇％分」という。）

ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県六十・〇％分」という。）

エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県五十・〇％分」という。）経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県八十・〇％分」という。）

［イ～エ　同上］

(18)～(20)　［同上］

［新設］

| | |
|---|---|
| 六㈠ 地方税減収補塡債償還費 | 地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 |
| ㈠～⑲ ［略］ | ［削る］ |
| ⑳ 令和六年度減収補塡債 | ⑳ 令和六年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和六年度財源対策債」という。） |
| 七㈠ 財源対策債償還費 | 平成十七年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| ㈠～⑲ ［略］ | ［削る］ |
| ⑳ 令和六年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和六年度財源対策債」という。） | |
| 八㈠ 減税補塡債償還費 | 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた |
| ㈠・㈡ ［略］ | ［削る］ |
| ㈢ 平成十六年度減収補塡債 | 地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 |
| ㈡～⑳ ［同上］ | ［新設］ |
| 五㈠ 地方税減収補塡債償還費 | 地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 |
| ㈠ 平成十六年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十六年度財源対策債」という。） | |
| ㈡～⑳ ［同上］ | ［新設］ |
| 六㈠ 財源対策債償還費 | 平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| ㈠ 平成六年度減税補塡債 | 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当 |
| ㈡ 平成七年度減税補塡債 | |
| ㈢ 平成八年度減税補塡債 | |
| ㈣ 平成十六年度減税補塡債 | |
| ㈤・㈥ ［同上］ | |
| 七㈠ 減税補塡債償還費 | |
| ㈠・㈡ ［略］ | |
| ㈢ 平成十六年度減収補塡債 | |
| ㈡～⑳ ［同上］ | |

| | |
|---|---|
| 地方債の額 | |
| 九　臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 |
| 十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 | 平成二十五年度から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| 十一　国土強靱化施策債償還費 | 令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強 |

| | |
|---|---|
| ［削る］ | |
| (1)～(19)　［略］ | |
| (20)　令和六年度臨時財政対策債 | |
| ［(1)～(11)　略］ | |
| (12)　令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債 | 緊急防災・減災事業債分 |
| (1)　令和元年度国土強靱化施策債 | ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 |
| (7)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に | |

| | |
|---|---|
| 該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | |
| 八　臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 |
| (1)　平成十六年度臨時財政対策債 | |
| (2)～(20)　［同上］ | |
| ［新設］ | |
| ［(1)～(11)　同上］ | |
| ［新設］ | |
| (1)　令和元年度国土強靱化施策債 | ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 |
| (7)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に | |

九　臨時財政対策債償還費
十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
十一　国土強靱化施策債償還費
八　臨時財政対策債償還費
九　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
十　国土強靱化施策債償還費

| | |
|---|---|
| 韌化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）<br>［イ　略］<br>(2)　令和二年度国土強靭化施策債<br>ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分<br>(ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）<br>［イ　略］<br>(3)　令和三年度国土強靭化施策債<br>ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分<br>(ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債五 |

| | |
|---|---|
| 韌化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）<br>［イ　同上］<br>(2)　令和二年度国土強靭化施策債<br>ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分<br>(ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）<br>［イ　同上］<br>(3)　令和三年度国土強靭化施策債<br>ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分<br>(ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債五 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十・〇％分」という。） | | | |
| ［イ　略］ | | | |
| ［(4)・(5)　略］ | | | |
| (6)　令和六年度国土強靭化施策債 | | | |
| ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 | | | |
| (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） | | | |
| (ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。） | | | |
| イ　緊急自然災害防止対策事業分 | | | |
| 十・〇％分」という。） | | | |
| ［イ　同上］ | | | |
| ［(4)・(5)　同上］ | | | |
| ［新設］ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市町村 | | | |
| ［一・二　略］ | 三　高等学校費 | | |
| ［略］ | ［1　略］ | 2　生徒数 | |
| ［略］ | ［略］ | (1)　市町村立の全日制（別科及び専攻科を除く。以下この表及び別表第一において同じ。） | |
| | | ア　看護に関する学科及び福祉に関する学科（以下「看護科等」という。） | |
| | | イ　農業に関する学科（水産に関する学科を含む。以下この表市町村の項及び別表第一(2)において同じ。） | |
| | | ［ウ　略］ | |
| | | エ　商業に関する学科（理数科に類する学科を含む。以下同じ。）及び家庭に関する学科（以下「商業科等」という。） | |
| | | オ　総合学科 | |
| 市町村 | | | |
| ［一・二　同上］ | 三　高等学校費 | | |
| ［同上］ | ［1　同上］ | 2　生徒数 | |
| ［同上］ | ［同上］ | (1)　市町村立の全日制（別科及び専攻科を除く。以下この表及び別表第一において同じ。） | |
| | | ア　厚生に関する学科のうち衛生看護科に類する学科及び福祉に関する学科（以下「衛生看護科等」という。） | |
| | | イ　農業に関する学科 | |
| | | ［ウ　同上］ | |
| | | エ　水産に関する学科 | |
| | | オ　商業に関する学科（理数科に類する学科を含む。以下同じ。）及び家庭に | |

カ　普通科及びその他の学科でアからオまでに掲げる学科以外の学科（以下この表市町村の項及び別表第一(2)において「普通科等」という。）

(2)　指定都市立の定時制

ア　独立校

［(ｱ)・(ｲ)　略］

(ｳ)　看護科等

［(ｴ)　略］

(ｵ)　工業に関する学科及び情報に関する学科

(ｶ)　総合学科

［イ　略］

(3)　［略］

(4)　市町村立の全日制及び定時制の別科及び専攻科

ア　職業科（看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科及び情報に関する学科をいう。別表第一において同じ。）

［イ　略］

［四・五　略］

六　補正予算債償還費

1　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可され

［略］

［略］

［削る］

(1)～(6)　［略］

関する学科（以下「商業科等」という。）

カ　普通科及びその他の学科でアからオまでに掲げる学科以外の学科（以下「普通科等」という。）

(2)　指定都市立の定時制

ア　独立校

［(ｱ)・(ｲ)　同上］

(ｳ)　衛生看護科等

［(ｴ)　同上］

(ｵ)　工業に関する学科及び情報に関する学科

［イ　同上］

(3)　［同上］

(4)　市町村立の全日制及び定時制の別科及び専攻科

ア　職業科（衛生看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科、情報に関する学科及び水産に関する学科に類する学科をいう。別表第一において同じ。）

［イ　同上］

［同上］

［四・五　同上］

六　補正予算債償還費

1　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可され

［同上］

(1)　平成四年度補正予算債

(2)～(7)　［同上］

| | |
|---|---|
| た地方債に係る元利償還金 | |
| 2　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | ［削る］ |
| | (1)～(11)　［略］ |
| | (12)　平成二十八年度補正予算債<br>ア　公共事業等及び一般補助施設整備等事業（平成二十八年度一般会計補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係るものに限る。）並びに熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）（平成二十八年度一般会計補正予算（第三号）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度市町村八十・〇％分」という。）<br>(ｱ)・(ｲ)　略 |

| | |
|---|---|
| た地方債に係る元利償還金 | |
| 2　平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | (1)　平成十六年度補正予算債<br>ア　一般公共事業（災害関連（各種災害関連現年分）事業（新潟県中越地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村九十五・〇％分」という。）<br>イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村六十・〇％分」という。）<br>ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村五十・〇％分」という。）<br>(2)～(12)　［同上］ |
| | (13)　平成二十八年補正予算債<br>ア　公共事業等及び一般補助施設整備等事業（平成二十八年度一般会計補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係るものに限る。）並びに熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年度市町村八十・〇％分」という。）<br>(ｱ)・(ｲ)　同上 |

［イ・ウ　略］

(13)　平成二十九年度補正予算債

ア　熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）（平成二十九年度一般会計補正予算（第一号）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度市町村八十・〇％分」という。）

［(ｱ)・(ｲ)　略］

［イ・ウ　略］

(14)　平成三十年度補正予算債

ア　公共事業等（平成三十年度一般会計の予備費の使用（平成三十年八月三日閣議決定）及び平成三十年度一般会計の予備費の使用（平成三十年九月七日閣議決定）に係るものに限る。）並びに熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費（平成三十年度一般会計補正予算（第一号）及び平成三十年度一般会計補正予算（第二号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度市町村八十・〇％分」という。）

［(ｱ)・(ｲ)　略］

［イ・ウ　略］

(15)　令和元年度補正予算債

ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費（令和元年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度市町村八十・〇％分」という。）

［イ・ウ　同上］

(14)　平成二十九年度補正予算債

ア　熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度市町村八十・〇％分」という。）

［(ｱ)・(ｲ)　同上］

［イ・ウ　同上］

(15)　平成三十年度補正予算債

ア　熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度市町村八十・〇％分」という。）

［(ｱ)・(ｲ)　同上］

［イ・ウ　同上］

(16)　令和元年度補正予算債

ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度市町村八十・〇％分」という。）

| | |
|---|---|
| ［(ア)・(イ)　略］<br>［イ・ウ　略］ | |
| (16)　令和二年度補正予算債<br>ア　公共事業等（令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年七月三十一日閣議決定）及び令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年九月十五日閣議決定）に係るものに限る。）及び令和二年七月豪雨への対応に伴う投資的経費（令和二年度補正予算（第三号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村八十・〇％分」という。）<br>［(ア)・(イ)　略］<br>［イ～エ　略］ | ［(ア)・(イ)　同上］<br>［イ・ウ　同上］ |
| (17)～(19)　［略］ | |
| (20)　令和六年度補正予算債<br>ア　公共事業等（令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年四月二十三日閣議決定）、令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年六月二十八日閣議決定）、令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年九月十日閣議決定）及び令和六年度一般会計の予備費の使用（令和六年十月十一日閣議決 | (17)　令和二年度補正予算債<br>ア　公共事業等（令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年七月三十一日閣議決定）及び令和二年度一般会計の予備費の使用（令和二年九月十五日閣議決定）に係るものに限る。）及び令和二年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村八十・〇％分」という。）<br>［(ア)・(イ)　同上］<br>［イ～エ　同上］<br>(18)～(20)　［同上］<br>［新設］ |

定）に係るものに限る。）並びに令和六年能登半島地震への対応及び令和六年九月二十日からの大雨への対応に伴う投資的経費（令和六年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村八十・〇％分」という。）

(ｱ)　令和六年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村七十二・〇％分」という。）

(ｱ)　令和六年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ウ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村六十・〇％分」という。）

(ｱ)　令和六年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村五十・〇％分」という。）

| | |
|---|---|
| (7)　令和六年度市場公募都市に係るもの | |
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | |
| ［(1)～(19)　略］ | |
| (20)　令和六年度減収補塡債 | |
| ア　令和六年度市場公募都市に係るもの | |
| イ　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | |
| 七　地方税減収補塡債償還費 | 地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| 八　財源対策債償還費 | 平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| (1)　平成十三年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十三年度財源対策債」という。）義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| ［(2)　略］ | |
| (3)　平成十五年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十五年度財源対策債」という。）義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| (4)　平成十六年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十六年度財源対策債」という。）義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| ［(5)～(23)　略］ | |
| (24)　令和六年度財源対策債 | |
| ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの | |
| (7)　令和六年度市場公募都市に係るもの | |

| | |
|---|---|
| (7)　令和六年度市場公募都市に係るもの | |
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | |
| ［(1)～(19)　略］ | |
| (20)　令和六年度減収補塡債 | |
| ア　令和六年度市場公募都市に係るもの | |
| イ　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | |
| 七　地方税減収補塡債償還費 | 地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| 八　財源対策債償還費 | 平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 |
| (1)　平成十三年度財源対策債 | |
| 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| ［(2)　同上］ | |
| (3)　平成十五年度財源対策債 | |
| 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| (4)　平成十六年度財源対策債 | |
| ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの | |
| ［(5)～(23)　同上］ | |
| ［新設］ | |

［(1)～(19)　略］
［新設］

| | | |
|---|---|---|
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | |
| イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの | | |
| (ア)　令和六年度市場公募都市に係るもの | | |
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | |
| ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの | | |
| (ア)　令和六年度市場公募都市に係るもの | | |
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | |
| 九　減税補填債償還費 | 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | [削る] |
| | | [削る] |
| | | [削る] |
| | | (1)～(2)　[略] |
| 十　臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策債 | [削る] |

| | | |
|---|---|---|
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | |
| イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの | | |
| (ア)　令和六年度市場公募都市に係るもの | | |
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | |
| ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの | | |
| (ア)　令和六年度市場公募都市に係るもの | | |
| (イ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | | |
| 九　減税補填債償還費 | 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | (1)　平成六年度減税補填債 |
| | | (2)　平成七年度減税補填債 |
| | | (3)　平成八年度減税補填債 |
| | | (4)　平成十六年度減税補填債 |
| | | ア　平成十六年度市場公募都市に係るもの |
| | | イ　平成十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの |
| | | (5)～(6)　[同上] |
| 十　臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策債 | (1)　平成十六年度臨時財政対策債 |

| | |
|---|---|
| 還費 | |
| 策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | (1)～(19)　［略］<br>(20)　令和六年度臨時財政対策債<br>ア　令和六年度市場公募都市に係るもの<br>イ　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの |
| 十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 | ［(1)～(11)　略］<br>(12)　令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債<br>緊急防災・減災事業債分<br>ア　令和六年度市場公募都市に係るもの<br>イ　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの |
| 十二　国土強靭化施策債償還費 | (1)　令和元年度国土強靭化施策債<br>ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 |
| 令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度市町村国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>［(i)・(ii)　略］<br>(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元 |

| | |
|---|---|
| 還費 | |
| 策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | ア　平成十六年度市場公募都市に係るもの<br>イ　平成十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの<br>(2)～(20)　［同上］<br>［新設］ |
| 十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 | ［(1)～(11)　同上］<br>［新設］ |
| 十二　国土強靭化施策債償還費 | (1)　令和元年度国土強靭化施策債<br>ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 |
| 令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度市町村国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）<br>［(i)・(ii)　同上］<br>(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元 |

年度市町村国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［イ　略］

(2)　令和二年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［イ　略］

(3)　令和三年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村国土強靭化債五十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［イ　略］

年度市町村国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［イ　同上］

(2)　令和二年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［イ　同上］

(3)　令和三年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村国土強靭化債五十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［イ　同上］

［２・３略］

［(4)・(5)略］

(6)　令和六年度国土強靱化施策債

ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村国土強靱化債六十・〇％分」という。）

(i)　令和六年度市場公募都市に係るもの

(ii)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村国土強靱化債五十・〇％分」という。）

(i)　令和六年度市場公募都市に係るもの

(ii)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　緊急自然災害防止対策事業分

(ｱ)　令和六年度市場公募都市に係るもの

(ｲ)　令和六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

［２・３同上］

［(4)・(5)同上］

［新設］

（密度及び密度補正係数の算定方法）

**第九条**　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 密度の算定方法 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | ［一　略］ | ［略］ | ［略］ |
| | 二　その他の土木費 | 人口 | 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{A}{(B+C)\times 0.775}$<br>算式の符号<br>［略］<br>B　次の算式によつて算定した額<br>算式<br>$\sum_{n=7}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$<br>$A_n\times(1-C_n/B_n)$及び$D_n\times(1-F_n/E_n)$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］<br>密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{B+C+D}{A\times 6{,}271{,}000}$ |
| | 三　中学校費 | 教職員数 | |

（密度及び密度補正係数の算定方法）

**第九条**　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 密度の算定方法 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | ［一　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| | 二　その他の土木費 | 人口 | 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{A}{(B+C)\times 0.781}$<br>算式の符号<br>［同左］<br>B　次の算式によつて算定した額<br>算式<br>$\sum_{n=6}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$<br>$A_n\times(1-C_n/B_n)$及び$D_n\times(1-F_n/E_n)$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］<br>密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{B+C+D}{A\times 5{,}909{,}000}$ |
| | 三　中学校費 | 教職員数 | |

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

42,700 × b1 × （1 ＋ b2）

算式の符号

［略］

b2　スクールバス等の数に 144.99 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,053,000 × c1 ×（c2 ＋ c3）

算式の符号

［略］

c2　当該都道府県の区域内の市町村の別表第 3 の 4 に定める地域手当の級地が 1 級地（旧 1 級地であつた地域）区分の市町村にあつては 1.026、2 級地（旧 2 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.021、2 級地（旧 3 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.019、2 級地（旧 4 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.018、2 級地（旧 5 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.018、2 級地（旧 6 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.013、2 級地（旧 7 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.009、2 級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては 1.004、3 級地（旧 2 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.019、3 級地（旧 3 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.018、3 級地（旧 4 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.016、3 級地（旧 5 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.015、3 級地（旧 6 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.013、3 級地（旧無級地であつた

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

41,900 × b1 × b2

算式の符号

［同左］

b2　スクールバス等の数に 145.68 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,025,000 × c1 ×（c2 ＋ c3）

算式の符号

［同左］

c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.025、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.020、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.019、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.015、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.013、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.007、100 分の 3 地域の市町村にあつては 1.004、その他地域の市町村にあつては 1.000 を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が 1.000 に満たないときは、1.000 とする。

地域）の市町村にあつては 1.004、4 級地（旧 4 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.015、4 級地（旧 5 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.012、4 級地（旧 6 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.009、4 級地（旧 7 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.007、4 級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては 1.004、5 級地（旧 6 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.006、5 級地（旧 7 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.004、5 級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては 1.002、無級地（旧 7 級地であつた地域）の市町村にあつては 1.002、無級地（旧無級地であつた地域）の市町村にあつては 1.000 を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が 1.000 に満たないときは、1.000 とする。

c3　次の算式によつて算定した数

算式

$\alpha + \beta + \gamma$

算式の符号

$\alpha$　当該都道府県の区域内の市町村の第 14 条第 1 号の給与の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.007、2 級地の市町村にあつては 0.006、3 級地の市町村にあつては 0.006、4 級地の市町村にあつては 0.005、無級地（旧 4 級地であつた地域）にあつては 0.003、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四

c3　次の算式によつて算定した数

算式

$\alpha + \beta + \gamma$

算式の符号

$\alpha$　当該都道府県の区域内の市町村の給与の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.007、2 級地の市町村にあつては 0.006、3 級地の市町村にあつては 0.006、4 級地の市町村にあつては 0.005、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| | | |
|---|---|---|
| | | 捨五入する。）とする。 |
| | | β　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第２号の寒冷の差による別表第４(1)の地域区分が１級地の市町村にあつては0.171、２級地の市町村にあつては0.287、３級地の市町村にあつては0.429、４級地の市町村にあつては0.650、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |
| | | γ　当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による別表第４(3)の地域区分が１級地の市町村にあつては0.165、３級地の市町村にあつては0.412、４級地の市町村にあつては0.907、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |
| | | D　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>11,217,000×d<br>［略］ |
| 四　特別支援学校費 | 学級数 | 学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六七四を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇一八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現 |

| | | |
|---|---|---|
| | | β　当該都道府県の区域内の市町村の寒冷の差による別表第４(1)の地域区分が１級地の市町村にあつては0.169、２級地の市町村にあつては0.284、３級地の市町村にあつては0.424、４級地の市町村にあつては0.642、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |
| | | γ　当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による別表第４(3)の地域区分が１級地の市町村にあつては0.157、３級地の市町村にあつては0.392、４級地の市町村にあつては0.864、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |
| | | D　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>11,150,000×d<br>［同左］ |
| 四　特別支援学校費 | 学級数 | 学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六四八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇一九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現 |

在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇二四を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇三三を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に一・九二七を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・七一六を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

五　その他の教育費

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

［｛B × 239.196 + C × 159.464 + D × 79.732 + E × 239.196 + F × 174.107 + G × 116.071 + H × 58.036 + I × 174.107 + J × 104.732 + K × 69.821 + L × 34.911 + M × 104.732 +（N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464）× α + R × 125.893 + S × 83.929 + T × 41.964 + U × 125.893 + V × 75.536 + W × 50.357 + X × 25.179 + Y × 75.536 + Z × 37.768 + AA × 25.179 + AB × 12.589 + AC × 37.768 +（AD × 31.250 + AE × 20.848 + AF × 10.446 + AG × 31.250）× β｝× 0.754 +

在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇二六を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇三五を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に一・八四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六九〇を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

五　その他の教育費

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛B × 245.780 + C × 163.853 + D × 81.927 + E × 178.899 + F × 119.266 + G × 59.633 + H × 107.615 + I × 71.743 + J × 35.872 +（K × 76.514 + L × 51.009 + M × 25.505）× α + N × 129.358 + O × 86.239 + P × 43.119 + Q × 77.615 + R × 51.743 + S × 25.872 + T × 38.807 + U × 25.872 + V × 12.936 +（W × 32.110 + X × 21.422 + Y × 10.734）× β｝× 1.141 +（Z × 61.468 + AA × 44.725 + AB × 26.927 + AC × 19.128 + AD × 32.339 + AE × 19.404 + AF × 9.725 + AG ×

（AH × 239.196 + AI × 174.107 + AJ × 104.732 + AK × 74.464 + AL × 125.893 + AM × 75.536 + AN × 37.768 + AO × 31.250）× 0.823 +｛（AP × 131.696 + AQ × 87.813 + AR × 43.906 + AS × 131.696 + AT × 32.924）×γ +（AU × 35.714 + AV × 23.817 + AW × 11.920 + AX × 35.714 + AY × 8.929）×δ｝× 1.205 +（AZ × 131.696 + BA × 35.714）× 0.658］／A

B × 239.196、C × 159.464、D × 79.732、E × 239.196、F × 174.107、G × 116.071、H × 58.036、I × 174.107、J × 104.732、K × 69.821、L × 34.911、M × 104.732、N × 74.464、O × 49.643、P × 24.821、Q × 74.464、（N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464）×α、R × 125.893、S × 83.929、T × 41.964、U × 125.893、V × 75.536、W × 50.357、X × 25.179、Y × 75.536、Z × 37.768、AA × 25.179、AB × 12.589、AC × 37.768、AD × 31.250、AE × 20.848、AF × 10.446、AG × 31.250、（AD × 31.250 + AE × 20.848 + AF × 10.446 + AG × 31.250）×β、｛B × 239.196 + C × 159.464 + D × 79.732 + E × 239.196 + F × 174.107 + G × 116.071 + H × 58.036 + I × 174.107 + J × 104.732 + K × 69.821 + L × 34.911 + M × 104.732 +（N × 74.464 + O × 49.643 + P × 24.821 + Q × 74.464）×α + R × 125.893 + S × 83.929 + T × 41.964 + U × 125.893 + V × 75.536 + W × 50.357 + X × 25.179 + Y × 75.536 + Z × 37.768 + AA × 25.179 + AB × 12.589 + AC × 37.768 +（AD × 31.250 + AE × 20.848 + AF × 10.446 + AG × 31.250）×β｝× 0.754、AH × 239.196、AI × 174.107、AJ × 104.732、AK × 74.464、AL × 125.893、AM × 75.536、AN × 37.768、AO × 31.250、（AH × 239.196 + AI × 174.107 + AJ × 104.732 + AK × 74.464 + AL × 125.893 + AM × 75.536 + AN × 37.768 + AO × 31.250）× 0.823、AP × 131.696、AQ × 87.813、AR × 43.906、AS × 131.696、AT × 32.924、（AP × 131.696 + AQ × 87.813 + AR × 43.906 + AS × 131.696 + AT × 32.924）×γ

8.028）× 0.997 +｛（AH × 135.321 + AI × 90.229 + AJ × 45.115）×γ +（AK × 36.697 + AL × 24.472 + AM × 12.248）×δ｝× 1.925 +（AN × 33.830 + AO × 33.830 + AP × 9.174 + AQ × 9.174）× 0.889］／A

B × 245.780、C × 163.853、D × 81.927、E × 178.899、F × 119.266、G × 59.633、H × 107.615、I × 71.743、J × 35.872、K × 76.514、L × 51.009、M × 25.505、（K × 76.514 + L × 51.009 + M × 25.505）×α、N × 129.358、O × 86.239、P × 43.119、Q × 77.615、R × 51.743、S × 25.872、T × 38.807、U × 25.872、V × 12.936、W × 32.110、X × 21.422、Y × 10.734、（W × 32.110 + X × 21.422 + Y × 10.734）×β、｛B × 245.780 + C × 163.853 + D × 81.927 + E × 178.899 + F × 119.266 + G × 59.633 + H × 107.615 + I × 71.743 + J × 35.872 +（K × 76.514 + L × 51.009 + M × 25.505）×α + N × 129.358 + O × 86.239 + P × 43.119 + Q × 77.615 + R × 51.743 + S × 25.872 + T × 38.807 + U × 25.872 + V × 12.936 +（W × 32.110 + X × 21.422 + Y × 10.734）×β｝× 1.141、Z × 61.468、AA × 44.725、AB × 26.927、AC × 19.128、AD × 32.339、AE × 19.404、AF × 9.725、AG × 8.028、（Z × 61.468 + AA × 44.725 + AB × 26.927 + AC × 19.128 + AD × 32.339 + AE × 19.404 + AF × 9.725 + AG × 8.028）× 0.997、AH × 135.321、AI × 90.229、AJ × 45.115、（AH × 135.321 + AI × 90.229 + AJ × 45.115）×γ、AK × 36.697、AL × 24.472、AM × 12.248、（AK × 36.697 + AL × 24.472 + AM × 12.248）×δ、｛（AH × 135.321 + AI × 90.229 + AJ × 45.115）×γ +（AK × 36.697 + AL × 24.472 + AM × 12.248）×δ｝× 1.925、AN × 33.830、AO × 33.830、AP × 9.174、AQ × 9.174、（AN × 33.830 + AO × 33.830 + AP × 9.174 + AQ × 9.174）× 0.889 及び［｛B × 245.780 + C × 163.853 + D × 81.927 + E × 178.899 + F × 119.266 + G × 59.633 + H × 107.615 + I × 71.743 + J × 35.872 +（K ×

、AU × 35.714、AV × 23.817、AW × 11.920、AX × 35.714、AY × 8.929、（AU × 35.714 ＋ AV × 23.817 ＋ AW × 11.920 ＋ AX × 35.714 ＋ AY × 8.929）×δ、｛（AP × 131.696 ＋ AQ × 87.813 ＋ AR × 43.906 ＋ AS × 131.696 ＋ AT × 32.924）×γ＋（AU × 35.714 ＋ AV × 23.817 ＋ AW × 11.920 ＋ AX × 35.714 ＋ AY × 8.929）×δ｝× 1.205、AZ × 131.696、BA × 35.714、（AZ × 131.696 ＋ BA × 35.714）× 0.658、及び［｛B × 239.196 ＋ C × 159.464 ＋ D × 79.732 ＋ E × 239.196 ＋ F × 174.107 ＋ G × 116.071 ＋ H × 58.036 ＋ I × 174.107 ＋ J × 104.732 ＋ K × 69.821 ＋ L × 34.911 ＋ M × 104.732 ＋（N × 74.464 ＋ O × 49.643 ＋ P × 24.821 ＋ Q × 74.464）×α＋ R × 125.893 ＋ S × 83.929 ＋ T × 41.964 ＋ U × 125.893 ＋ V × 75.536 ＋ W × 50.357 ＋ X × 25.179 ＋ Y × 75.536 ＋ Z × 37.768 ＋ AA × 25.179 ＋ AB × 12.589 ＋ AC × 37.768 ＋（AD × 31.250 ＋ AE × 20.848 ＋ AF × 10.446 ＋ AG × 31.250）×β｝× 0.754 ＋（AH × 239.196 ＋ AI × 174.107 ＋ AJ × 104.732 ＋ AK × 74.464 ＋ AL × 125.893 ＋ AM × 75.536 ＋ AN × 37.768 ＋ AO × 31.250）× 0.823 ＋｛（AP × 131.696 ＋ AQ × 87.813 ＋ AR × 43.906 ＋ AS × 131.696 ＋ AT × 32.924）×γ＋（AU × 35.714 ＋ AV × 23.817 ＋ AW × 11.920 ＋ AX × 35.714 ＋ AY × 8.929）×δ｝× 1.205 ＋（AZ × 131.696 ＋ BA × 35.714）× 0.658］／A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式アの符号

［略］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 7 年 4 月 21 日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立大学授業料減免対象学生数」

76.514 ＋ L × 51.009 ＋ M × 25.505）×α＋ N × 129.358 ＋ O × 86.239 ＋ P × 43.119 ＋ Q × 77.615 ＋ R × 51.743 ＋ S × 25.872 ＋ T × 38.807 ＋ U × 25.872 ＋ V × 12.936 ＋（W × 32.110 ＋ X × 21.422 ＋ Y × 10.734）×β｝× 1.141 ＋（Z × 61.468 ＋ AA × 44.725 ＋ AB × 26.927 ＋ AC × 19.128 ＋ AD × 32.339 ＋ AE × 19.404 ＋ AF × 9.725 ＋ AG × 8.028）× 0.997 ＋｛（AH × 135.321 ＋ AI × 90.229 ＋ AJ × 45.115）×γ＋（AK × 36.697 ＋ AL × 24.472 ＋ AM × 12.248）×δ｝× 1.925 ＋（AN × 33.830 ＋ AO × 33.830 ＋ AP × 9.174 ＋ AQ × 9.174）× 0.889］／A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 6 年 4 月 17 日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立大学授業料減免対象学生数」

という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が同法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。符号C、符号D及び符号Eにおいて同じ。）

［略］

D　都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

E　都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

F　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号G、符号H及び符号Iにおいて同じ。）

G　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

H　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が同法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。符号C及び符号Dにおいて同じ。）

［同左］

D　都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号F及び符号Gにおいて同じ。）

F　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

G　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

I　都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

J　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号K、符号L及び符号Mにおいて同じ。）

K　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

L　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

M　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

O　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

R　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号I及び符号Jにおいて同じ。）

I　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

J　都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

L　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

M　都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県

立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。符号S、符号T及び符号Uにおいて同じ。）

S　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

T　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

U　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

V　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号W、符号X及び符号Yにおいて同じ。）

W　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

X　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Y　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。符号O及び符号Pにおいて同じ。）

O　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号R及び符号Sにおいて同じ。）

R　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

S　都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号 AA、符号 AB 及び符号 AC において同じ。）

AA　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AD　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AE　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AF　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AG　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AH　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号Ｕ及び符号Ｖにおいて同じ。）

U　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

V　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

W　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

X　都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Y　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置

する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AD において同じ。）

AA　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AE において同じ。）

AB　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AL において同じ。）

AI　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AM において同じ。）

AJ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とす

る。符号 AN において同じ。）

AK　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AL　都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AM　都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AN　都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AO　都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AP　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AQ　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AR　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AS　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AT　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「理工農系支援」の数

AU　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AV　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AW　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AX　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

る。符号 AF において同じ。）

AC　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AD　都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AE　都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AF　都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AG　都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AH　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AI　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AJ　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AK　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AL　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AM　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AN　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「私立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AO　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AP　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「授業料理工農系支援対象者数」の数

AQ　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金理工農系支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（a × 3）／（b × 3 ＋ c × 2 ＋ d）／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度授業料減免額（実績）」

b　符号Kに同じ。

c　符号Lに同じ。

d　符号Mに同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（e × 3）／（f × 3 ＋ g × 2 ＋ h）／70,000

算式の符号

e　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度入学金減免額（実績）」

f　符号Wに同じ。

AY　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「理工農系支援」の数

AZ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「私立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

BA　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

［（a × 3）／｛（b ＋ e）× 3 ＋ c × 2 ＋ d）｝］／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度授業料減免額（実績）」

b　符号Nに同じ。

c　符号Oに同じ。

d　符号Pに同じ。

e　符号Qに同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

［（f × 3）／｛（g ＋ j）× 3 ＋ h × 2 ＋ i）｝］／70,000

算式の符号

f　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和６年度入学金減免額（実績）」

g　符号ADに同じ。

| | |
|---|---|
| h　符号 AE に同じ。 | g　符号 X に同じ。 |
| i　符号 AF に同じ。<br>j　符号 AG に同じ。 | h　符号 Y に同じ。 |
| γ　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）<br>算式 | γ　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）<br>算式 |
| ［（k × 3）／{（l + o）× 3 + m × 2 + n + p × 0.75}］／590,000<br>p × 0.75 に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。 | （i × 3）／（j × 3 + k × 2 + l）／590,000 |
| 算式の符号<br>k　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度授業料減免額（実績）」<br>l　符号 AP に同じ。<br>m　符号 AQ に同じ。 | 算式の符号<br>i　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度授業料減免額（実績）」<br>j　符号 AH に同じ。<br>k　符号 AI に同じ。 |
| n　符号 AR に同じ。<br>o　符号 AS に同じ。<br>p　符号 AT に同じ。 | l　符号 AJ に同じ。 |
| δ　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）<br>算式 | δ　次の算式により算定した率（小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が 1.000 を超える場合は 1.000 とする。）<br>算式 |
| ［（q × 3）／{（r + u）× 3 + s × 2 + t + v × 0.75）}］／160,000<br>v × 0.75 に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。 | （m × 3）／（n × 3 + o × 2 + p）／160,000 |
| 算式の符号<br>q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和６年度入学金減免額（実績）」<br>r　符号 AU に同じ。<br>s　符号 AV に同じ。 | 算式の符号<br>m　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度入学金減免額（実績）」<br>n　符号 AK に同じ。<br>o　符号 AL に同じ。 |
| t　符号 AW に同じ。<br>u　符号 AX に同じ。<br>v　符号 AY に同じ。 | p　符号 AM に同じ。 |
| 算式イ | |

（B × 197.107 + C × 39.732 + D × 146.429）／A

B × 197.107、C × 39.732、D × 146.429、（B × 197.107 + C × 39.732 + D × 146.429）／A に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　「公立学校の体育館等における空調設備設置状況調査について」（令和７年３月３日付け６施施助第42号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課通知。以下この号において「公立学校体育館等空調設置状況調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（後期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

C　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（後期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数

D　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

六　生活保護費　町村部人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$[B + \{C - (D \times 0.980)\} \times 1.013] \times 100 \over A$$

D × 0.980 及び｛C －（D × 0.980）｝× 1.013 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［２～５　略］

七　社会福祉費　人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数

（B × 197.107 + C × 39.732 + D × 146.429）／A

B × 197.107、C × 39.732、D × 146.429、（B × 197.107 + C × 39.732 + D × 146.429）／A に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　「公立学校の体育館等における空調設備設置状況調査について」（令和７年３月３日付け６施施助第42号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課通知。以下この号において「公立学校体育館等空調設置状況調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（後期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

C　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（後期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数

D　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数

六　生活保護費　町村部人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$[B + \{C - (D \times 0.977)\} \times 0.989] \times 100 \over A$$

D × 0.977 及び｛C －（D × 0.977）｝× 0.989 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［２～５　同上］

七　社会福祉費　人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数

があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times 70.27}{A}$$

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 67.73}{A}$$

［略］

算式ウ

$$\frac{B \times 57.70}{A}$$

［略］

2　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和六年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［３・４　略］

八　衛生費

人口

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$760{,}000\text{円} \times B_1 + 345{,}000\text{円} \times B_2 + C_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + C_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}(D_n \times 1{,}000 \times E_n) + \sum_{n=15}^{令6}(H_n \times 1{,}000 \times I_n) + \sum_{n=27}^{令6}(H'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n) + \sum_{n=27}^{令6}(F_n \times 1{,}000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{令6}(H_n \times 1{,}000 \times I_n) + \sum_{n=27}^{令6}(H'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n)}{15{,}000\text{円} \times A}$$

令6　　令6

があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times 69.85}{A}$$

［同左］

算式イ

$$\frac{B \times 69.74}{A}$$

［同左］

算式ウ

$$\frac{B \times 58.11}{A}$$

［同左］

2　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和五年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［３・４　同上］

八　衛生費

人口

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$720{,}000\text{円} \times B_1 + 345{,}000\text{円} \times B_2 + C_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + C_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}(D_n \times 1{,}000 \times E_n) + \sum_{n=15}^{令5}(H_n \times 1{,}000 \times I_n) + \sum_{n=27}^{令5}(H'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n) + \sum_{n=27}^{令5}(F_n \times 1{,}000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{令5}(H_n \times 1{,}000 \times I_n) + \sum_{n=27}^{令5}(H'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 1{,}000 \times \Gamma_n)}{14{,}900\text{円} \times A}$$

令5　　令5

$$\times 1{,}000 \times I2'_n) + \sum_{n=27} (J_n \times 1{,}000 \times K_n) + \sum_{n=27} (L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=27}^{令6} (N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{令3} (N'_n \times 1{,}000 \times O'_n)$$

算式アの符号

［略］

$E_{16}$ ＝ 0.025

［略］

$E_{20}$ ＝ 0.03181

$E_{21}$ ＝ 0.03064

$E_{22}$ ＝ 0.03005

$E_{23}$ ＝ 0.02954

$E_{24}$ ＝ 0.02960

［略］

$G_{16}$ ＝ 0.018

［略］

$G_{20}$ ＝ 0.02386

$G_{21}$ ＝ 0.02298

$G_{22}$ ＝ 0.02254

$G_{23}$ ＝ 0.02215

$G_{24}$ ＝ 0.02220

［略］

$I_{16}$ ＝ 0.018

［略］

$I_{20}$ ＝ 0.02386

$I_{21}$ ＝ 0.02298

$I_{22}$ ＝ 0.02254

$I_{23}$ ＝ 0.02215

$I_{24}$ ＝ 0.02220

$I_{25}$ ＝ 0.02242

$I_{26}$ ＝ 0.02271

$I_{27}$ ＝ 0.022

$$\times 1{,}000 \times I2'_n) + \sum_{n=27} (J_n \times 1{,}000 \times K_n) + \sum_{n=27} (L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=27}^{令5} (N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{令3} (N'_n \times 1{,}000 \times O'_n)$$

算式アの符号

［同左］

$E_{16}$ ＝ 0.032

［同左］

$E_{20}$ ＝ 0.03183

$E_{21}$ ＝ 0.03065

$E_{22}$ ＝ 0.03007

$E_{23}$ ＝ 0.02956

$E_{24}$ ＝ 0.02967

［同左］

$G_{16}$ ＝ 0.024

［同左］

$G_{20}$ ＝ 0.02387

$G_{21}$ ＝ 0.02299

$G_{22}$ ＝ 0.02255

$G_{23}$ ＝ 0.02217

$G_{24}$ ＝ 0.02225

［同左］

$I_{16}$ ＝ 0.024

［同左］

$I_{20}$ ＝ 0.02387

$I_{21}$ ＝ 0.02299

$I_{22}$ ＝ 0.02255

$I_{23}$ ＝ 0.02217

$I_{24}$ ＝ 0.02225

$I_{25}$ ＝ 0.02249

$I_{26}$ ＝ 0.022

$I_{27}$ ＝ 0.023

［略］

$I_{29}$ ＝ 0.0232

$I_{30}$ ＝ 0.02282

$I_{令元}$＝ 0.02245

$I_{令2}$＝ 0.01225

$I_{令3}$＝ 0.01039

［略］

$I_{令5}$＝ 0.00634

$I_{令6}$＝ 0.00908

［略］

$I'_{28}$ ＝ 0.0275

$I'_{29}$ ＝ 0.0278

$I'_{30}$ ＝ 0.02738

$I'_{令元}$ ＝ 0.02694

$I'_{令2}$ ＝ 0.01469

$I'_{令3}$ ＝ 0.01247

［略］

$I'_{令5}$ ＝ 0.00760

$I'_{令6}$ ＝ 0.01090

［略］

$I2_{21}$ ＝ 0.02553

$I2_{22}$ ＝ 0.02754

$I2_{23}$ ＝ 0.02462

$I2_{24}$ ＝ 0.02714

$I2_{25}$ ＝ 0.02741

$I2_{26}$ ＝ 0.02775

$I2_{27}$ ＝ 0.022

［略］

$I2_{29}$ ＝ 0.0232

$I2_{30}$ ＝ 0.02282

$I2_{令元}$＝ 0.02245

$I2_{令2}$＝ 0.01225

$I2_{令3}$＝ 0.01870

［略］

$I2_{令5}$＝ 0.00887

$I2_{令6}$＝ 0.01271

［略］

$I2'_{27}$ ＝ 0.013

［同左］

$I_{29}$ ＝ 0.0233

$I_{30}$ ＝ 0.02286

$I_{令元}$＝ 0.01082

$I_{令2}$＝ 0.01227

$I_{令3}$＝ 0.00304

［同左］

$I_{令5}$＝ 0.00634

［同左］

$I'_{28}$ ＝ 0.0276

$I'_{29}$ ＝ 0.0279

$I'_{30}$ ＝ 0.02743

$I'_{令元}$ ＝ 0.01298

$I'_{令2}$ ＝ 0.01472

$I'_{令3}$ ＝ 0.00365

［同左］

$I'_{令5}$ ＝ 0.00760

［同左］

$I2_{21}$ ＝ 0.02554

$I2_{22}$ ＝ 0.02756

$I2_{23}$ ＝ 0.02464

$I2_{24}$ ＝ 0.02720

$I2_{25}$ ＝ 0.02748

$I2_{26}$ ＝ 0.027

$I2_{27}$ ＝ 0.023

［同左］

$I2_{29}$ ＝ 0.0233

$I2_{30}$ ＝ 0.02286

$I2_{令元}$＝ 0.01082

$I2_{令2}$＝ 0.01227

$I2_{令3}$＝ 0.00547

［同左］

$I2_{令5}$＝ 0.00887

［同左］

$I2'_{27}$ ＝ 0.014

［略］

$I2'_{29}$ ＝ 0.0139

$I2'_{30}$ ＝ 0.01369

$I2'_{令元}$ ＝ 0.01347

$I2'_{令2}$ ＝ 0.00735

$I2'_{令3}$ ＝ 0.01870

［略］

$K_{30}$ ＝ 0.05557

［略］

$K_{令5}$ ＝ 0.05733

$K_{令6}$ ＝ 0.00565

［略］

$M_{30}$ ＝ 0.06668

［略］

$M_{令5}$ ＝ 0.06880

$M_{令6}$ ＝ 0.00678

［略］

$O_{30}$ ＝ 0.05557

［略］

$O_{令5}$ ＝ 0.08026

$O_{令6}$ ＝ 0.00791

［略］

$O'_{30}$ ＝ 0.03334

［略］

算式イ

$$\frac{760{,}000\text{円}\times B\times 0.9+760{,}000\text{円}\times C\times 0.7+D\times 1{,}000\times 0.4+\sum_{n=15}^{24}(E_n\times 1{,}000\times F_n)+\sum_{n=15}^{24}(G_n\times 1{,}000\times H_n)+\sum_{n=15}^{令6}(I_n\times 1{,}000\times J_n)+\sum_{n=27}^{令6}(K_n\times 1{,}000\times L_n)+\sum_{n=20}^{令3}(M_n\times 1{,}000\times N_n)+\sum_{n=27}^{令3}(O_n\times 1{,}000\times P_n)+33{,}600{,}000\text{円}\times Q_1+1{,}866{,}000\text{円}\times Q_2+}{14{,}900\text{円}\times A}$$

［同左］

$I2'_{29}$ ＝ 0.0140

$I2'_{30}$ ＝ 0.01371

$I2'_{令元}$ ＝ 0.00649

$I2'_{令2}$ ＝ 0.00736

$I2'_{令3}$ ＝ 0.00547

［同左］

$K_{30}$ ＝ 0.05558

［同左］

$K_{令5}$ ＝ 0.00333

［同左］

$M_{30}$ ＝ 0.06669

［同左］

$M_{令5}$ ＝ 0.00400

［同左］

$O_{30}$ ＝ 0.05558

［同左］

$O_{令5}$ ＝ 0.00466

［同左］

$O'_{30}$ ＝ 0.03335

［同左］

算式イ

$$\frac{720{,}000\text{円}\times(B+C)\times 0.7+D\times 1{,}000\times 0.4+\sum_{n=15}^{24}(E_n\times 1{,}000\times F_n)+\sum_{n=15}^{24}(G_n\times 1{,}000\times H_n)+\sum_{n=15}^{令5}(I_n\times 1{,}000\times J_n)+\sum_{n=27}^{令5}(K_n\times 1{,}000\times L_n)+\sum_{n=20}^{令3}(M_n\times 1{,}000\times N_n)+\sum_{n=27}^{令3}(O_n\times 1{,}000\times P_n)+32{,}900{,}000\text{円}\times Q_1+1{,}697{,}000\text{円}\times Q_2+(R+S+}{14{,}900\text{円}\times A}$$

$$\frac{(R + S) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令6} (T_n \times 1{,}000 \times U_n) +}{15{,}000\text{ 円} \times A}$$

$$\sum_{n=令元}^{令6} (V_n \times 1{,}000 \times W_n) + \{X \times 1{,}000 \times Y + Z \times$$

$$1{,}000 \times AA + \sum_{n=令5}^{令6} (X2_n \times 1{,}000 \times Y2_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (Z2_n \times$$

$$1{,}000 \times AA2_n)\} \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6} (X3_n \times 1{,}000 \times Y3_n) +$$

$$\sum_{n=令5}^{令6} (X4_n \times 1{,}000 \times Y4_n) + \sum_{n=令4}^{令6} (X5_n \times 1{,}000 \times Y5_n) +$$

$$\sum_{n=令4}^{令6} (X5'_n \times 1{,}000 \times Y5'_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (Z3_n \times 1{,}000 \times AA3_n) +$$

$$\sum_{n=令5}^{令6} (Z4_n \times 1{,}000 \times AA4_n) + 1{,}523{,}000\text{ 円} \times AB +$$

$$189{,}932{,}000\text{ 円} \times AC$$

算式イの符号

［略］

$F_{16}$ ＝ 0.016

［略］

$F_{20}$ ＝ 0.02121

$F_{21}$ ＝ 0.02042

$F_{22}$ ＝ 0.02003

$F_{23}$ ＝ 0.01969

$F_{24}$ ＝ 0.01974

［略］

$$\frac{T + U) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令5} (V_n \times 1{,}000 \times W_n) +}{}$$

$$\sum_{n=令元}^{令5} (V'_n \times 1{,}000 \times W'_n) + (X \times 1{,}000 \times Y + Z \times$$

$$1{,}000 \times AA + X2 \times 1{,}000 \times Y2 + Z2 \times 1{,}000 \times$$

$$AA2) \times \frac{\alpha}{0.30} + X3 \times 1{,}000 \times Y3 + X4 \times$$

$$Y4 + \sum_{n=令4}^{令5} (X5_n \times 1{,}000 \times Y5_n) + \sum_{n=令4}^{令5} (X5'_n \times 1{,}000 \times$$

$$Y5'_n) + Z3 \times 1{,}000 \times AA3 + Z4 \times 1{,}000 \times AA4 +$$

$$1{,}523{,}000\text{ 円} \times AB + 182{,}102{,}000\text{ 円} \times AC$$

算式イの符号

［同左］

$F_{16}$ ＝ 0.022

［同左］

$F_{20}$ ＝ 0.02122

$F_{21}$ ＝ 0.02043

$F_{22}$ ＝ 0.02004

$F_{23}$ ＝ 0.01971

$F_{24}$ ＝ 0.01978

［同左］

$H_{16} = 0.012$

［略］

$H_{20} = 0.01591$

［略］

$H_{22} = 0.01502$

$H_{23} = 0.01477$

$H_{24} = 0.01480$

［略］

$J_{16} = 0.009$

［略］

$J_{20} = 0.01193$

［略］

$J_{23} = 0.01108$

$J_{24} = 0.01110$

$J_{25} = 0.01121$

$J_{26} = 0.01135$

［略］

$J_{28} = 0.0103$

$J_{29} = 0.0104$

$J_{30} = 0.01027$

$J_{令元} = 0.01010$

$J_{令2} = 0.00551$

$J_{令3} = 0.00468$

［略］

$J_{令5} = 0.00285$

$J_{令6} = 0.00409$

［略］

$L_{令5} = 0.02580$

$L_{令6} = 0.00254$

［略］

$N_{20} = 0.02651$

$N_{21} = 0.02553$

$N_{22} = 0.02504$

$N_{23} = 0.02462$

$N_{24} = 0.02467$

$N_{25} = 0.02492$

$N_{26} = 0.02523$

$N_{27} = 0.022$

$H_{16} = 0.016$

［同左］

$H_{20} = 0.01592$

［同左］

$H_{22} = 0.01503$

$H_{23} = 0.01478$

$H_{24} = 0.01484$

［同左］

$J_{16} = 0.012$

［同左］

$J_{20} = 0.01194$

［同左］

$J_{23} = 0.01109$

$J_{24} = 0.01113$

$J_{25} = 0.01124$

$J_{26} = 0.012$

［同左］

$J_{28} = 0.0104$

$J_{29} = 0.0105$

$J_{30} = 0.01029$

$J_{令元} = 0.00487$

$J_{令2} = 0.00552$

$J_{令3} = 0.00137$

［同左］

$J_{令5} = 0.00285$

［同左］

$L_{令5} = 0.00150$

［同左］

$N_{20} = 0.02653$

$N_{21} = 0.02554$

$N_{22} = 0.02506$

$N_{23} = 0.02464$

$N_{24} = 0.02473$

$N_{25} = 0.02499$

$N_{26} = 0.024$

$N_{27} = 0.023$

［略］

$N_{29}$ ＝ 0.0232

$N_{30}$ ＝ 0.02282

$N_{令元}$ ＝ 0.02245

$N_{令2}$ ＝ 0.01225

$N_{令3}$ ＝ 0.01039

［略］

$P_{30}$ ＝ 0.05557

［略］

R　独立行政法人水資源機構負担金

S　上水道一般会計出資債元利償還金（平成 10 年度以前発行許可分）

$T_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業出資債及び上水道災害・安全対策事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$U_{11}$ ＝ 0.027

$U_{12}$ ＝ 0.026

$U_{13}$ ＝ 0.027

$U_{14}$ ＝ 0.022

$U_{15}$ ＝ 0.021

$U_{16}$ ＝ 0.018

$U_{17}$ ＝ 0.025

$U_{18}$ ＝ 0.024

$U_{19}$ ＝ 0.024

$U_{20}$ ＝ 0.02386

$U_{21}$ ＝ 0.02298

$U_{22}$ ＝ 0.02254

$U_{23}$ ＝ 0.02215

$U_{24}$ ＝ 0.02220

$U_{25}$ ＝ 0.02242

$U_{26}$ ＝ 0.02271

$U_{27}$ ＝ 0.020

［同左］

$N_{29}$ ＝ 0.0233

$N_{30}$ ＝ 0.02286

$N_{令元}$ ＝ 0.01082

$N_{令2}$ ＝ 0.01227

$N_{令3}$ ＝ 0.00304

［同左］

$P_{30}$ ＝ 0.05558

［同左］

R　上水道水源開発元利償還金

S　独立行政法人水資源機構負担金

T　上水道広域化対策元利償還金

U　上水道一般会計出資債元利償還金（平成 10 年度以前発行許可分）

$V_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業出資債及び上水道災害・安全対策事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$W_{11}$ ＝ 0.027

$W_{12}$ ＝ 0.026

$W_{13}$ ＝ 0.027

$W_{14}$ ＝ 0.022

$W_{15}$ ＝ 0.021

$W_{16}$ ＝ 0.024

$W_{17}$ ＝ 0.025

$W_{18}$ ＝ 0.024

$W_{19}$ ＝ 0.024

$W_{20}$ ＝ 0.02387

$W_{21}$ ＝ 0.02299

$W_{22}$ ＝ 0.02255

$W_{23}$ ＝ 0.02217

$W_{24}$ ＝ 0.02225

$W_{25}$ ＝ 0.02249

$W_{26}$ ＝ 0.022

$W_{27}$ ＝ 0.020

$U_{28}$ ＝ 0.0207
$U_{29}$ ＝ 0.0209
$U_{30}$ ＝ 0.02054
$U_{令元}$＝ 0.02021
$U_{令2}$＝ 0.01102
$U_{令3}$＝ 0.00935
$U_{令4}$＝ 0.00503
$U_{令5}$＝ 0.00570
$U_{令6}$＝ 0.00817

$V_n$　ｎ年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$W_{令元}$＝ 0.02694
$W_{令2}$＝ 0.01469
$W_{令3}$＝ 0.01247
$W_{令4}$＝ 0.00603
$W_{令5}$＝ 0.00760
$W_{令6}$＝ 0.01090

［略］

$X2_n$　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤又は「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和６年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」とい

$W_{28}$ ＝ 0.0207
$W_{29}$ ＝ 0.0209
$W_{30}$ ＝ 0.02057
$W_{令元}$＝ 0.00973
$W_{令2}$＝ 0.01104
$W_{令3}$＝ 0.00274
$W_{令4}$＝ 0.00503
$W_{令5}$＝ 0.00570

$V'_n$　ｎ年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$W'_{令元}$＝ 0.01298
$W'_{令2}$＝ 0.01472
$W'_{令3}$＝ 0.00365
$W'_{令4}$＝ 0.00603
$W_{令5}$＝ 0.00760

［同左］

X2　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

う。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y2 令5 ＝ 0.00380

Y2 令6 ＝ 0.00545

X3n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨又は令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y3 令5 ＝ 0.00634

Y3 令6 ＝ 0.00908

X4n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥又は令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y4 令5 ＝ 0.00380

Y4 令6 ＝ 0.00545

［略］

Z2n　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y2 ＝ 0.00380

X3　令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y3 ＝ 0.00634

X4　令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥及び⑧において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y4 ＝ 0.00380

［同左］

Z2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す

| | |
|---|---|
| | る。） |
| AA2 令5＝0.00380<br>AA2 令6＝0.00545 | AA2＝0.00380 |
| Z3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | Z3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AA3 令5＝0.00634<br>AA3 令6＝0.00908 | AA3＝0.00634 |
| Z4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | Z4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AA4 令5＝0.00380<br>AA4 令6＝0.00545 | AA4＝0.00380 |
| ［略］ | ［同左］ |
| Y5 令5＝0.00634<br>Y5 令6＝0.00908 | Y5 令5＝0.00634 |
| X5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | X5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| ［略］ | ［同左］ |
| Y5'令5＝0.00760<br>Y5'令6＝0.01090 | Y5'令5＝0.00760 |
| ［略］ | ［同左］ |

２　都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数（「病院事業債に係る元利償還金等について（照会）」（令和六年十一月十八日付け総財準第九十三号。以下この表において「元利償還金等調査」という。）において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数をいい、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和三年七月二日から令和六年七月一日までの間継続して零である病床の種別に属する病床（感染症病床を除く。）の数を除く。以下この表において同じ。）並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含

２　都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数（「病院事業債に係る元利償還金等について（照会）」（令和五年十一月七日付け総財準第百三十号。以下この表において「元利償還金等調査」という。）において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数をいい、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和二年七月二日から令和五年七月一日までの間継続して零である病床の種別に属する病床（感染症病床を除く。）の数を除く。以下この表において同じ。）並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）

む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前４年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（ただし、当該都道府県立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［略］

３　都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた

の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「稼働病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）

［同左］

３　都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた

数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6及び（C － D）× 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前４年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

４　都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、２に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B －

数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6及び（C － D）× 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

４　都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、２に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B －

C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前４年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和六年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和六年四月一日付け総財公第二十六号。以下この表において「令和六年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和五年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和五年四月三日付け総財公第二十八号。以下この表において「令和五年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

6　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、令和六年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１　3(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この6において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があ

6　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１　3(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この6において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があ

るときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地

るときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方

方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和六年八月六日付け総財公第五十五号、総財営第二十四号、総財準第六十一号。以下この表において「繰出金等について」という。）によって報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によって報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又

団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和五年八月九日付け総財公第五十九号、総財営第七十六号、総財準第九十五号。以下この表において「繰出金等について」という。）によって報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によって報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又

は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9　都道府県病院事業一般会計出資債同意等額は、令和三年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［10・11　略］

［削る］

は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9　都道府県病院事業一般会計出資債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［10・11　同上］

12　上水道水源開発元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道水源開発施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額の三十分の七（昭和五十五年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外の事業にあつては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

12　［略］

［削る］

13　［略］

14　平成十一年度から令和六年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当するとする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　［同上］

14　上水道広域化対策元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道広域化施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額（超過率の適用のあるものにあつては、当該額にそれぞれの超過率を乗じて得た額とする。）の三十分の七（昭和五十五年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外の事業にあつては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

15　［同上］

16　平成十一年度から令和五年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する

額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

15　広域化推進事業（「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成三十一年一月二十五日付け総財営第八十五号、生食発第〇一二五第四号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化等交付金又は防災・安全交付金及び上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費のうち、広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業に限る。）を受けて施行する事業をいう。以下同じ。）に係る令和元年度から令和六年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

16　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨

額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

17　広域化推進事業（「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成三十一年一月二十五日付け総財営第八十五号、生食発第〇一二五第四号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化等交付金のうち、広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業に限る。）を受けて施行する事業をいう。以下同じ。）に係る令和元年度から令和五年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

18　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と

五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

19 17・18　［略］

19 18　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.863＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.530］／A

算式ウの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}005}$$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}766}$$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式エ

$$\frac{B \times 0.350}{A}$$

算式エの符号

する。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

19 20　［同上］

21 19　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.823＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.521］／A

算式ウの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}668}$$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}740}$$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式エ

$$\frac{B \times 0.345}{A}$$

算式エの符号

［略］

B　7(6)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数、5(4)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.94を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.88を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式オ

$$\frac{B \times 0.254}{A}$$

［略］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 15{,}000}$$

算式カの符号

［略］

B　「令和５年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和６年５月16日付け保国発第0516第１号。以下この表において「令和５年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第１　令和５年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「２．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第９（その１）　令和５年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の１／２［33］」欄の数値及び「都道府県様式第６－Ｂ　令和５年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「６．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第６－Ｂ　令和５年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「７．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様

［同左］

B　7(6)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数、5(4)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.93を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.87を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式オ

$$\frac{B \times 0.274}{A}$$

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 14{,}900}$$

算式カの符号

［同左］

B　「令和４年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和５年５月11日付け保国発第0511第１号。以下この表において「令和４年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第１　令和４年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「２．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第９（その１）　令和４年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の１／２［33］」欄の数値及び「都道府県様式第６－Ｂ　令和４年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「６．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第６－Ｂ　令和４年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「７．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様

式第 10　令和５年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.96006848

20　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下20及び21において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

21～24　［略］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア（1）

$$\alpha \times B \times 4.068 \times \frac{A}{\text{算式ア（1）の符号}}$$

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a - b) \times 12 \times 0.25 \times \frac{1}{\text{九　こども子育て費　十八歳以下人口}}$$

式第 10　令和４年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.98041362

22　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下22及び23において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

23～26　［同上］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア（1）

$$\alpha \times B \times 3.921 \times \frac{A}{\text{算式ア（1）の符号}}$$

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a - b) \times 12 \times 0.25 \times \frac{1}{\text{九　こども子育て費　十八歳以下人口}}$$

| | |
|---|---|
| c　412,178 | c　367,016 |
| {（a － b）× 12 × 0.25} ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］ | {（a － b）× 12 × 0.25} ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］ |
| 算式ア（2） | 算式ア（2） |
| $\frac{\alpha \times B \times 1.857}{A}$ | $\frac{\alpha \times B \times 1.884}{A}$ |
| 算式ア（2）の符号<br>［略］<br>α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式 | 算式ア（2）の符号<br>［同左］<br>α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式 |
| $\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{235,139}$ | $\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{212,698}$ |
| （a × 12 × 0.25）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］ | （a × 12 × 0.25）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］ |
| 算式イ | 算式イ |
| （B × 0.117 ＋ C × 0.129 ＋ D × 0.129 ＋ E × 0.129 ＋ F × 0.129 ＋ G × 0.129 ＋ H × 0.129 ＋ I × 0.233 ＋ J × 0.388 ＋ K × 0.388 ＋ L × 1.748 ＋ M × 1.165 ＋ N × 1.165 ＋ O × 1.165 ＋ P × 3.495）／ A<br>B × 0.117、C × 0.129、D × 0.129、E × 0.129、F × 0.129、G × 0.129、H × 0.129、I × 0.233、J × 0.388、K × 0.388、L × 1.748、M × 1.165、N × 1.165、O × 1.165、P × 3.495 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 | ［｛B × 0.162 ＋ C × 0.304 ＋ D × 0.203 ＋ E × 0.203 ＋ F × 0.304 ＋ G × 0.304 ＋ H × 0.203 ＋ I × 0.203 ＋ J × 1.826 ＋ K × 1.217 ＋ L × 1.826 ＋ M × 1.217 ＋（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.101 ＋（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.101 ＋（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.609｝× 1.035］／ A<br>B × 0.162、C × 0.304、D × 0.203、E × 0.203、F × 0.304、G × 0.304、H × 0.203、I × 0.203、J × 1.826、K × 1.217、L × 1.826、M × 1.217、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.101、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.101 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.609 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 |
| 算式イの符号<br>A　測定単位の数値 | 算式イの符号<br>A　測定単位の数値 |
| B　児童数（3 歳未満）（非被用者分）<br>C　児童数（3 歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）<br>D　児童数（3 歳～小学校）（非被用者分）<br>E　児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等 | B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）<br>C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）<br>D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資 |

受給資格者分）の計）
F　児童数（中学校）（非被用者分）
G　児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）
H　児童数（高校生）（非被用者分）
I　児童数（3 歳未満）（非被用者分のうち第 3 子以降分）
J　児童数（3 歳以降）（被用者分のうち第 3 子以降分）
K　児童数（3 歳以降）（非被用者分のうち第 3 子以降分）
L　児童数（3 歳未満）（地方公務員分）
M　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員分）
N　児童数（中学校）（地方公務員分）
O　児童数（高校生）（地方公務員分）
P　児童数（地方公務員分のうち第 3 子以降分）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.185 + C \times 0.086}{A}$$

［略］

格者分）の計）
E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）
J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）
K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）
M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）
N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）
O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分）
S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
V　児童数（3 歳未満）（地方公務員・特例給付分）
W　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
X　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.181 + C \times 0.097}{A}$$

［同左］

算式エ

$$\frac{B \times 3.90}{A}$$

［略］

算式オ

［｛B × 1.236 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.815 ＋ E × 1.036 ＋ F × 2.439 ＋ G × 0.957 ＋ H × 0.848 ＋ I × 0.690｝× 5.769］／ A

B × 1.236、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.815、E × 1.036、F × 2.439、G × 0.957、H × 0.848 及び I × 0.690 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式カ

$$\frac{B \times 54.893 + C \times 27.592}{A}$$

［略］

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.474}{A}$$

算式キの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{11{,}272}$$

｛（a － b）× 0.25｝／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［２～５　略］

［削る］

算式エ

$$\frac{B \times 4.15}{A}$$

［同左］

算式オ

［｛B × 1.247 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.791 ＋ E × 1.019 ＋ F × 2.659 ＋ G × 0.975 ＋ H × 0.826 ＋ I × 0.666｝× 5.648］／ A

B × 1.247、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.791、E × 1.019、F × 2.659、G × 0.975、H × 0.826 及び I × 0.666 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times 54.767 + C \times 30.02}{A}$$

［同左］

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.414}{A}$$

算式キの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{9{,}588}$$

｛（a － b）× 0.25｝／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［２～５　同上］

６　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「令和五年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和六年三月七日付けこども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室事務連絡）に基づいてこども家庭庁に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という

6‖　児童数（3歳未満）（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

7‖　児童数（3歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

8‖　児童数（3歳～小学校）（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

［削る］

［削る］

う。）（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

7‖　児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

8‖　児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

9‖　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

10‖　児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

11‖　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用

9　児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数に同報告書における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

10　児童数（中学校）（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

11　児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後～高校生年代」の「本年2月末現在全体」の数に同報告書における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後高校生年代」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

12　児童数（高校生）（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後～高校生年代」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

13　児童数（3歳未満）（非被用者分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第3子以降（3歳未満）の児童の数の管内市町村の計とする。

14　児童数（3歳以降）（被用者分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

［新設］

12　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数に同報告書における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［新設］

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

［新設］

分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第3子以降（3歳以降）の児童の数の管内市町村の計とする。

15　児童数（3歳以降）（非被用者分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第3子以降（3歳以降）の児童の数の管内市町村の計とする。

16　児童数（3歳未満）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（3歳～小学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

［削る］

18　児童数（中学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

19　児童数（高校生）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後高校生年代」の「本年2月末現在全体」の数とする。

［新設］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

18　児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の管内市

20　児童数（地方公務員分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表中区分「支給対象児童数」の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

町村の計とする。

19　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

20　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

22　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の管内市町村の計とする。

23　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市

| | | |
|---|---|---|
| | ［削る］ | |
| | ［削る］ | |
| | ［削る］ | |
| | ［削る］ | |
| | ［削る］ | |
| 22〜36　［略］ | 2　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。 | |

町村の計とする。

25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

30　児童扶養手当支給者数は、令和四年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

31〜45　［同上］

37　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 3.709}{A}$$

算式アの符号

［略］

C　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \,/\, b \times 12}{1{,}065{,}925}$$

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 0.749}{A}$$

［略］

38　［略］

39　新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和七年こども家庭庁告示第四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和六年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

40　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度

46　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 3.556}{A}$$

算式アの符号

［同左］

C　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \,/\, b \times 12}{960{,}849}$$

［同左］

算式イ

$$\frac{B \times 0.782}{A}$$

［同左］

47　［同上］

48　新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁告示第九号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和五年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

49　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和六年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。 | 4　［略］ |
| | | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>（B × 4.085 ＋ C × 9.874）／A<br>［略］<br>算式イ<br>B × 0.061 ／ A<br>［略］ | |
| | | 2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。 | |
| | | 3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。 | |
| | | 4　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について（年報）」（平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告（年報）」という。）によって令和四年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和五年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。 | 5　［同上］ |
| | | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>（B × 4.074 ＋ C × 10.414）／A<br>［同左］<br>算式イ<br>B × 0.062 ／ A<br>［同左］ | |
| | | 2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。 | |
| | | 3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。 | |
| | | 4　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について（年報）」（平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告（年報）」という。）によって令和三年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保 | |

険者数」の欄の数値の合計数、第二段階被保険者数は、「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第三段階被保険者数は、「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{0.192}) \ / \ A$

［略］

2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和６年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第５表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割２割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割５割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割７割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。

［１・２　略］

3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0388} \times B + \underline{0.0107} \times C + \underline{10.0826} \times D) \ / \ A$

［略］

［４・５　略］

6　市町村数は、令和二年二月一日現在における市町村数とする。

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0521} \times \alpha + \underline{0.0332} \times \beta + 0.0047 \times \gamma) \ / \ A$

［略］

十一　農業行政費　農家数

険者数」の欄の数値の合計数、第二段階被保険者数は、「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第三段階被保険者数は、「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{0.195}) \ / \ A$

［同左］

2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和５年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第５表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割２割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割５割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割７割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。

［１・２　同上］

3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0385} \times B + \underline{0.0111} \times C + \underline{10.1231} \times D) \ / \ A$

［同左］

［４・５　同上］

6　市町村数は、令和五年二月一日現在における市町村数とする。

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0522} \times \alpha + \underline{0.0333} \times \beta + 0.0047 \times \gamma) \ / \ A$

［同左］

十一　農業行政費　農家数

| 市町村 | 一　消防費 | 人口 | 1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |
|---|---|---|---|
| | 十三　地域振興費 | 人口 | ［8・9　略］<br>10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$(0.0768 \times B + 0.0420 \times C + 0.0383 \times D) \div A$<br>［略］<br>11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。<br>［12～13　略］ |
| | 十二　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$(B \times 540 + C \times 22,644 + D \times 14) \div 5,410 \times A$<br>［略］<br>［2～4　略］<br>密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に四〇・〇〇〇を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に二、二六六・七を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に二六六・七を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |

| 市町村 | 一　消防費 | 人口 | 1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |
|---|---|---|---|
| | 十三　地域振興費 | 人口 | ［8・9　同上］<br>10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$(0.0752 \times B + 0.0412 \times C + 0.0376 \times D) \div A$<br>［同左］<br>11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。<br>［12～13　同上］ |
| | 十二　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$(B \times 502 + C \times 21,067 + D \times 13) \div 5,310 \times A$<br>［同左］<br>［2～4　同上］<br>密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五四・二五〇を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、〇七四・一を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三六一・七を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 |

算式

（B × 663）／A

［略］

［2　略］

3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{60.245 \times B - 28{,}797 \times A \times C \times D / 100{,}000}{12.3 \times A}$$

60.245 × B が 28,797 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 60.245 × B を 28,797 × A × C × D／100,000 × ２とし、60.245 × B が 28,797 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 60.245 × B を 28,797 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、60.245 × B、28,797 × A × C × D／100,000、12.3 × A 及び 28,797 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

［略］

4　標準額支払団員数は、「令和七年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和七年三月十一日付け消防地第百五十五号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 5.84 + C × 11.97 + D × 16.82 + E × 25.06 + F × 29.50 + G × 22.25 + H × 25.12 + I × 26.17 + J × 33.42 + K × 15.71 + L × 29.74 + M × 25.07 + N × 21.39 + O × 26.74）／A

［略］

［2　略］

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を

| | |
|---|---|
| 二　下水道費 | 人口 |
| 三　その他の土 | 人口 |

算式

（B × 665）／A

［同左］

［2　同上］

3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{59.555 \times B - 28{,}467 \times A \times C \times D / 100{,}000}{11.8 \times A}$$

59.555 × B が 28,467 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 59.555 × B を 28,467 × A × C × D／100,000 × ２とし、59.555 × B が 28,467 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 59.555 × B を 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59.555 × B、28,467 × A × C × D／100,000、11.8 × A 及び 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

［同左］

4　標準額支払団員数は、「令和六年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和六年三月十二日付け消防地第二百十三号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 5.83 + C × 11.95 + D × 16.96 + E × 25.41 + F × 27.45 + G × 21.74 + H × 24.60 + I × 26.23 + J × 33.44 + K × 16.05 + L × 30.76 + M × 25.08 + N × 20.73 + O × 26.75）／A

［同左］

［2　同上］

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を

| | |
|---|---|
| 二　下水道費 | 人口 |
| 三　その他の土 | 人口 |

木費

四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{(B + C) \times 0.685}{A}$$

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=7}^{7} \{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一八・一五を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［2～3　略］

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{52,400 \times A} \times (466 \times A + 144,631 \times B + 680 \times C)$$

算式の符号

［略］

B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和６年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

［略］

前号に準ずる。この場合において、「一一八・一五」とあるのは「一一八・九八」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教

四　小学校費　児童数

五　中学校費　生徒数

木費

四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{(B + C) \times 0.704}{A}$$

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=6}^{7} \{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一八・九九を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

2～3　同上

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{51,300 \times A} \times (468 \times A + 144,238 \times B + 698 \times C)$$

算式の符号

［同左］

B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和５年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

［同左］

前号に準ずる。この場合において、「一一八・九九」とあるのは「一一八・七八」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教

四　小学校費　児童数

五　中学校費　生徒数

育学校の前期課程」と、「52,400」とあるのは「48,000」と、「466」とあるのは「1,206」と、「144,631」とあるのは「195,600」と、「680」とあるのは「699」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

六　その他の教育費

算式ア

(B × 836 + C × 322 + D × 368 + E × 49 + F × 96 + G × 176 + H × 197 + I × 81 + J × 135 + K × 152 + L × 11 + M × 101 + N × 121 + O × 152) ／A

［略］

算式イ

［ {B × 116.732 + C × 77.821 + D × 38.911 + E × 116.732 + F × 84.967 + G × 56.645 + H × 28.322 + I × 84.967 + J × 51.111 + K × 34.074 + L × 17.037 + M × 51.111 + (N × 36.340 + O × 24.227 + P × 12.113 + Q × 36.340) × α + R × 61.438 + S × 40.959 + T × 20.479 + U × 61.438 + V × 36.863 + W × 24.575 + X × 12.288 + Y × 36.863 + Z × 18.431 + AA × 12.288 + AB × 6.144 + AC × 18.431 + (AD × 15.251 + AE × 10.174 + AF × 5.098 + AG × 15.251) × β} × 0.842 + (AH × 116.732 + AI × 84.967 + AJ × 51.111 + AK × 36.340 + AL × 61.438 + AM × 36.863 + AN × 18.431 + AO × 15.251) × 0.935］／A

B × 116.732、C × 77.821、D × 38.911、E × 116.732、F × 84.967、G × 56.645、H × 28.322、I × 84.967、J × 51.111、K × 34.074、L × 17.037、M × 51.111、N × 36.340、O × 24.227、P × 12.113、Q × 36.340、(N × 36.340 + O × 24.227 + P × 12.113 + Q × 36.340) × α、R × 61.438、S × 40.959、T × 20.479、U × 61.438、V × 36.863、W × 24.575、X × 12.288、Y × 36.863、Z × 18.431、

育学校の前期課程」と、「51,300」とあるのは「47,400」と、「468」とあるのは「1,247」と、「144,238」とあるのは「193,233」と、「698」とあるのは「731」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

六　その他の教育費

算式ア

(B × 854 + C × 331 + D × 379 + E × 48 + F × 99 + G × 179 + H × 200 + I × 81 + J × 136 + K × 155 + L × 12 + M × 105 + N × 123 + O × 158) ／A

［同左］

算式イ

{B × 121.222 + C × 80.814 + D × 40.407 + E × 88.235 + F × 58.824 + G × 29.412 + H × 53.077 + I × 35.385 + J × 17.692 + (K × 37.738 + L × 25.158 + M × 12.579) × α + N × 63.801 + O × 42.534 + P × 21.267 + Q × 38.281 + R × 25.520 + S × 12.760 + T × 19.140 + U × 12.760 + V × 6.380 + (W × 15.837 + X × 10.566 + Y × 5.294) × β} × 1.156 + (Z × 30.317 + AA × 22.059 + AB × 13.281 + AC × 9.434 + AD × 15.950 + AE × 9.570 + AF × 4.796 + AG × 3.959) × 1.088］／A

B × 121.222、C × 80.814、D × 40.407、E × 88.235、F × 58.824、G × 29.412、H × 53.077、I × 35.385、J × 17.692、K × 37.738、L × 25.158、M × 12.579、(K × 37.738 + L × 25.158 + M × 12.579) × α、N × 63.801、O × 42.534、P × 21.267、Q × 38.281、R × 25.520、S × 12.760、T × 19.140、U × 12.760、V × 6.380、W × 15.837、X × 10.566、Y × 5.294、(W × 15.837 + X × 10.566 + Y × 5.294) × β、{B × 121.222 + C × 80.814 + D × 40.407 + E × 88.235 + F × 58.824 + G × 29.412 + H × 53.077 + I × 35.385 + J × 17.692 + (K ×

、AA × 12.288、AB × 6.144、AC × 18.431、AD × 15.251、AE × 10.174、AF × 5.098、AG × 15.251、（AD × 15.251 + AE × 10.174 + AF × 5.098 + AG × 15.251）×β、｛B × 116.732 + C × 77.821 + D × 38.911 + E × 116.732 + F × 84.967 + G × 56.645 + H × 28.322 + I × 84.967 + J × 51.111 + K × 34.074 + L × 17.037 + M × 51.111 +（N × 36.340 + O × 24.227 + P × 12.113 + Q × 36.340）×α + R × 61.438 + S × 40.959 + T × 20.479 + U × 61.438 + V × 36.863 + W × 24.575 + X × 12.288 + Y × 36.863 + Z × 18.431 + AA × 12.288 + AB × 6.144 + AC × 18.431 +（AD × 15.251 + AE × 10.174 + AF × 5.098 + AG × 15.251）×β｝× 0.842、AH × 116.732、AI × 84.967、AJ × 51.111、AK × 36.340、AL × 61.438、AM × 36.863、AN × 18.431、AO × 15.251、（AH × 116.732 + AI × 84.967 + AJ × 51.111 + AK × 36.340 + AL × 61.438 + AM × 36.863 + AN × 18.431 + AO × 15.251）× 0.935 及び［｛B × 116.732 + C × 77.821 + D × 38.911 + E × 116.732 + F × 84.967 + G × 56.645 + H × 28.322 + I × 84.967 + J × 51.111 + K × 34.074 + L × 17.037 + M × 51.111 +（N × 36.340 + O × 24.227 + P × 12.113 + Q × 36.340）×α + R × 61.438 + S × 40.959 + T × 20.479 + U × 61.438 + V × 36.863 + W × 24.575 + X × 12.288 + Y × 36.863 + Z × 18.431 + AA × 12.288 + AB × 6.144 + AC × 18.431 +（AD × 15.251 + AE × 10.174 + AF × 5.098 + AG × 15.251）×β｝× 0.842 +（AH × 116.732 + AI × 84.967 + AJ × 51.111 + AK × 36.340 + AL × 61.438 + AM × 36.863 + AN × 18.431 + AO × 15.251）× 0.935］／A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

［略］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 7 年 4 月 21 日付け文部科学省高等教育局学生支援課

37.738 + L × 25.158 + M × 12.579）×α + N × 63.801 + O × 42.534 + P × 21.267 + Q × 38.281 + R × 25.520 + S × 12.760 + T × 19.140 + U × 12.760 + V × 6.380 +（W × 15.837 + X × 10.566 + Y × 5.294）×β｝× 1.156、Z × 30.317、AA × 22.059、AB × 13.281、AC × 9.434、AD × 15.950、AE × 9.570、AF × 4.796、AG × 3.959、（Z × 30.317 + AA × 22.059 + AB × 13.281 + AC × 9.434 + AD × 15.950 + AE × 9.570 + AF × 4.796 + AG × 3.959）× 1.088 及び［｛B × 121.222 + C × 80.814 + D × 40.407 + E × 88.235 + F × 58.824 + G × 29.412 + H × 53.077 + I × 35.385 + J × 17.692 +（K × 37.738 + L × 25.158 + M × 12.579）×α + N × 63.801 + O × 42.534 + P × 21.267 + Q × 38.281 + R × 25.520 + S × 12.760 + T × 19.140 + U × 12.760 + V × 6.380 +（W × 15.837 + X × 10.566 + Y × 5.294）×β｝× 1.156 +（Z × 30.317 + AA × 22.059 + AB × 13.281 + AC × 9.434 + AD × 15.950 + AE × 9.570 + AF × 4.796 + AG × 3.959）× 1.088］／A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

［同左］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 6 年 4 月 17 日付け文部科学省高等教育局学生支援課

高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｃ、符号Ｄ及び符号Ｅにおいて同じ。）

［略］

Ｄ　市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｅ　市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

Ｆ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｇ、符号Ｈ及び符号Ｉにおいて同じ。）

Ｇ　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｃ及び符号Ｄにおいて同じ。）

［同左］

Ｄ　市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｅ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｆ及び符号Ｇにおいて同じ。）

Ｆ　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

H　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

I　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

J　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号K、符号L及び符号Mにおいて同じ。）

K　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

L　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

M　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

O　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

R　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和６

G　市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号I及び符号Jにおいて同じ。）

I　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

J　市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

L　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

M　市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和５

年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号S、符号T及び符号Uにおいて同じ。）

S　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

T　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

U　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

V　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号W、符号X及び符号Yにおいて同じ。）

W　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

X　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Y　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち

年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号O及び符号Pにおいて同じ。）

O　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号R及び符号Sにおいて同じ。）

R　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

S　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

「多子世帯支援」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号AA、符号AB及び符号ACにおいて同じ。）

AA　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AD　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AE　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AF　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AG　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「多子世帯支援」の数

AH　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号U及び符号Vにおいて同じ。）

U　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

V　市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

W　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

X　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

Y　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する

大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AL において同じ。）

AI　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AM において同じ。）

AJ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする。符号 AN において同じ。）

大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AD において同じ。）

AA　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AE において同じ。）

AB　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする。符号 AF において同じ。）

AK　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AL　市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AM　市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AN　市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AO　市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

［（a × 3）／{（b ＋ e）× 3 ＋ c × 2 ＋ d}］／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度授業料減免額（実績）」

b　符号Nに同じ。

c　符号Oに同じ。

d　符号Pに同じ。

e　符号Qに同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

［（f × 3）／{（g ＋ j）× 3 ＋ h × 2 ＋ i}］／70,000

算式の符号

f　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和６年度入学金減免額（実績）」

g　符号ADに同じ。

AC　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AD　市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AE　市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AF　市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AG　市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（a × 3）／（b × 3 ＋ c × 2 ＋ d）／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度授業料減免額（実績」

b　符号Kに同じ。

c　符号Lに同じ。

d　符号Mに同じ。

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（e × 3）／（f × 3 ＋ g × 2 ＋ h）／70,000

算式の符号

e　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度入学金減免額（実績）」

f　符号Wに同じ。

h　符号AEに同じ。

i　符号AFに同じ。

j　符号AGに同じ。

算式ウ

（B × 71.460 ＋ C × 97.168 ＋ D × 19.390 ＋ E × 71.460）／A

B × 71.460、C × 97.168、D × 19.390、E × 71.460、（B × 71.460 ＋ C × 97.168 ＋ D × 19.390 ＋ E × 71.460）／A に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　「公立学校の体育館等における空調設備設置状況調査について」（令和７年３月３日付け６施施助第42号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課通知。以下この号において「公立学校体育館等空調設置状況調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された表頭「小学校（義務教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置小学校数」という。）

C　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置中学校数」という。）

D　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「中学校（義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）を含む）」の「武道場に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立武道場空調設備設置中学校数」という。）

E　「公立学校体育館等空調設置状況調査」に基づいて文部科学省に報告された表頭「特別支援学校」の「体育館に空調設備を設置している学校数」欄の数（以下「市町村立体育館空調設備設置特別支援学校数」という。）

g　符号Xに同じ。

h　符号Yに同じ。

| | | |
|---|---|---|
| 七　生活保護費 | 市部人口 | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>$\frac{B + \{C - (D \times 0.980)\} \times 1.013 \times 100}{A}$<br>D × 0.980 及び {C − (D × 0.980)} × 1.013 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］<br>［2～5　略］ |
| | | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>$\frac{B \times 100}{A} \times 0.635$<br>［略］<br>算式イ<br>$\frac{B \times 100}{A} \times 0.612$<br>［略］<br>算式ウ<br>$\frac{B \times 100}{A} \times 0.521$<br>［略］<br>［2～4　略］ |
| 八　社会福祉費 | 人口 | 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>$\frac{B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 380{,}000\text{円} + \{(C - 162) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 6{,}780\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=12}^{令6}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 760{,}000\text{円} + I_2 \times 345{,}000\text{円} +}{}$ |
| 九　保健衛生費 | 人口 | |

| | | |
|---|---|---|
| 七　生活保護費 | 市部人口 | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>$\frac{B + \{C - (D \times 0.977)\} \times 0.989 \times 100}{A}$<br>D × 0.977 及び {C − (D × 0.977)} × 0.989 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］<br>［2～5　同上］ |
| | | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>$\frac{B \times 100}{A} \times 0.652$<br>［同左］<br>算式イ<br>$\frac{B \times 100}{A} \times 0.651$<br>［同左］<br>算式ウ<br>$\frac{B \times 100}{A} \times 0.542$<br>［同左］<br>［2～4　同左］ |
| 八　社会福祉費 | 人口 | 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア<br>$\frac{B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 360{,}000\text{円} + \{(C - 158) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 7{,}260\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=5}^{令5}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 720{,}000\text{円} + I_2 \times}{}$ |
| 九　保健衛生費 | 人口 | |

$$\sum_{n=12}^{24}$$

345,000 円＋（$J_1$＋$J_2$）× 720,000 円× 0.7 ＋ $K_1$ ×

1,000 × 0.6 ＋ $K_2$ × 1,000 × 0.45 ＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$L_n$ × 1,000 ×

$M_n$）＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$N_n$ × 1,000 × $O_n$）＋ $\sum_{n=15}^{令5}$（$P_n$ × 1,000 × $Q_n$）

7,180 円× A

＋ $\sum_{n=27}^{令5}$（$P'_n$ × 1,000 × $Q'_n$）＋ $\sum_{n=21}^{令5}$（$P2_n$ × 1,000 × $Q2_n$）＋

$\sum_{n=27}^{令3}$（$P2'_n$ × 1,000 × $Q2'_n$）＋ R × 1,000 × S ＋ $\sum_{n=27}^{令5}$（$T_n$ ×

1,000 × $U_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令5}$（$T'_n$ × 1,000 × $U'_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令5}$（$T2_n$ ×

1,000 × $U2_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令3}$（$T2'_n$ × 1,000 × $U2'_n$）＋ V × 1,000

× 0.4 ＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$W_n$ × 1,000 × $X_n$）＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$Y_n$ × 1,000 ×

$Z_n$）＋ $\sum_{n=15}^{令5}$（$AA_n$ × 1,000 × $AB_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令5}$（$AC_n$ × 1,000

× $AD_n$）＋ $\sum_{n=20}^{令3}$（$AE_n$ × 1,000 × $AF_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令3}$（$AG_n$ ×

1,000 × $AH_n$）＋（32,900,000 円× $AI_1$ ＋ 1,697,000 円

× $AI_2$）＋ AJ × 0.5 ＋（AK ＋ AL ＋ AM ＋ AN）×

$$\sum_{n=12}^{24}$$

$J_1$ × 760,000 円× 0.9 ＋ $J_2$ × 760,000 円× 0.7 ＋ $K_1$ ×

1,000 × 0.6 ＋ $K_2$ × 1,000 × 0.45 ＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$L_n$ × 1,000 ×

$M_n$）＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$N_n$ × 1,000 × $O_n$）＋ $\sum_{n=15}^{令6}$（$P_n$ × 1,000 × $Q_n$）

7,190 円× A

＋ $\sum_{n=27}^{令6}$（$P'_n$ × 1,000 × $Q'_n$）＋ $\sum_{n=21}^{令6}$（$P2_n$ × 1,000 × $Q2_n$）＋

$\sum_{n=27}^{令3}$（$P2'_n$ × 1,000 × $Q2'_n$）＋ R × 1,000 × S ＋ $\sum_{n=27}^{令6}$（$T_n$ ×

1,000 × $U_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令6}$（$T'_n$ × 1,000 × $U'_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令6}$（$T2_n$ ×

1,000 × $U2_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令3}$（$T2'_n$ × 1,000 × $U2'_n$）＋ V × 1,000

× 0.4 ＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$W_n$ × 1,000 × $X_n$）＋ $\sum_{n=15}^{24}$（$Y_n$ × 1,000 ×

$Z_n$）＋ $\sum_{n=15}^{令6}$（$AA_n$ × 1,000 × $AB_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令6}$（$AC_n$ × 1,000

× $AD_n$）＋ $\sum_{n=20}^{令3}$（$AE_n$ × 1,000 × $AF_n$）＋ $\sum_{n=27}^{令3}$（$AG_n$ ×

1,000 × $AH_n$）＋（33,600,000 円× $AI_1$ ＋ 1,866,000 円

× $AI_2$）＋ AJ × 0.5 ＋（AK ＋ AL）× 1,000 × 0.5 ＋

$$\sum_{n=12}^{令6}(AM_n \times 1{,}000 \times AN_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(AO_n \times 1{,}000 \times AP_n) + AQ \times 640{,}000\text{円} + \{AR \times 1{,}000 \times AS + AT \times 1{,}000 \times AU + \sum_{n=令5}^{令6}(AR2_n \times 1{,}000 \times AS2_n + AT2_n \times 1{,}000 \times AU2_n)\} \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AR3_n \times 1{,}000 \times AS3_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AR4_n \times 1{,}000 \times AS4_n) + \sum_{n=令4}^{令6}(AR5_n \times 1{,}000 \times AS5_n) + \sum_{n=令4}^{令6}(AR5'_n \times 1{,}000 \times AS5'_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AT3_n \times 1{,}000 \times AU3_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AT4_n \times 1{,}000 \times AU4_n)$$

算式アの符号

［略］

$H_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04971

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.056

$H_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04831

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

$H_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

$$1{,}000 \times 0.5 + \sum_{n=12}^{令5}(AO_n \times 1{,}000 \times AP_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(AO'_n \times 1{,}000 \times AP'_n) + AQ \times 619{,}000\text{円} + (AR \times 1{,}000 \times AS + AT \times 1{,}000 \times AU + AR2 \times 1{,}000 \times AS2 + AT2 \times 1{,}000 \times AU2) \times \frac{\alpha}{0.30} + AR3 \times 1{,}000 \times AS3 + AR4 \times 1{,}000 \times AS4 + \sum_{n=令4}^{令5}(AR5_n \times 1{,}000 \times AS5_n) + \sum_{n=令4}^{令5}(AR5'_n \times 1{,}000 \times AS5'_n) + AT3 \times 1{,}000 \times AU3 + AT4 \times 1{,}000 \times AU4$$

算式アの符号

［同左］

$H_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04974

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.057

$H_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04832

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

$H_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.04696

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

［略］

H29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0718

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0718

H30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.07203

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07196

H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.07184

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07187

H令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.07221

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07226

H令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.07967

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07994

［略］

H令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00468

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00507

H令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00701

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00815

［略］

K1　病院事業債に係る元利償還金（令和 6 年度繰出基準第 5、1、(2)に該当する事業のうち、平成 3 年度から平成 13 年度までに発行を許可された病院事業債（平成 14 年度に許可を受けた平成 13 年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成 13

0.04699

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

［同左］

H29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0720

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0720

H30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.07219

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07207

H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.07192

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07196

H令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.07234

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07239

H令3　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00115

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00143

［同左］

H令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00468

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00507

［同左］

K1　病院事業債に係る元利償還金（令和 5 年度繰出基準第 5、1、(2)に該当する事業のうち、平成 3 年度から平成 13 年度までに発行を許可された病院事業債（平成 14 年度に許可を受けた平成 13 年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成 13

年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額）

$K_2$　病院事業債に係る元利償還金（令和６年度繰出基準第５、１、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額）

［略］

$M_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02983

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

［略］

$M_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02818

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$M_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02811

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$M_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02805

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

［略］

$O_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額）

$K_2$　病院事業債に係る元利償還金（令和５年度繰出基準第５、１、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額）

［同左］

$M_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02984

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

［同左］

$M_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02819

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$M_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02812

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$M_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02810

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

［同左］

$O_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02238

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

［略］

$O_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.02113

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$O_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02108

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$O_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02104

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

$Q_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.02237

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［略］

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.02113

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02108

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02104

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの

0.02130

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの

0.02146

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係

［同左］

$O_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$O_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02109

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$O_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02107

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

$Q_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.02238

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

［同左］

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02109

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02107

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの

0.02136

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$Q_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの

0.021

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.023

［略］

$Q_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244

$Q_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

$Q_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02059

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02387

$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01000

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01407

$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01178

［略］

$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

$Q_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

［略］

$Q'_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

［略］

るもの　0.023

［同左］

$Q_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0245

$Q_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248

$Q_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00895

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01224

$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01001

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01409

$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00300

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00308

［同左］

$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

［同左］

$Q'_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

［同左］

| | |
|---|---|
| $Q'_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 0.0256 |
| イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0296 |
| $Q'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.02524 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02916 |
| $Q'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.02470 |
| イ　令和元度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02864 |
| $Q'_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの | 0.01199 |
| イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01688 |
| $Q'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの | 0.01056 |
| イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01413 |
| ［略］ | |
| $Q'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00752 |
| イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00770 |
| $Q'_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの | 0.01066 |
| イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01196 |
| ［略］ | |
| $Q2_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの | 0.02583 |
| イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.030 |
| $Q2_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの | 0.02343 |
| イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.029 |

| | |
|---|---|
| $Q'_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 0.0256 |
| イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0297 |
| $Q'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.02528 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02920 |
| $Q'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.01074 |
| イ　令和元度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01469 |
| $Q'_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの | 0.01201 |
| イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01691 |
| $Q'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの | 0.00360 |
| イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00369 |
| ［同左］ | |
| $Q'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00752 |
| イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00770 |
| ［同左］ | |
| $Q2_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの | 0.02584 |
| イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.030 |
| $Q2_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの | 0.02344 |
| イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.029 |

| | |
|---|---|
| $Q2_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの | 0.02571 |
| イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.029 |
| $Q2_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの | 0.02604 |
| イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.029 |
| $Q2_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの | 0.02623 |
| イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.028 |
| ［略］ | |
| $Q2_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの | 0.0213 |
| イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0244 |
| $Q2_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの | 0.0214 |
| イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0247 |
| $Q2_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの | 0.02100 |
| イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02430 |
| $Q2_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.02059 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02387 |
| $Q2_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの | 0.01000 |
| イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01407 |
| $Q2_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの | 0.01584 |
| イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02120 |
| ［略］ | |

| | |
|---|---|
| $Q2_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの | 0.02576 |
| イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.029 |
| $Q2_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの | 0.02610 |
| イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.029 |
| $Q2_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの | 0.025 |
| イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.028 |
| ［同左］ | |
| $Q2_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの | 0.0214 |
| イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0245 |
| $Q2_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの | 0.0214 |
| イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0248 |
| $Q2_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの | 0.02110 |
| イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02434 |
| $Q2_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.00895 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01224 |
| $Q2_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの | 0.01001 |
| イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01409 |
| $Q2_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの | 0.00540 |
| イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00554 |
| ［同左］ | |

| | |
|---|---|
| $Q2_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの | 0.00878 |
| イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00898 |
| $Q2_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの | 0.01244 |
| イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01396 |
| ［略］ | |
| $Q2'_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの | 0.0128 |
| イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0146 |
| $Q2'_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 0.0128 |
| イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0148 |
| $Q2'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.01262 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01458 |
| $Q2'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.01235 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01432 |
| $Q2'_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの | 0.00600 |
| イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00844 |
| $Q2'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの | 0.01584 |
| イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02120 |
| ［略］ | |
| $U_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.05557 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05557 |

| | |
|---|---|
| $Q2_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの | 0.00878 |
| イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00898 |
| ［同左］ | |
| $Q2'_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの | 0.0128 |
| イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0147 |
| $Q2'_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 0.0128 |
| イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0149 |
| $Q2'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.01264 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01460 |
| $Q2'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.00537 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00734 |
| $Q2'_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの | 0.00600 |
| イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00845 |
| $Q2'_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの | 0.00540 |
| イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00554 |
| ［同左］ | |
| $U_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.05558 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05558 |

［略］

$U_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.05564

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05902

$U_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05798

$U_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.05649

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05887

$U_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.05715

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05316

$U_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00575

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00567

［略］

$U'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.06668

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06668

［略］

$U'_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.06676

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07082

$U'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.06730

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06958

$U'_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.06778

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係

［同左］

$U_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.05564

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05903

$U_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05800

$U_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.05649

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

$U_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00300

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00328

［同左］

$U'_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.06669

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06669

［同左］

$U'_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.06676

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07083

$U'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.06730

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06960

$U'_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.06778

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.07064

U'令5　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.06858

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06379

U'令6　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00690

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00680

［略］

U2₃₀　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.05557

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05557

［略］

U2令2　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.05564

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05902

U2令3　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.10095

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10436

U2令4　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.07908

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08242

U2令5　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.08001

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07442

U2令6　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00805

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00794

［略］

U2'₃₀　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03334

るもの　0.04773

U'令5　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00360

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00393

［同左］

U2₃₀　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.05558

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05558

［同左］

U2令2　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.05564

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05903

U2令3　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.10095

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10440

U2令4　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.07908

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05522

U2令5　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00420

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00459

［同左］

U2'₃₀　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03335

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03334

［略］

$U2'_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03338

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03541

$U2'_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.10095

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10436

［略］

$X_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01988

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

$X_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01932

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

$X_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01878

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

$X_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01874

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$X_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01870

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

［略］

$Z_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01491

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

$Z_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03335

［同左］

$U2'_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03338

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03542

$U2'_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.10095

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10440

［同左］

$X_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01990

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

$X_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01933

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

$X_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01880

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

$X_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$X_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01873

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

［同左］

$Z_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01492

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

$Z_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの

0.01449

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

$Z_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの

0.01409

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［略］

$Z_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.01403

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［略］

$AB_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの

0.01054

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

$AB_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.01052

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

$AB_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの

0.01065

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

$AB_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの

0.01073

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

［略］

$AB_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの

0.00947

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01094

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.00926

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01074

0.01450

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

$Z_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの

0.01410

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［同左］

$Z_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.01405

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［同左］

$AB_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの

0.01055

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

$AB_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.01054

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

$AB_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの

0.01068

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

$AB_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの

0.010

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

［同左］

$AB_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの

0.00948

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01095

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.00403

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00551

AB令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの
0.00450
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00633
AB令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの
0.00396
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00530
［略］
AB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの
0.00282
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00289
AB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの
0.00400
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00449
［略］
AD令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの
0.02524
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02609
AD令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの
0.02542
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02649
AD令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの
0.02572
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02392
AD令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの
0.00259
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00255
［略］
AF20　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.02486
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係

AB令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの
0.00450
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00634
AB令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの
0.00135
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00138
［同左］
AB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの
0.00282
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00289
［同左］
AD令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの
0.02524
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02610
AD令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの
0.02542
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775
AD令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの
0.00135
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00147
［同左］
AF20　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.02487
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係

| | |
|---|---|
| | るもの　0.028 |
| | ［略］ |
| | $AF_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02348 |
| | イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027 |
| | $AF_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02343 |
| | イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027 |
| | $AF_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02338 |
| | イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026 |
| | $AF_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02367 |
| | イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026 |
| | $AF_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02385 |
| | イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026 |
| | ［略］ |
| | $AF_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0243 |
| | $AF_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214 |
| | イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247 |
| | $AF_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02104 |
| | イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430 |
| | $AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02059 |
| | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係 |

| | |
|---|---|
| | るもの　0.028 |
| | ［同左］ |
| | $AF_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02350 |
| | イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027 |
| | $AF_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02344 |
| | イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027 |
| | $AF_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02342 |
| | イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026 |
| | $AF_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02373 |
| | イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026 |
| | $AF_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.023 |
| | イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026 |
| | ［同左］ |
| | $AF_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0214 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0245 |
| | $AF_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214 |
| | イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248 |
| | $AF_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02107 |
| | イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434 |
| | $AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00895 |
| | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係 |

るもの　0.02387

AF令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01000

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01407

AF令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01178

［略］

AH30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.05557

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05557

［略］

AH令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.05564

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05902

AH令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05798

［略］

AK　独立行政法人水資源機構負担金

AL　上水道一般会計出資債元利償還金（平成11年度以前）

AMn　n年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額（符号AO'nに係るものを除く。）

AN12＝0.026

AN13＝0.027

AN14＝0.022

AN15＝0.024

AN16＝0.019

AN17　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.01224

AF令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01001

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01409

AF令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00300

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00308

［同左］

AH30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.05558

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05558

［同左］

AH令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.05564

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05903

AH令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05800

［同左］

AK　上水道水源開発元利償還金

AL　独立行政法人水資源機構負担金

AM　上水道広域化対策元利償還金

AN　上水道一般会計出資債元利償還金（平成11年度以前）

AOn　n年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額（符号AO'nに係るものを除く。）

AP12＝0.026

AP13＝0.027

AP14＝0.022

AP15＝0.024

AP16＝0.019

AP17　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.018

$AN_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

$AN_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

$AN_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$AN_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02174

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$AN_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02113

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AN_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02108

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AN_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AN_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AN_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02146

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

$AN_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

るもの　0.018

$AP_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

$AP_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

$AP_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02238

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

$AP_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02174

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$AP_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AP_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02109

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AP_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AP_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02136

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

$AP_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

$AP_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

| | |
|---|---|
| $AN_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの | 0.0192 |
| イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0220 |
| $AN_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの | 0.0192 |
| イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0222 |
| $AN_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの | 0.01893 |
| イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02187 |
| $AN_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.01853 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02148 |
| $AN_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの | 0.00900 |
| イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01266 |
| $AN_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの | 0.00792 |
| イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01060 |
| $AN_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの | 0.00495 |
| イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00511 |
| $AN_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの | 0.00564 |
| イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00577 |
| $AN_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの | 0.00800 |
| イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00897 |
| $AO_n$　n 年度における広域化推進事業に係る市町村上水道一般会計出資債同意等額 | |

| | |
|---|---|
| $AP_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの | 0.0192 |
| イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0220 |
| $AP_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの | 0.0192 |
| イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0223 |
| $AP_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの | 0.01896 |
| イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02190 |
| $AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.00806 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01102 |
| $AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの | 0.00900 |
| イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01268 |
| $AP_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの | 0.00270 |
| イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00277 |
| $AP_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの | 0.00495 |
| イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00511 |
| $AP_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの | 0.00564 |
| イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00577 |
| $AO'_n$　n 年度における広域化推進事業に係る市町村上水道一般会計出資債同意等額 | |

| | |
|---|---|
| $AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの 0.02470<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02864<br>$AP_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの 0.01199<br>イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01688<br>$AP_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの 0.01056<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01413<br>$AP_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの 0.00594<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00613<br>$AP_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00752<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00770<br>$AP_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの 0.01066<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01196 | $AP'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01074<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01469<br>$AP'_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの 0.01201<br>イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01691<br>$AP'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの 0.00360<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00369<br>$AP'_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの 0.00594<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00613<br>$AP'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00752<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00770 |
| ［略］<br>AR2ₙ　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | ［同左］<br>AR2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| $AS2_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00376<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00385<br>$AS2_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの 0.00533<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00598 | AS2　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00376<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00385 |

| | |
|---|---|
| AR3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | AR3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AS3 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00627<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642<br>AS3 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00889<br>イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997 | AS3　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00627<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642 |
| AR4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | AR4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AS4 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385<br>AS4 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00533<br>イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598 | AS4　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385 |
| ［略］ | ［同左］ |
| AT2n　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | AT2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AU2 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に | AU2　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係 |

| | |
|---|---|
| 係るもの　0.00385<br>AU2 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598 | るもの　0.00385 |
| AT3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | AT3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AU3 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642<br>AU3 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997 | AU3　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642 |
| AT4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） | AT4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |
| AU4 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385<br>AU4 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598 | AU4　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385 |
| ［略］ | ［同左］ |
| AS5 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642 | AS5 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | AS5 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの 0.00889<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00997 | | | |
| | | | ［略］ | | ［同左］ | |
| | | | AS5'令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00752<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00770<br>AS5'令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの 0.01066<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01196 | | AS5'令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00752<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00770 | |

［２　略］

３　診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、$C\leqq D\leqq B$のときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、$B\leqq C\leqq D\leqq A$又は$C\leqq B\leqq D\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、$B\leqq D\leqq C\leqq A$又は$D\leqq B\leqq C\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6及び（Ｃ－Ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　前４年度における診療所最大使用病床数

［略］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

$A+B\times 0.9+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.3+F$

［２　同上］

３　診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、$C\leqq D\leqq B$のときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、$B\leqq C\leqq D\leqq A$又は$C\leqq B\leqq D\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、$B\leqq D\leqq C\leqq A$又は$D\leqq B\leqq C\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6及び（Ｃ－Ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　4年前の７月１日現在における診療所稼働病床数（診療所病床数は、医療法第30条の13第１項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）

［同左］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

$A+B\times 0.9+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.3+F$

×0.1

算式の符号

A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和６年10月25日付け総財営第43号）において報告された５年前の４月１日から１年前の３月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［略］

［５　略］

６　平成十二年度から令和六年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額及び令和三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

×0.1

算式の符号

A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和５年10月25日付け総財営第78号）において報告された５年前の４月１日から１年前の３月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［同左］

［５　同上］

６　平成十二年度から令和五年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額及び令和三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく「「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一六二円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七七円以上であること。

［8　略］

9　市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村若しくは当該市町村が構成団体である一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年の四月一日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数（ただし、当該市町村

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく「「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一五八円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七九円以上であること。

［8　同上］

9　市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村若しくは当該市町村が構成団体である一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年の四月一日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、市町村立等病院

立病院が医療法第一条の五第二項に規定する診療所に転換した場合には、診療所病床数を減じた数とする。）とし、市町村立等病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の病院の病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数）とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは

特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の病院の病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数）とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは

（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前４年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［略］

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C－D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、C が A よりも小さくないときは（A － B）は０とし、D が A、B 又は C のいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ B のときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A 又は C ≦ B ≦ D ≦ A のときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A 又は D ≦ B ≦ C ≦ A のときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前４年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立のリハビリ病院（医療法第一

（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C－D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、C が A よりも小さくないときは（A － B）は０とし、D が A、B 又は C のいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ B のときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A 又は C ≦ B ≦ D ≦ A のときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A 又は D ≦ B ≦ C ≦ A のときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立のリハビリ病院（医療法第一

条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、市町村立病院を除く。以下この表において「市町村立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前４年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、令和六年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四

条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、市町村立病院を除く。以下この表において「市町村立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四

捨五入する。）並びに令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意等額は、令和六年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和六年度繰出基準に該当するもの

捨五入する。）並びに令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和五年度繰出基準に該当するもの

のうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）若しくは令和六年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意

のうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）若しくは令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意

又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［14　略］

15　平成十五年度から令和六年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回

又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［14　同上］

15　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回

る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、令和六年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十九万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16　病院事業一般会計出資債同意等額は、令和三年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［17・18　略］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和七年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和七年四月一日付け総財公第二十八号）第１、５(2)イ(ｱ)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－148）×B

算式の符号

A　次の（1）から（3）までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下

る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16　病院事業一般会計出資債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［17・18　同上］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和六年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和六年四月一日付け総財公第二十六号）第１、６(2)イ(ｱ)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－148）×B

算式の符号

A　次の（1）から（3）までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下

「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費

［(1)　略］

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの給水原価が279円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量1立方メートル当たりの供給単価が181円以上であること。

［略］

［削る］

2　［略］

［削る］

「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費

［(1)　同左］

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの給水原価が272円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量1立方メートル当たりの供給単価が178円以上であること。

［同左］

2　上水道水源開発元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道水源開発施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額の三十分の七（昭和五十五年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外の事業にあつては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

2　［同上］

上水道広域化対策元利償還金は、国庫の補助金を受

21　［略］

22　平成十二年度から令和六年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

23　広域化推進事業に係る令和元年度から令和六年度まで施行する上水道広域化施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額（超過率の適用のあるものにあつては、当該額にそれぞれの超過率を乗じて得た額とする。）の三十分の七（昭和五十五年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外の事業にあつては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

23　［同上］

24　平成十二年度から令和五年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

25　広域化推進事業に係る令和元年度から令和五年度ま

での各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

24　［略］

25　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{1}{A} \times \{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times \frac{0.600}{0.5 \times \beta)} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times \frac{0.369}{}\}$$

算式アの符号

［略］

での各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26　［同上］

27　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

28　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{1}{A} \times \{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times \frac{0.569}{0.5 \times \beta)} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times \frac{0.360}{}\}$$

算式アの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}005}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}766}$$

（c × 1,000）／ d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 0.730}{A}$$

算式イの符号

［略］

B　7(6)割軽減保険料軽減者数、5(4)割軽減保険料軽減者数に 0.94 を乗じて得た数及び２割軽減保険料軽減者数に 0.88 を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.591}{A}$$

［略］

算式エ

$$\frac{1}{A} \times \left( \frac{B \times C \times 0.3425 \times 0.8 + 28 \times D \times E \times}{7{,}190} \right.$$

$$\left. \frac{0.1047 \times 0.8}{} \right)$$

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}668}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}740}$$

（c × 1,000）／ d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式イ

$$\frac{B \times 0.715}{A}$$

算式イの符号

［同左］

B　7(6)割軽減保険料軽減者数、5(4)割軽減保険料軽減者数に 0.93 を乗じて得た数及び２割軽減保険料軽減者数に 0.87 を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.572}{A}$$

［同左］

算式エ

$$\frac{1}{A} \times \left( \frac{B \times C \times 0.3511 \times 0.8 + 25 \times D \times E \times}{7{,}180} \right.$$

$$\left. \frac{0.1097 \times 0.8}{} \right)$$

| | |
|---|---|
| 算式エの符号<br>［略］<br>B　次の算式により算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>$\frac{(0.5+0.5\times\alpha)\times B'\times 16{,}501+(0.5+0.5\times\beta)\times C'\times 9{,}464}{1{,}000}$<br>算式の符号<br>［略］<br>E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>0.52≦（a／b）のとき　$\frac{(a/b)}{0.52}$<br>0.42≦（a／b）＜0.52のとき　$\frac{(a/b)-0.42}{0.10}$<br>（a／b）＜0.42のとき　0 | 算式エの符号<br>［同左］<br>B　次の算式により算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>$\frac{(0.5+0.5\times\alpha)\times B'\times 15{,}887+(0.5+0.5\times\beta)\times C'\times 9{,}361}{1{,}000}$<br>算式の符号<br>［同左］<br>E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>0.53≦（a／b）のとき　$\frac{(a/b)}{0.53}$<br>0.42≦（a／b）＜0.53のとき　$\frac{(a/b)-0.42}{0.11}$<br>（a／b）＜0.42のとき　0 |
| 十八歳以下人口 | 十八歳以下人口 |
| こども子育て費 | こども子育て費 |
| 27　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して26の規定を適用する。<br>［略］<br>1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア(1) | 29　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して28の規定を適用する。<br>［同左］<br>1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式ア(1) |

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(1)の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち０歳児数及び１・２歳児数の合計数が０の場合は1.000とする。）

算式

$$1.2 \times \left( \frac{a \times b \times c}{1.088} + d \right) - 0.2 \times e$$

算式の符号

a　地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.106、100分の16地域の市町村にあつては1.075、100分の15地域の市町村にあつては1.068、100分の12地域の市町村にあつては1.045、100分の10地域の市町村にあつては1.030、100分の６地域の市町村にあつては1.000、100分の３地域の市町村にあつては0.977、その他地域の市町村にあつては0.955とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w／v×1.706＋x／v×1.000

w／v、x／v及びw／v×1.706に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

c　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sum_{i=1}^{n} (y_i \times z_i)$$

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(1)の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち０歳児数及び１・２歳児数の合計数が０の場合は1.000とする。）

算式

$$1.3 \times \left( \frac{a \times b \times c}{1.064} + d \right) - 0.3 \times e$$

算式の符号

a　地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.104、100分の16地域の市町村にあつては1.074、100分の15地域の市町村にあつては1.067、100分の12地域の市町村にあつては1.044、100分の10地域の市町村にあつては1.030、100分の６地域の市町村にあつては1.000、100分の３地域の市町村にあつては0.978、その他地域の市町村にあつては0.956とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w／v×1.699＋x／v×1.000

w／v、x／v及びw／v×1.699に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

c　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sum_{i=1}^{n} (y_i \times z_i)$$

x

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

$z_i$　1 ≦ i ≦ 10 のとき　3.773

11 ≦ i ≦ 15 のとき　2.761

16 ≦ i ≦ 20 のとき　2.254

21 ≦ i ≦ 25 のとき　1.867

26 ≦ i ≦ 30 のとき　1.679

31 ≦ i ≦ 35 のとき　1.537

36 ≦ i ≦ 40 のとき　1.478

41 ≦ i ≦ 45 のとき　1.478

46 ≦ i ≦ 50 のとき　1.390

51 ≦ i ≦ 55 のとき　1.326

56 ≦ i ≦ 60 のとき　1.275

61 ≦ i ≦ 70 のとき　1.194

71 ≦ i ≦ 80 のとき　1.133

81 ≦ i ≦ 90 のとき　1.086

91 ≦ i ≦ 100 のとき　1.000

101 ≦ i ≦ 110 のとき　0.974

111 ≦ i ≦ 120 のとき　0.952

121 ≦ i ≦ 130 のとき　0.933

131 ≦ i ≦ 140 のとき　0.917

141 ≦ i ≦ 150 のとき　0.903

151 ≦ i ≦ 160 のとき　0.903

161 ≦ i ≦ 170 のとき　0.891

171 ≦ i のとき　0.881

［略］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.010、2 級地の市町村にあつては 0.009、3 級地の市町村にあつては 0.009、4 級地の市町村にあつては 0.006、激変緩和地域の市町村にあつては 0.005、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

e　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

$z_i$　1 ≦ i ≦ 10 のとき　3.783

11 ≦ i ≦ 20 のとき　2.261

21 ≦ i ≦ 30 のとき　1.680

31 ≦ i ≦ 40 のとき　1.447

41 ≦ i ≦ 50 のとき　1.386

51 ≦ i ≦ 60 のとき　1.272

61 ≦ i ≦ 70 のとき　1.191

71 ≦ i ≦ 80 のとき　1.131

81 ≦ i ≦ 90 のとき　1.084

91 ≦ i ≦ 100 のとき　1.000

101 ≦ i ≦ 110 のとき　0.974

111 ≦ i ≦ 120 のとき　0.951

121 ≦ i ≦ 130 のとき　0.933

131 ≦ i ≦ 140 のとき　0.917

141 ≦ i ≦ 160 のとき　0.903

161 ≦ i ≦ 170 のとき　0.892

171 ≦ i のとき　0.882

［同左］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.010、2 級地の市町村にあつては 0.009、3 級地の市町村にあつては 0.009、4 級地の市町村にあつては 0.006、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

e　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}(y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{382}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x ＝ 0 かつ符号B＞0 の場合は 1.000 とする。

［略］

算式ア(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(2)の符号

［略］

$\alpha$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 3 歳児数及び 4 歳以上児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \times b \times c}{1.070} + d$$

算式の符号

［略］

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w ／ v × 1.197 ＋ x ／ v × 1.000

w ／ v、x ／ v 及び w ／ v × 1.197 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.027、2 級地の市町村にあつては 0.023、3 級地の市町村にあつては 0.023、4 級地の市町村にあつては 0.017、激変緩和地域の市町村にあつては 0.012、その他地域の市町村にあつて

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}(y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{398}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x ＝ 0 かつ符号B＞0 の場合は 1.000 とする。

［同左］

算式ア(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(2)の符号

［同左］

$\alpha$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 3 歳児数及び 4 歳以上児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \times b \times c}{1.061} + d$$

算式の符号

［同左］

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w ／ v × 1.194 ＋ x ／ v × 1.000

w ／ v、x ／ v 及び w ／ v × 1.194 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.026、2 級地の市町村にあつては 0.023、3 級地の市町村にあつては 0.023、4 級地の市町村にあつては 0.017、その他地域の市町村にあつては－ 0.003 とする。

は－0.002とする。

算式イ(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c＝0のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{412,178}$$

｛（a－b）×12×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式イ(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(2)の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b＝0のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{235,139}$$

(a×12×0.25)／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［略］

算式エ

(B×0.073＋C×0.081＋D×0.081＋E×0.081＋F×0.081＋G×0.081＋H×0.081＋I×0.145＋J×0.242＋K×0.242＋L×1.091＋M×0.727＋N×0.727＋O×0.727＋P×2.182）／A

B×0.073、C×0.081、D×0.081、E×0.081、F×0.081、G×0.081、H×0.081、I×0.145、J×0.242、K×0.242、L×1.091、M×0.727、N×0.727、

算式イ(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c＝0のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{367,016}$$

｛（a－b）×12×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式イ(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(2)の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b＝0のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{212,698}$$

(a×12×0.25)／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［同左］

算式エ

［｛B×0.101＋C×0.189＋D×0.126＋E×0.126＋F×0.189＋G×0.189＋H×0.126＋I×0.126＋J×1.132＋K×0.755＋L×1.132＋M×0.755＋（N＋O＋P＋Q）×0.063＋（R＋S＋T＋U）×0.063＋（V＋W＋X＋Y）×0.377｝×1.035］／A

B×0.101、C×0.189、D×0.126、E×0.126、F×

O × 0.727、P × 2.182 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（非被用者分）

C　児童数（3 歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

D　児童数（3 歳～小学校）（非被用者分）

E　児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

F　児童数（中学校）（非被用者分）

G　児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

H　児童数（高校生）（非被用者分）

I　児童数（3 歳未満）（非被用者分のうち第 3 子以降分）

J　児童数（3 歳以降）（被用者分のうち第 3 子以降分）

K　児童数（3 歳以降）（非被用者分のうち第 3 子以降分）

L　児童数（3 歳未満）（地方公務員分）

M　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員分）

N　児童数（中学校）（地方公務員分）

O　児童数（高校生）（地方公務員分）

P　児童数（地方公務員分のうち第 3 子以降分）

0.189、G × 0.189、H × 0.126、I × 0.126、J × 1.132、K × 0.755、L × 1.132、M × 0.755、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.063、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.063 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.377 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）

D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）

E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）

J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 V から符号 Y において同じ。）

K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）

M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）

N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）

O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分の

うち第３子以降分）
Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
R　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）
S　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）
T　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）
U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
V　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）
W　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）
X　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）
Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）

算式オ

$$\frac{B \times 0.112}{A}$$

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.026$$

［同左］

算式キ

［｛B × 1.247 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.791 ＋ E × 1.019 ＋ F × 2.659 ＋ G × 0.975 ＋ H × 0.826 ＋ I × 0.666｝× 3.503］／ A

B × 1.247、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.791、E × 1.019、F × 2.659、G × 0.975、H × 0.826 及び I × 0.666 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 10}{A}$$

算式クの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す

算式オ

$$\frac{B \times 0.116}{A}$$

［略］

算式カ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.024$$

［略］

算式キ

［｛B × 1.236 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.815 ＋ E × 1.036 ＋ F × 2.439 ＋ G × 0.957 ＋ H × 0.848 ＋ I × 0.690｝× 3.601］／ A

B × 1.236、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.815、E × 1.036、F × 2.439、G × 0.957、H × 0.848 及び I × 0.690 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 10}{A}$$

算式クの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す

る。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 0.25}{c}\times\frac{1}{11.272}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

⑴　公立保育所在籍人員数　その年の四月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告によつてこども家庭庁に報告された「第九　保育所・在所者」の「入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑵　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告によつてこども家庭庁に報告された「第十　幼保連携型認定こども園・在所者」の「入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和七年四月十一日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年

る。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 0.25}{c}\times\frac{1}{9,588}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

⑴　公立保育所在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑵　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和六年四月十二日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年

四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

⑷　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和七年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和七年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

３　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数は、その年の四月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告によつてこども家庭庁に報告された「第九　保育所・在所者」の「在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数並びに「第十　幼保連携型認定こども園・在所者」の「在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数の合計数とする。

４　障害児保育のための加配職員数は、その年の四月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告によつてこども家庭庁に報告された「第九　保育所・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数並びに「第十　幼保連携型認定こども園・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数の合算した数とする。

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る

四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

⑷　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和六年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和六年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

３　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数の合計数とする。

４　障害児保育のための加配職員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数の合算した数とする。

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る

状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和七年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［削る］

６　児童数（３歳未満）（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

７　児童数（３歳～小学校）（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

８　児童数（３歳～小学校）（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和六年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

６　児童数（３歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数とする。

７　児童数（３歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑴中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

８　児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

９　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した

［削る］

［削る］

9　児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

10　児童数（中学校）（（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

11　児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後～高校生年代」の「本年2月末現在全体」の数に同報告書における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後高校生年代」の「計」の数を加えて得た数とする。

12　児童数（高校生）（（非被用者分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後～高校生年代」の「本年2月末現在全体」の数とする。

13　児童数（3歳未満）（非被用者分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表中区分「支給対象児童数」

数とする。

10　児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

11　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

12　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

［新設］

［新設］

の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第３子以降（３歳未満）の児童の数とする。

14　児童数（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表中区分「支給対象児童数」の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第３子以降（３歳以降）の児童の数とする。

15　児童数（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表中区分「支給対象児童数」の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第３子以降（３歳以降）の児童の数とする。

16　児童数（３歳未満）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（３歳～小学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［削る］

18　児童数（中学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［新設］

14　児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［新設］

15　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

19　児童数（高校生）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「中学校修了後高校生年代」の「本年２月末現在全体」の数とする。

20　児童数（地方公務員分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

18　児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

19　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

20　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

22　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

23　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支

| | |
|---|---|
| | ［削る］ |
| | ［削る］ |
| | ［削る］ |
| | ［削る］ |
| 21　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。 | ［削る］ |
| 22　［略］ | |
| 23　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イ | |

| | |
|---|---|
| 給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。 | |
| 25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。 | |
| 26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。 | |
| 27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。 | |
| 28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。 | |
| 29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。 | |
| 30　児童扶養手当支給者数は、令和四年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。 | |
| 31　［同上］ | |
| 32　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イ | |

により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5.570}{A}$$

算式アの符号

［略］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、この表市町村の項第十号 35 の算式の符号 B が 0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

$\alpha$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(b \div a) \times \underline{1.225} + (c \div a) \times 1.000\} \times (1 \div \underline{1.056})$

b ／ a、（b ／ a）× 1.225 又は c ／ a に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

$\beta$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

$c_i$　$1 \leqq i \leqq 15$ のとき　3.153

$16 \leqq i \leqq 20$ のとき　2.407

により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5}{A}$$

算式アの符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、この表市町村の項第十号 35 の算式の符号 B が 0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

$\alpha$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(b \div a) \times \underline{1.221} + (c \div a) \times 1.000\} \times (1 \div \underline{1.051})$

b ／ a、（b ／ a）× 1.221 又は c ／ a に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

$\beta$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

$c_i$　$1 \leqq i \leqq 15$ のとき　3.186

$16 \leqq i \leqq 25$ のとき　1.981

| | |
|---|---|
| 21 ≦ i ≦ 25 のとき　1.959<br>26 ≦ i ≦ 30 のとき　1.661<br>31 ≦ i ≦ 35 のとき　1.552<br>36 ≦ i ≦ 40 のとき　1.552<br>41 ≦ i ≦ 45 のとき　1.399<br>46 ≦ i ≦ 50 のとき　1.360<br>51 ≦ i ≦ 55 のとき　1.330<br>56 ≦ i ≦ 60 のとき　1.303 | 26 ≦ i ≦ 35 のとき　1.464<br>36 ≦ i ≦ 45 のとき　1.404<br>46 ≦ i ≦ 60 のとき　1.305 |
| 61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.163<br>76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.068<br>91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000<br>106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950<br>121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.927<br>136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.895<br>151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.845<br>181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.809<br>211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.782<br>241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.762<br>271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.745<br>301 ≦ i のとき　0.693 | 61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.164<br>76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.068<br>91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000<br>106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950<br>121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928<br>136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.895<br>151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.845<br>181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.809<br>211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.782<br>241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.761<br>271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.744<br>301 ≦ i のとき　0.693 |
| ［略］ | ［同左］ |
| γ　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.107、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.076、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.069、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.046、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.031、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.977、その他地域の市町村にあつては 0.954 とする。 | γ　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.105、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.075、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.045、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.955 とする。 |
| δ　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.023、2 級地の市町村にあつては 0.020、3 級地の市町村にあつては 0.020、4 級地の市町村にあつては 0.015、激変緩和地域の市町村にあつては 0.011、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。 | δ　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.025、2 級地の市町村にあつては 0.022、3 級地の市町村にあつては 0.021、4 級地の市町村にあつては 0.016、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。 |
| 算式イ | 算式イ |
| B × 0.467 | B × 0.485 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | A |
| | | | ［略］ |
| | | | 24 密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{B \times C \times 2.315}{A}$<br>算式の符号<br>［略］<br>C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b＝0のときは、1.000とする。）<br>算式<br>$\frac{a \diagup b \times 12}{1{,}065.925}$<br>a／b×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］<br>25 園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票一　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年四月一日現在）」の「認定区分　１号」の「利用児童数合計」の数の合計とする。<br>26 密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{B \times C \times 5.570}{A}$<br>［略］ |
| 十一　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>［略］<br>算式イ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | A |
| | | | ［同左］ |
| | | | 33 密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{B \times C \times 2.205}{A}$<br>算式の符号<br>［同左］<br>C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b＝0のときは、1.000とする。）<br>算式<br>$\frac{a \diagup b \times 12}{960.849}$<br>a／b×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］<br>34 園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票一　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年四月一日現在）」の「認定区分　１号」の「利用児童数合計」の数の合計とする。<br>35 密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>$\frac{B \times C \times 5.289}{A}$<br>［同左］ |
| 十一　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>［同左］<br>算式イ | |

| | | |
|---|---|---|
| | B × 3.375 + C × 5.908<br>A | |
| ［略］<br>算式ウ<br>（B × 62.855 + C × 79.572 + D × 125.324）／A<br>［略］<br>算式エ<br>B × 0.049／A<br>［略］ | | |
| ［2　略］ | | |
| 3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。 | | |
| 4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和七年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。 | | |
| ［5・6　略］ | | |
| 7　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事業状況報告（年報）によつて令和四年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第二段階被保険者数は、「イ　第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第三段階被保険者数は、「ウ　第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。 | | 七十五歳以上人口 |
| ［8　略］ | | |
| ［1　略］ | | |

| | | |
|---|---|---|
| | B × 3.412 + C × 6.198<br>A | |
| ［同左］<br>算式ウ<br>（B × 63.204 + C × 80.014 + D × 126.019）／A<br>［同左］<br>算式エ<br>B × 0.050／A<br>［同左］ | | |
| ［2　同上］ | | |
| 3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。 | | |
| 4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。 | | |
| ［5・6　同上］ | | |
| 7　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事業状況報告（年報）によつて令和三年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第二段階被保険者数は、「イ　第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第三段階被保険者数は、「ウ　第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。 | | 七十五歳以上人口 |
| ［8　同上］ | | |
| ［1　同上］ | | |

２　二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によつて調査した表「令和６年度市区町村別データ」における表頭「２割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「５割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「７割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。

［１　略］

２　入湯税納税義務者数は、令和六年度の市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）による令和五年度の入湯客数とする。

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0659 \times \alpha + 0.0420 \times \beta + 0.0059 \times \gamma) \ / \ A$$

［略］

２・３　略］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{50 \times \alpha}{95{,}800 \times A}$$

［略］

［５　略］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times 0.042) \ / \ A$$

［略］

［２　略］

３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \times 0.0067$$

十二　清掃費　人口

十三　農業行政費　農家数

十四　林野水産行政費　林業及び水産業の従業者数

２　二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によつて調査した表「令和５年度市区町村別データ」における表頭「２割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「５割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「７割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。

［１　同上］

２　入湯税納税義務者数は、令和二年度の市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）による令和元年度の入湯客数とする。

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0664 \times \alpha + 0.0424 \times \beta + 0.0060 \times \gamma) \ / \ A$$

［同左］

２・３　同上］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{49 \times \alpha}{92{,}000 \times A}$$

［同左］

［５　同上］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times 0.043) \ / \ A$$

［同左］

［２　同上］

３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \times 0.00070$$

十二　清掃費　人口

十三　農業行政費　農家数

十四　林野水産行政費　林業及び水産業の従業者数

| | |
|---|---|
| | A |
| | ［略］ |
| | ［４　略］ |
| | 5　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>（B × 4,856 + C × 203,796 + D × 123）／（541,000 × A） |
| | ［略］ |
| | ［６・７　略］ |
| 十五　地域振興費 | 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>A × 34.184 + （B × 3,163.3 + C × 408.2）× α |
| | ［略］ |
| | 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>B × 5,176<br>A × 1.96 |
| | ［略］ |
| | 3‖　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>6,817 ×（B × C）× α<br>A × 1.96<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　「令和７年度における標準準拠システム等の利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に関する調査について（照会）」（令和７年２月18日付けデ社第81号）に基づいて令和７年５月31日までに報告された「ガバメントクラウドを利用する業 |

| | |
|---|---|
| | A |
| | ［同左］ |
| | ［４　同上］ |
| | 5　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>（B × 4,518 + C × 189,598 + D × 114）／（525,000 × A） |
| | ［同左］ |
| | ［６・７　同上］ |
| 十五　地域振興費 | 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>A × 38.506 + （B × 3,563.2 + C × 459.8）× α |
| | ［同左］ |
| | 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。<br>算式<br>B × 4,816<br>A × 1.74 |
| | ［同左］ |
| | ［新設］ |

務システム数」欄の数（以下「ガバメントクラウド利用業務システム数」という。）

C　「令和７年度における標準準拠システム への移行状況に関する調査について（照会）」に基づいて令和７年５月31日までに報告された「平均年間稼働率」欄の数

α　当該市町村の人口に別表第１のＡに定める市町村の人口段階による補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める人口段階による数とを合算した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［２～５　略］

６　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇三六を控除した数に一を加えた率とする。

７　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四五を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

８　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八五を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

９　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一四七を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一四を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六〇を控除した数に〇・一五二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四三一を控除した数に〇・〇七五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数

［２～５　同上］

６　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇三七を控除した数に一を加えた率とする。

７　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四七を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

８　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八九を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

９　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一五〇を控除した数に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九一五を控除した数に〇・一五六を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六〇を控除した数に〇・〇六九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数

があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六八を控除した数に〇・一五二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四三〇を控除した数に〇・〇九三を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一七九を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・五〇〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一二三を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一六一を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四五一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四四を控除した数に当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅰの密度から〇・一七三を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四六を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三〇二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇六二を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一二〇を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七二を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇八を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一六三を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密

があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九二三を控除した数に〇・一五六を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六〇を控除した数に〇・〇八五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一六九を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四九一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一二〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一五八を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四五八を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあっては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四八を控除した数に当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅰの密度から〇・一七〇を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五二を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三一二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇六三を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一八を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七二を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇九を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一五九を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密

度から〇・一一五を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一八五を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一三を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二八を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇八を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から一・〇三八を控除した数に〇・一〇二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から二・〇五〇を控除した数に〇・〇四六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から四・〇一九を控除した数に〇・〇二五を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から六・二〇〇を控除した数に〇・〇一二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・三六九を控除した数に〇・一〇〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一六を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇五二を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇七一を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一八を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・二一八を控除した数に〇・〇三〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五二を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇二六を控除した数に一を加えた率とする。

19　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五九を控除した率に一を加えた率とする。

20　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一七を控除した数に、四・〇九四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六六八を控除した数、当該測

度から〇・一一六を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一八三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇二一を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一〇を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二八を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇七を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇〇九を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七九を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一六を控除した数に〇・〇四七を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から四・〇六三を控除した数に〇・〇二四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から六・一六三を控除した数に〇・〇一二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・二九四を控除した数に〇・一〇三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一三を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇五二を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇六八を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一七を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・二二七を控除した数に〇・〇二六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四九を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇二九を控除した数に一を加えた率とする。

19　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八八二を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五七を控除した率に一を加えた率とする。

20　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数に、四・〇九〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六七〇を控除した数、当該測

定単位に係る算式ウに係る密度補正の数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇六二を控除した率に一を加えた率とする。

［21　略］

22　都道府県の「農業行政費」に係る密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五六八を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇七二〇を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇四〇四を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

23　市町村の「農業行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九〇六を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

24　都道府県の「林野行政費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正の密度から〇・〇八三二を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

25　市町村の「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇八八に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に〇・四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四四に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・四四三に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とする。

［26～28　略］

29　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅲ係数及び密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰ係数の密度、密度補正Ⅲ係数の密度及び密度補正Ⅳ係数の密度に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

定単位に係る算式ウに係る密度補正の数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇六一を控除した率に一を加えた率とする。

［21　同上］

22　都道府県の「農業行政費」に係る密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五七一を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇七二〇を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇三九七を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

23　市町村の「農業行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九一七を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

24　都道府県の「林野行政費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正の密度から〇・七八九を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

25　市町村の「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九〇に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に〇・四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四六に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・四二四に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とする。

［26～28　同上］

29　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅰ係数及び密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰ係数の密度及び密度補正Ⅲ係数の密度に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

（普通態容補正係数の算定方法）

**第十条**　［略］

［２～８　略］

９　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・一七八を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・一三八五七を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

10　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一　当該都道府県の区域内の各市町村について次の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Ａを当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乗じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式Ⅱによつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

算式Ⅱ

｛（Ａ－Ｂ）×0.1｝／Ｂ＋１

｛（Ａ－Ｂ）×0.1｝／Ｂに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Ｂを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇

（普通態容補正係数の算定方法）

**第十条**　［同上］

［２～８　同上］

９　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・一九八を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・二四三二九を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

10　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一　当該都道府県の区域内の各市町村について次の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Ａを当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乗じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式Ⅱによつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

算式Ⅱ

｛（Ａ－Ｂ）×0.3｝／Ｂ＋１

｛（Ａ－Ｂ）×0.3｝／Ｂに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Ｂを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇

○○人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に七五〇を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(A-B)\times 0.1\}\ /\ B+1$

$\{(A-B)\times 0.1\}\ /\ B$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

11　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和六年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

12　第十項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和六年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［13　略］

14　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他の教育費」及び「こども子育て費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十三項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては、当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十三項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九七七に満たないときは、〇・九七七とし、「こども子育て費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九〇九に満たないときは、〇・九〇九）とする。

［一・二　略］

［15～17　略］

18　市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{4{,}590\text{円}\times A}$$

4,590円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$6{,}765\text{千円}\times b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$

$(b_2\times b_3)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1\times\{(b_2$

○○人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五五三を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(A-B)\times 0.3\}\ /\ B+1$

$\{(A-B)\times 0.3\}\ /\ B$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

11　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和五年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

12　第十項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和五年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［13　同上］

14　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他の教育費」及び「こども子育て費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十三項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては、当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十三項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九七七に満たないときは、〇・九七七とし、「こども子育て費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九一〇に満たないときは、〇・九一〇）とする。

［一・二　同上］

［15～17　同上］

18　市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{4{,}420\text{円}\times A}$$

4,420円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$6{,}381\text{千円}\times b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$

$(b_2\times b_3)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1\times\{(b_2$

×$b_3$）＋$b_4$｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

$b_3$　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha-1$）×0.891＋1

［略］

$b_4$　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,668千円×$c_1$×｛（$c_2$×$c_3$）＋$c_4$｝

（$c_2$×$c_3$）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$c_1$×｛（$c_2$×$c_3$）＋$c_4$｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

$c_3$　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta-1$）×0.890＋1

［略］

$c_4$　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,276千円×（$d_1$＋$d_2$）×［｛$d_1$×（$d_3$×$d_4$）＋（$d_2$×1.23）×$d_3$｝／（$d_1$＋$d_2$）＋$d_5$］

$d_1$×（$d_3$×$d_4$）、（$d_2$×1.23）、（$d_2$×1.23）×$d_3$又は（$d_1$＋$d_2$）×［｛$d_1$×（$d_3$×$d_4$）＋（$d_2$×1.23）×$d_3$｝／（$d_1$＋$d_2$）＋$d_5$］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（$d_3$×$d_4$）又は｛$d_1$×（$d_3$×$d_4$）＋（$d_2$×1.23）×$d_3$｝／（$d_1$＋$d_2$）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

$d_4$　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\gamma-1$）×0.436＋1

［略］

［略］

E　次の算式によつて算定した額

×$b_3$）＋$b_4$｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

$b_3$　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha-1$）×0.901＋1

［同左］

$b_4$　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,281千円×$c_1$×｛（$c_2$×$c_3$）＋$c_4$｝

（$c_2$×$c_3$）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$c_1$×｛（$c_2$×$c_3$）＋$c_4$｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

$c_3$　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta-1$）×0.900＋1

［同左］

$c_4$　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

5,915千円×（$d_1$＋$d_2$）×［｛$d_1$×（$d_3$×$d_4$）＋（$d_2$×1.24）×$d_3$｝／（$d_1$＋$d_2$）＋$d_5$］

$d_1$×（$d_3$×$d_4$）、（$d_2$×1.24）、（$d_2$×1.24）×$d_3$又は（$d_1$＋$d_2$）×［｛$d_1$×（$d_3$×$d_4$）＋（$d_2$×1.24）×$d_3$｝／（$d_1$＋$d_2$）＋$d_5$］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（$d_3$×$d_4$）又は｛$d_1$×（$d_3$×$d_4$）＋（$d_2$×1.24）×$d_3$｝／（$d_1$＋$d_2$）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

$d_4$　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\gamma-1$）×0.436＋1

［同左］

［同左］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,470千円×$e_1$＋4,240千円×$e_2$

［略］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×34.267＋C×17.224）／A

［略］

［20　略］

21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.96）×（1／A）×（1／0.7748）×（1／B）

α／1.96に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.96）×（1／A）、（α／1.96）×（1／A）×（1／0.7748）又は（α／1.96）×（1／A）×（1／0.7748）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［22　略］

23　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.1＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.96）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.1又は（F×70＋G×650）／（C×1.96）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（経常態容補正係数の算定方法）

**第十一条の二**　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

（A－1）×α＋1

算式の符号

［略］

算式

1,417千円×$e_1$＋4,046千円×$e_2$

［同左］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×33.962＋C×18.616）／A

［同左］

［20　同上］

21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）

α／1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［22　同上］

23　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.3＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.3又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（経常態容補正係数の算定方法）

**第十一条の二**　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

（A－1）×α＋1

算式の符号

［同左］

α　0.167

２　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.107 ＋ D｝＋｛（B × 1.24）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.107 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.107 ＋ D｝、（B × 1.24）又は｛（B × 1.24）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［３　略］

４　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 12.3）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16.5 × a × b － 8.38 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 2.810 を超えるときは 2.810 とする。

［略］

［５　略］

６　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.19）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　「小学校費」にあつては 0.169、「中学校費」にあつては 0.170

２　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.109 ＋ D｝＋｛（B × 1.24）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.109 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.109 ＋ D｝、（B × 1.24）又は｛（B × 1.24）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［３　同上］

４　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.8）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16.0 × a × b － 8.37 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 2.805 を超えるときは 2.805 とする。

［同左］

［５　同上］

６　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.18）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{6.6}{a} \times a \times b \times c$$

b が 3.310 を超えるときは 3.310 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［略］

c　令和７年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「ソフトや子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\left[\left\{(0.154 \div A) - 1.000\right\} \times \frac{0.154}{A}\right] \times B \times C$$

0.154 ／ A が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［略］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(B \div A) \times \frac{2.78}{A} + (C \div A) \times 0.15$$

［略］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \div \left(A \times \frac{1.96}{A}\right)$$

算式の符号

算式

$$\frac{6.4}{a} \times a \times b \times c$$

b が 3.310 を超えるときは 3.310 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［同左］

c　令和６年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「ソフトや子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\left[\left\{(0.154 \div A) - 1.000\right\} \times \frac{0.156}{A}\right] \times B \times C$$

0.154 ／ A が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［同左］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(B \div A) \times \frac{2.79}{A} + (C \div A) \times 0.15$$

［同左］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \div \left(A \times \frac{1.74}{A}\right)$$

算式の符号

［略］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$33.0 \times a \times b \times c$$

bが3.980を超えるときは3.980とする。

cが1.797を超えるときは1.797とする。

［略］

（投資態容補正係数の算定方法等）

**第十二条**　［略］

２　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 指標 | 算定方法等 |
|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りよう費 | 道路の延長 | 国府県道未整備延長比率 | 1　平成三十一年から令和五年までの各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数 |

［同左］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$31.9 \times a \times b \times c$$

bが3.980を超えるときは3.980とする。

cが1.797を超えるときは1.797とする。

［同左］

（投資態容補正係数の算定方法等）

**第十二条**　［同上］

２　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 指標 | 算定方法等 |
|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りよう費 | 道路の延長 | 国府県道未整備延長比率 | 1　平成三十年四月一日現在及び平成三十一年から令和四年までの各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 市町村 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［二　略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三　高等学校費 | 生徒数 | 生徒一人当たり産振校舎不足面積 | 超過算定対象資本費単価 | 二　下水道費 | 人口 | |
| ［四　略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［一　略］ | ［略］ | |
| 1　公立学校施設実態調査に基づき総務大臣が定める公立高等学校に係る産振校舎の不足面積を測定単位の数値のうち普通科等（ただし、商業に関する学科及び家庭に関する学科を除く。）及び総合学科以外の学科の生徒数（別科又は専攻科に係る生徒数のうちこれらの学科に類する学科に属するものを含む。）で除して得た数 | ［略］ | ［略］ | 平成八年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議 | | |
| ［2　略］ | | | | | | |

| | | | | | | 市町村 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［二　同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［一　同上］ | ［同上］ | |
| 三　高等学校費 | 生徒数 | 生徒一人当たり産振校舎不足面積 | 超過算定対象資本費単価 | 二　下水道費 | 人口 | |
| ［四　同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | |
| 1　公立学校施設実態調査に基づき総務大臣が定める公立高等学校に係る産振校舎の不足面積を測定単位の数値のうち普通科等以外の学科の生徒数（別科又は専攻科に係る生徒数のうちこれらの学科に類する学科に属するものを含む。）で除して得た数 | ［同上］ | ［同上］ | 平成七年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議 | | |
| ［2　同上］ | | | | | | |

して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十五を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十六円以上であること。

［⑵　略］

使用料単価比率

対象下水道事業に係る使用料単価を二〇九・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

統合前の有収水量

複数の公共下水道事業等が統合した公共下水道事業等であつて、統合後の公共下水道事業等として平成三十年四月二日以降に共用を

して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十六を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十七円以上であること。

［⑵　同上］

使用料単価比率

対象下水道事業に係る使用料単価を二〇六・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

統合前の有収水量

複数の公共下水道事業等が統合した公共下水道事業等であつて、統合後の公共下水道事業等として平成三十年四月二日以降に併用を

開始したもの（以下「統合下水道」という。）について、統合前の公共下水道事業等に係る統合下水道の供用開始前年度（以下「統合前年度」という。）の地方公営企業決算状況調査に基づく有収水量。この場合において、市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量は、当該有収水量を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量）とする。

統合前の超過算定対象資本費単価

統合下水道であつて平成八年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したも

開始したもの（以下「統合下水道」という。）について、統合前の公共下水道事業等に係る統合下水道の供用開始前年度（以下「統合前年度」という。）の地方公営企業決算状況調査に基づく有収水量。この場合において、市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量は、当該有収水量を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量）とする。

統合前の超過算定対象資本費単価

統合下水道であつて平成七年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したも

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
|

表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 算式<br>｛（A ／ 0.362）× 0.30 × α ＋（B ／ 0.449）× 0.05 × β ＋（C ／ 2.060）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝× E<br>算式の符号<br>［略］<br>α　次の算式によつて算定した数<br>算式<br>［1 ＋ ｛（0.7 γ ＋ 0.3）− 1｝× 0.4］× ｛1 ＋（δ 1 − 1）× 0.4｝× ｛1 ＋（δ 2 − 1）× 0.4｝<br>（0.7 γ ＋ 0.3）に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］ |
| | 二　港湾費 | 漁港における外郭施設の延長 | 算式<br>0.704 ＋ 0.296 × A ×｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.113<br>［略］ |
| | 三　高等学校費 | 生徒数 | 算式<br>｛（A ／ 1.760）× 0.8 ＋（B ／ 17.296）× 0.2｝× 0.52500<br>［略］ |
| | 四　地域振興費 | 人口 | 算式<br>A × 250 ＋ B × 100 ＋ C<br>［略］ |
| 市町村 | 一　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 算式<br>A × α × 13.1 ＋ B × 7.6 ＋ C × 0.43 ＋ D × 1.44 ＋ E × 1.83 ＋ F × β<br>［略］ |
| | 二　下水道費 | 人口 | 算式 |

表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 算式<br>｛（A ／ 0.363）× 0.30 × α ＋（B ／ 0.449）× 0.05 × β ＋（C ／ 2.060）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝× E<br>算式の符号<br>［同左］<br>α　次の算式によつて算定した数<br>算式<br>［1 ＋ ｛（0.7 γ ＋ 0.3）− 1｝× 0.6］× ｛1 ＋（δ 1 − 1）× 0.6｝× ｛1 ＋（δ 2 − 1）× 0.6｝<br>（0.7 γ ＋ 0.3）に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］ |
| | 二　港湾費 | 漁港における外郭施設の延長 | 算式<br>0.706 ＋ 0.294 × A ×｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.128<br>［同左］ |
| | 三　高等学校費 | 生徒数 | 算式<br>｛（A ／ 1.744）× 0.8 ＋（B ／ 17.280）× 0.2｝× 0.43961<br>［同左］ |
| | 四　地域振興費 | 人口 | 算式<br>A × 0.245 ＋ B × 0.098 ＋ C<br>［同左］ |
| 市町村 | 一　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 算式<br>A × α × 13.0 ＋ B × 7.7 ＋ C × 0.43 ＋ D × 1.44 ＋ E × 1.83 ＋ F × β<br>［同左］ |
| | 二　下水道費 | 人口 | 算式 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 1／（A×107円）×[（B×C×D×E）＋{F－（B×C×D×E）}×G]<br>F－（B×C×D×E）が負数となるときは、0とする。<br>算式の符号<br>［略］<br>E　平成13年度以降に供用を開始した事業　0.45<br>平成8年度から平成12年度までに供用を開始した事業　0.09<br>［略］ |
| 三　地域振興費 | 人口 | | 算式<br>A＋B<br>算式の符号<br>［略］<br>B　次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口に1.960を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>a×b<br>算式の符号<br>a　人口<br>b　人口5,000,000以上の市町村にあつては6.519、人口2,000,000以上5,000,000未満の市町村にあつては3.936、人口1,000,000以上2,000,000未満の市町村にあつては2.909、人口300,000以上1,000,000未満の市町村にあつては2.914、人口300,000未満の市町村にあつては0.000 |
| | | | |

4　投資補正Ⅱ係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程及び算定した率に小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、当該率が負数となるときは零とする。）に一を加えた率とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|---|---|
| 市町村 | 一　その他の | 人口 | 算式 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 1／（A×105円）×[（B×C×D×E）＋{F－（B×C×D×E）}×G]<br>F－（B×C×D×E）が負数となるときは、0とする。<br>算式の符号<br>［同左］<br>E　平成12年度以降に供用を開始した事業　0.45<br>平成7年度から平成11年度までに供用を開始した事業　0.09<br>［同左］ |
| 三　地域振興費 | 人口 | | 算式<br>A＋B<br>算式の符号<br>［同左］<br>B　次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口に1.740を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>算式<br>a×b<br>算式の符号<br>a　人口<br>b　人口5,000,000以上の市町村にあつては6.316、人口2,000,000以上5,000,000未満の市町村にあつては3.863、人口1,000,000以上2,000,000未満の市町村にあつては2.818、人口300,000以上1,000,000未満の市町村にあつては2.876、人口300,000未満の市町村にあつては0.000 |
| | | | |

4　投資補正Ⅱ係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程及び算定した率に小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、当該率が負数となるときは零とする。）に一を加えた率とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|---|---|
| 市町村 | 一　その他の | 人口 | 算式 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 教育費<br>一一　地域振興費 | 面積 | （B × 207 ＋ C × 213 ＋ D × 306）／ A<br>［略］<br>算式<br>（B ／ A）× α ＋（C ／ A）× β<br>算式の符号<br>［略］<br>α　面積が 1,000 平方キロメートル以上の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 3.1 、面積が 400 平方キロメートル以上 1,000 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 1.5 、面積が 200 平方キロメートル以上 400 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.5 、面積が 100 平方キロメートル以上 200 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.3 、その他の市町村にあつては 0.0（ただし、指定都市にあつては 3.1）<br>β　面積が 1,000 平方キロメートル以上の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 1.5 、面積が 400 平方キロメートル以上 1,000 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 1.1 、面積が 200 平方キロメートル以上 400 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.7 、面積が 100 平方キロメートル以上 200 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.3 、その他の市町村にあつては 0.0（ただし、指定都市にあつては 1.5） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 教育費<br>一一　地域振興費 | 面積 | （B × 211 ＋ C × 218 ＋ D × 311）／ A<br>［同左］<br>算式<br>（B ／ A）× α ＋（C ／ A）× β<br>算式の符号<br>［同左］<br>α　面積が 1,000 平方キロメートル以上の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 3.2 、面積が 400 平方キロメートル以上 1,000 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 1.5 、面積が 200 平方キロメートル以上 400 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.5 、面積が 100 平方キロメートル以上 200 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.3 、その他の市町村にあつては 0.0（ただし、指定都市にあつては 3.2）<br>β　面積が 1,000 平方キロメートル以上の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 1.5 、面積が 400 平方キロメートル以上 1,000 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 1.2 、面積が 200 平方キロメートル以上 400 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.7 、面積が 100 平方キロメートル以上 200 平方キロメートル未満の市町村のうち人口密度が 270 人以上のものにあつては 0.3 、その他の市町村にあつては 0.0（ただし、指定都市にあつては 1.5） |

5　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りよう費 | 道路の延長 | 算式<br>$\dfrac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=17}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{23}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=17}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}894{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{23}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{\text{令}6}(AJ_n \times AK_n)$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額<br>$C_{17} = 0.017$<br>$C_{18} = 0.016$ |

5　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りよう費 | 道路の延長 | 算式<br>$\dfrac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=16}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{23}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=16}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}893{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{23}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}5}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}5}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{\text{令}5}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{\text{令}5}(AJ_n \times AK_n)$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額<br>$C_{16} = 0.018$<br>$C_{17} = 0.017$<br>$C_{18} = 0.016$ |

$C_{19}$ ＝ 0.016

$C_{20}$ ＝ 0.01577

$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{17}$ ＝ 0.017

$E_{18}$ ＝ 0.016

$E_{19}$ ＝ 0.016

$E_{20}$ ＝ 0.01577

$F_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$G_{17}$ ＝ 0.031

$G_{18}$ ＝ 0.027

$G_{19}$ ＝ 0.026

$G_{20}$ ＝ 0.02629

$H_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）第５条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

$I_{17}$ ＝ 0.045

$I_{18}$ ＝ 0.042

$C_{19}$ ＝ 0.016

$C_{20}$ ＝ 0.01580

$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{16}$ ＝ 0.018

$E_{17}$ ＝ 0.017

$E_{18}$ ＝ 0.016

$E_{19}$ ＝ 0.016

$E_{20}$ ＝ 0.01580

$F_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$G_{16}$ ＝ 0.030

$G_{17}$ ＝ 0.031

$G_{18}$ ＝ 0.027

$G_{19}$ ＝ 0.026

$G_{20}$ ＝ 0.02634

$H_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）第５条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

$I_{16}$ ＝ 0.048

$I_{17}$ ＝ 0.046

$I_{18}$ ＝ 0.042

$I_{19}$ ＝ 0.042

$I_{20}$ ＝ 0.04206

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$K_{21}$ ＝ 0.01678

$K_{22}$ ＝ 0.01679

$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{21}$ ＝ 0.01678

$M_{22}$ ＝ 0.01679

$N_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定する

$I_{19}$ ＝ 0.042

$I_{20}$ ＝ 0.04214

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$K_{21}$ ＝ 0.01679

$K_{22}$ ＝ 0.01682

$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{21}$ ＝ 0.01679

$M_{22}$ ＝ 0.01682

$N_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定する

ものを除く。）の額に相当する額

$O_{21}$ ＝ 0.01678

$O_{22}$ ＝ 0.01679

$O_{23}$ ＝ 0.01686

$O_{24}$ ＝ 0.01710

$P_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$Q_{21}$ ＝ 0.02797

$Q_{22}$ ＝ 0.02799

$Q_{23}$ ＝ 0.02811

$Q_{24}$ ＝ 0.02851

$R_{21}$　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$S_{21}$ ＝ 0.04474

$T_{22}$　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$U_{22}$ ＝ 0.04478

$V_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 17 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

ものを除く。）の額に相当する額

$O_{21}$ ＝ 0.01679

$O_{22}$ ＝ 0.01682

$O_{23}$ ＝ 0.01689

$O_{24}$ ＝ 0.01719

$P_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$Q_{21}$ ＝ 0.02799

$Q_{22}$ ＝ 0.02803

$Q_{23}$ ＝ 0.02816

$Q_{24}$ ＝ 0.02865

$R_{21}$　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$S_{21}$ ＝ 0.04478

$T_{22}$　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$U_{22}$ ＝ 0.04484

$V_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

$W_{16}$ ＝ 0.033

$W_{17}$ ＝ 0.031

$W_{18}$ ＝ 0.027

$W_{19}$ ＝ 0.027

$W_{20}$ ＝ 0.02869

$W_{21}$ ＝ 0.02960

$W_{22}$ ＝ 0.02869

$X_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$Y_{21}$ ＝ 0.02960

$Y_{22}$ ＝ 0.02869

$Z_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AA_{23}$ ＝ 0.01646

$AA_{24}$ ＝ 0.01669

$AA_{25}$ ＝ 0.01696

$AA_{26}$ ＝ 0.017

$AB_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係

$W_{17}$ ＝ 0.031

$W_{18}$ ＝ 0.027

$W_{19}$ ＝ 0.027

$W_{20}$ ＝ 0.02866

$W_{21}$ ＝ 0.02959

$W_{22}$ ＝ 0.02867

$X_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$Y_{21}$ ＝ 0.02959

$Y_{22}$ ＝ 0.02867

$Z_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AA_{23}$ ＝ 0.01644

$AA_{24}$ ＝ 0.01663

$AA_{25}$ ＝ 0.01688

$AA_{26}$ ＝ 0.01747

$AB_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係

るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AC_{23}$ ＝ 0.01644

$AC_{24}$ ＝ 0.01663

$AC_{25}$ ＝ 0.01688

$AC_{26}$ ＝ 0.01747

$AD_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$AE_{23}$ ＝ 0.04385

$AE_{24}$ ＝ 0.04434

$AE_{25}$ ＝ 0.04500

$AE_{26}$ ＝ 0.04658

$AE_{27}$ ＝ 0.042

$AE_{28}$ ＝ 0.0410

$AE_{29}$ ＝ 0.0413

$AE_{30}$ ＝ 0.0414

$AE_{令元}$ ＝ 0.0409

$AE_{令2}$ ＝ 0.04113

$AE_{令3}$ ＝ 0.04146

$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AE_{令6}$ ＝ 0.01154

$AF_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正

るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AC_{23}$ ＝ 0.01646

$AC_{24}$ ＝ 0.01669

$AC_{25}$ ＝ 0.01696

$AC_{26}$ ＝ 0.017

$AD_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$AE_{23}$ ＝ 0.04390

$AE_{24}$ ＝ 0.04450

$AE_{25}$ ＝ 0.04522

$AE_{26}$ ＝ 0.044

$AE_{27}$ ＝ 0.042

$AE_{28}$ ＝ 0.0411

$AE_{29}$ ＝ 0.0414

$AE_{30}$ ＝ 0.04146

$AE_{令元}$ ＝ 0.04094

$AE_{令2}$ ＝ 0.04119

$AE_{令3}$ ＝ 0.00251

$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AF_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正

予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

$AG_{23}$ ＝ 0.02741
$AG_{24}$ ＝ 0.02772
$AG_{25}$ ＝ 0.02813
$AG_{26}$ ＝ 0.02912
$AG_{27}$ ＝ 0.026
$AG_{28}$ ＝ 0.0257
$AG_{29}$ ＝ 0.0258
$AG_{30}$ ＝ 0.02588
$AG_{令元}$ ＝ 0.02556
$AG_{令2}$ ＝ 0.02571
$AG_{令3}$ ＝ 0.02591
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479
$AG_{令6}$ ＝ 0.00721

$AH_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AI_{23}$ ＝ 0.02741
$AI_{24}$ ＝ 0.02772
$AI_{25}$ ＝ 0.02813
$AI_{26}$ ＝ 0.02912
$AI_{27}$ ＝ 0.026
$AI_{28}$ ＝ 0.0257
$AI_{29}$ ＝ 0.0258
$AI_{30}$ ＝ 0.02588
$AI_{令元}$ ＝ 0.02556
$AI_{令2}$ ＝ 0.02571
$AI_{令3}$ ＝ 0.02591
$AI_{令4}$ ＝ 0.00353

予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

$AG_{23}$ ＝ 0.02744
$AG_{24}$ ＝ 0.02782
$AG_{25}$ ＝ 0.02826
$AG_{26}$ ＝ 0.028
$AG_{27}$ ＝ 0.026
$AG_{28}$ ＝ 0.0257
$AG_{29}$ ＝ 0.0259
$AG_{30}$ ＝ 0.02592
$AG_{令元}$ ＝ 0.02559
$AG_{令2}$ ＝ 0.02575
$AG_{令3}$ ＝ 0.00157
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479

$AH_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AI_{23}$ ＝ 0.02744
$AI_{24}$ ＝ 0.02782
$AI_{25}$ ＝ 0.02826
$AI_{26}$ ＝ 0.028
$AI_{27}$ ＝ 0.026
$AI_{28}$ ＝ 0.0257
$AI_{29}$ ＝ 0.0259
$AI_{30}$ ＝ 0.02592
$AI_{令元}$ ＝ 0.02559
$AI_{令2}$ ＝ 0.02575
$AI_{令3}$ ＝ 0.00157
$AI_{令4}$ ＝ 0.00353

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $AI_{令5} = 0.00479$<br>$AI_{令6} = 0.00721$ |
| | | | $AJ_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額<br>$AK_{26} = 0.02912$<br>$AK_{27} = 0.026$<br>$AK_{28} = 0.0257$<br>$AK_{29} = 0.0258$<br>$AK_{30} = 0.02588$<br>$AK_{令元} = 0.02556$<br>$AK_{令2} = 0.02571$<br>$AK_{令3} = 0.02591$<br>$AK_{令4} = 0.00353$ |
| 11 | 河川費 | 河川の延長 | $AK_{令5} = 0.00479$<br>$AK_{令6} = 0.00721$ |
| | | | 算式<br>$\dfrac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(G_n \times H_n)}{189{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令6}(I_n \times J_n)$ |
| | | | 算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定する |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $AI_{令5} = 0.00479$ |
| | | | $AJ_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額<br>$AK_{26} = 0.028$<br>$AK_{27} = 0.026$<br>$AK_{28} = 0.0257$<br>$AK_{29} = 0.0259$<br>$AK_{30} = 0.02592$<br>$AK_{令元} = 0.02559$<br>$AK_{令2} = 0.02575$<br>$AK_{令3} = 0.00157$<br>$AK_{令4} = 0.00353$ |
| 11 | 河川費 | 河川の延長 | $AK_{令5} = 0.00479$ |
| | | | 算式<br>$\dfrac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(G_n \times H_n)}{192{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令5}(I_n \times J_n)$ |
| | | | 算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務 |

ものを除く。）の額に相当する額

$C_{17}$ ＝ 0.016

$D_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$E_{17}$ ＝ 0.027

F　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、昭和 50 年度において「昭和 50 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 50 年 12 月 1 日付自治地第 205 号各都道府県財政課長、地方課長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 50 年度補正予算債」という。）、昭和 51 年度において「昭和 51 年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和 52 年 1 月 10 日付自治地第 4 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 51 年度補正予算債」という。）、昭和 52 年度において「昭和 52 年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和 52 年 11 月 19 日付自治地第 192 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 52 年度補正予算債」と

大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{16}$ ＝ 0.018

$C_{17}$ ＝ 0.016

$D_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$E_{16}$ ＝ 0.030

$E_{17}$ ＝ 0.027

F　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資

いう。）、昭和 53 年度において「昭和 53 年度地方債計画の改定に係る地方債の取扱いについて（昭和 53 年 9 月 26 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 53 年度補正予算債」という。）、昭和 61 年度において「昭和 61 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 61 年 11 月 10 日付自治地第 189 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 61 年度補正予算債」という。）、昭和 62 年度において「昭和 62 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 62 年 9 月 19 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和 62 年度地方財政補正措置（第 2 次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和 63 年 2 月 26 日付自治地第 20 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 62 年度補正予算債」という。）、平成 4 年度において「平成 4 年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成 4 年 10 月 30 日付け各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 4 年度補正予算債」という。）、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債並びに平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$G_n$　n年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成17年度から令和6年度までの各年度にあつては、ダム（平成22年度から令和6年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$H_{17} = 0.030$
$H_{18} = 0.027$
$H_{19} = 0.029$
$H_{20} = 0.02866$
$H_{21} = 0.02959$
$H_{22} = 0.02867$
$H_{23} = 0.02741$
$H_{24} = 0.02772$
$H_{25} = 0.02813$
$H_{26} = 0.02912$
$H_{27} = 0.026$
$H_{28} = 0.0257$

$G_n$　n年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成16年度から令和5年度までの各年度にあつては、ダム（平成22年度から令和5年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$H_{16} = 0.032$
$H_{17} = 0.030$
$H_{18} = 0.027$
$H_{19} = 0.029$
$H_{20} = 0.02869$
$H_{21} = 0.02960$
$H_{22} = 0.02869$
$H_{23} = 0.02744$
$H_{24} = 0.02782$
$H_{25} = 0.02826$
$H_{26} = 0.028$
$H_{27} = 0.026$
$H_{28} = 0.0257$

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | $H_{29}$ ＝ 0.0258<br>$H_{30}$ ＝ 0.02588<br>$H_{令元}$＝ 0.02556<br>$H_{令2}$ ＝ 0.02571<br>$H_{令3}$ ＝ 0.02591<br>$H_{令4}$ ＝ 0.00353 | | | $H_{29}$ ＝ 0.0259<br>$H_{30}$ ＝ 0.02592<br>$H_{令元}$＝ 0.02559<br>$H_{令2}$ ＝ 0.02575<br>$H_{令3}$ ＝ 0.00157<br>$H_{令4}$ ＝ 0.00353 | |
| | | | $H_{令5}$ ＝ 0.00479<br>$H_{令6}$ ＝ 0.00721 | | | $H_{令5}$ ＝ 0.00479 | |
| | | | $I_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$J_{令2}$ ＝ 0.07085<br>$J_{令3}$ ＝ 0.07142<br>$J_{令4}$ ＝ 0.07361 | | | $I_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$J_{令2}$ ＝ 0.07099<br>$J_{令3}$ ＝ 0.07158<br>$J_{令4}$ ＝ 0.07405 | |
| | | | $J_{令5}$ ＝ 0.07566 | | | $J_{令5}$ ＝ 0.07612 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 111 | 港湾費 | 港湾における外郭施設の延長 | $J_{令6} = 0.07939$<br>算式<br>$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金<br>$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収 |
| 111 | 港湾費 | 港湾における外郭施設の延長 | 算式<br>$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金<br>$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の |

| | |
|---|---|
| | に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。） |
| 漁港における外郭施設の延長 | $D_{17} = 0.030$<br>$D_{18} = 0.027$<br>$D_{19} = 0.027$<br>$D_{20} = 0.02866$<br>$D_{21} = 0.02959$<br>$D_{22} = 0.02867$<br>$D_{23} = 0.02741$<br>$D_{24} = 0.02772$<br>$D_{25} = 0.02813$<br>$D_{26} = 0.02912$<br>$D_{27} = 0.026$<br>$D_{28} = 0.0257$<br>$D_{29} = 0.0258$<br>$D_{30} = 0.02588$<br>$D_{令元} = 0.02556$<br>$D_{令2} = 0.02571$<br>$D_{令3} = 0.02591$<br>$D_{令4} = 0.00353$<br>$D_{令5} = 0.00479$<br>$D_{令6} = 0.00721$ |
| 漁港における外郭施設の延長 | 算式<br>$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n)}{4{,}430\text{円} \times A}$ |
| | 算式の符号 |

| | |
|---|---|
| | 減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。） |
| 漁港における外郭施設の延長 | $D_{16} = 0.033$<br>$D_{17} = 0.030$<br>$D_{18} = 0.027$<br>$D_{19} = 0.027$<br>$D_{20} = 0.02869$<br>$D_{21} = 0.02960$<br>$D_{22} = 0.02869$<br>$D_{23} = 0.02744$<br>$D_{24} = 0.02782$<br>$D_{25} = 0.02826$<br>$D_{26} = 0.028$<br>$D_{27} = 0.026$<br>$D_{28} = 0.0257$<br>$D_{29} = 0.0259$<br>$D_{30} = 0.02592$<br>$D_{令元} = 0.02559$<br>$D_{令2} = 0.02575$<br>$D_{令3} = 0.00157$<br>$D_{令4} = 0.00353$<br>$D_{令5} = 0.00479$ |
| 漁港における外郭施設の延長 | 算式<br>$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(C_n \times D_n)}{4{,}620\text{円} \times A}$ |
| | 算式の符号 |

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行につい

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。） |
| | | | $D_{17}$ ＝ 0.030 |
| 四　高等学校費 | 生徒数 | | $D_{18}$ ＝ 0.027<br>$D_{19}$ ＝ 0.027<br>$D_{20}$ ＝ 0.02866<br>$D_{21}$ ＝ 0.02959<br>$D_{22}$ ＝ 0.02867<br>$D_{23}$ ＝ 0.02741<br>$D_{24}$ ＝ 0.02772<br>$D_{25}$ ＝ 0.02813<br>$D_{26}$ ＝ 0.02912<br>$D_{27}$ ＝ 0.026<br>$D_{28}$ ＝ 0.0257<br>$D_{29}$ ＝ 0.0258<br>$D_{30}$ ＝ 0.02588<br>$D_{令元}$ ＝ 0.02556<br>$D_{令2}$ ＝ 0.02571<br>$D_{令3}$ ＝ 0.02591<br>$D_{令4}$ ＝ 0.00353 |
| | | | $D_{令5}$ ＝ 0.00479<br>$D_{令6}$ ＝ 0.00721 |
| | | 算式 | $\dfrac{\sum_{n=11}^{14}(B_n \times C_n) + D_{令2} \times E_{令2}}{52{,}000\text{円} \times A}$ |
| | | 算式の符号 | A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、老朽施設改築事業 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | て同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。） |
| | | | $D_{16}$ ＝ 0.033<br>$D_{17}$ ＝ 0.030 |
| 四　高等学校費 | 生徒数 | | $D_{18}$ ＝ 0.027<br>$D_{19}$ ＝ 0.027<br>$D_{20}$ ＝ 0.02869<br>$D_{21}$ ＝ 0.02960<br>$D_{22}$ ＝ 0.02869<br>$D_{23}$ ＝ 0.02744<br>$D_{24}$ ＝ 0.02782<br>$D_{25}$ ＝ 0.02826<br>$D_{26}$ ＝ 0.028<br>$D_{27}$ ＝ 0.026<br>$D_{28}$ ＝ 0.0257<br>$D_{29}$ ＝ 0.0259<br>$D_{30}$ ＝ 0.02592<br>$D_{令元}$ ＝ 0.02559<br>$D_{令2}$ ＝ 0.02575<br>$D_{令3}$ ＝ 0.00157<br>$D_{令4}$ ＝ 0.00353 |
| | | | $D_{令5}$ ＝ 0.00479 |
| | | 算式 | $\dfrac{B_{16} \times C_{16} + \sum_{n=10}^{16}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{62{,}100\text{円} \times A}$ |
| | | 算式の符号 | A　測定単位の数値<br>$B_{16}$　平成 16 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額<br>$C_{16}$ ＝ 0.0239<br>$D_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度まで |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五　こども子育て費 | 十八歳以下人口 | 算式 | $\frac{\sum_{n=30}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(N_n \times O_n)}{103{,}000\text{円} \times A}$ |
| | | 算式の符号 | |
| | | A　測定単位の数値 | |
| | | $B_n$　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 | |
| | | $C_{30}$ ＝ 0.03813 | |
| | | $C_{令元}$ ＝ 0.03798 | |
| | | $C_{令2}$ ＝ 0.03006 | |
| | | $C_{令3}$ ＝ 0.03043 | |
| | | $C_{令4}$ ＝ 0.00483 | |
| | | $C_{令5}$ ＝ 0.00665 | |
| | | $C_{令6}$ ＝ 0.01007 | |
| | | $D_n$　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額 | |
| | | $C_{11}$ ＝ 0.0042 | |
| | | $C_{12}$ ＝ 0.0042 | |
| | | $C_{13}$ ＝ 0.0104 | |
| | | $C_{14}$ ＝ 0.0093 | |
| | | $D_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 | |
| | | $E_{令2}$ ＝ 0.03006 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五　こども子育て費 | 十八歳以下人口 | 算式 | $\frac{\sum_{n=30}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(F_n \times G_n)}{98{,}600\text{円} \times A}$ |
| | | 算式の符号 | |
| | | A　測定単位の数値 | |
| | | $B_n$　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 | |
| | | $C_{30}$ ＝ 0.03820 | |
| | | $C_{令元}$ ＝ 0.02990 | |
| | | $C_{令2}$ ＝ 0.03011 | |
| | | $C_{令3}$ ＝ 0.00202 | |
| | | $C_{令4}$ ＝ 0.00483 | |
| | | $C_{令5}$ ＝ 0.00665 | |
| | | $D_n$　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額 | |
| | | $E_{10}$ ＝ 0.0030 | |
| | | $E_{11}$ ＝ 0.0090 | |
| | | $E_{12}$ ＝ 0.0092 | |
| | | $E_{13}$ ＝ 0.0104 | |
| | | $E_{14}$ ＝ 0.0093 | |
| | | $E_{15}$ ＝ 0.0000 | |
| | | $E_{16}$ ＝ 0.0239 | |
| | | $F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 | |
| | | $G_{令2}$ ＝ 0.03011 | |

おいて発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令2}$ ＝ 0.02147

$E_{令3}$ ＝ 0.02174

$E_{令4}$ ＝ 0.00345

$E_{令5}$ ＝ 0.00475

$E_{令6}$ ＝ 0.00719

$F_n$　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額

$G_{令2}$ ＝ 0.02147

$G_{令3}$ ＝ 0.02174

$G_{令4}$ ＝ 0.00345

$G_{令5}$ ＝ 0.00475

$G_{令6}$ ＝ 0.00719

$H_n$　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$I_{令6}$ ＝ 0.00719

$J_n$　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$K_{令6}$ ＝ 0.00431

$L_n$　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$M_{令6}$ ＝ 0.00719

$N_n$　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

おいて発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令2}$ ＝ 0.02151

$E_{令3}$ ＝ 0.00144

$E_{令4}$ ＝ 0.00345

$E_{令5}$ ＝ 0.00475

$F_n$　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額

$G_{令2}$ ＝ 0.02151

$G_{令3}$ ＝ 0.00144

$G_{令4}$ ＝ 0.00345

$G_{令5}$ ＝ 0.00475

六　高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{58{,}700\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

$B_n$　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$C_{18} = 0.053$

$C_{19} = 0.052$

$C_{20} = \underline{0.05258}$

$C_{21} = \underline{0.05593}$

$C_{22} = \underline{0.05597}$

$C_{23} = \underline{0.05621}$

$C_{24} = \underline{0.03991}$

$C_{25} = \underline{0.04086}$

$C_{26} = \underline{0.04254}$

$C_{27} = 0.038$

$C_{28} = \underline{0.0378}$

$C_{29} = 0.0379$

$C_{30} = \underline{0.03813}$

$C_{令元} = \underline{0.03798}$

$C_{令2} = \underline{0.03006}$

$C_{令3} = \underline{0.03043}$

$C_{令4} = 0.00483$

$C_{令5} = 0.00665$

$C_{令6} = 0.01007$

$O_{令6} = 0.00431$

七　農業行政費

農家数

算式

$$\frac{B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 + G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=22}^{令5}(N_n \times O_n) + \sum_{n=22}^{令6}(P_n}{121{,}000\text{円} \times A}$$

六　高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)}{58{,}200\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

$B_n$　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$C_{18} = 0.053$

$C_{19} = 0.052$

$C_{20} = \underline{0.05268}$

$C_{21} = \underline{0.05598}$

$C_{22} = \underline{0.05605}$

$C_{23} = \underline{0.05631}$

$C_{24} = \underline{0.04010}$

$C_{25} = \underline{0.04112}$

$C_{26} = \underline{0.040}$

$C_{27} = 0.038$

$C_{28} = \underline{0.0379}$

$C_{29} = 0.0379$

$C_{30} = \underline{0.03820}$

$C_{令元} = \underline{0.02990}$

$C_{令2} = \underline{0.03011}$

$C_{令3} = \underline{0.00202}$

$C_{令4} = 0.00483$

$C_{令5} = 0.00665$

七　農業行政費

農家数

算式

$$\frac{B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 + G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=22}^{令5}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{令5}(P_n}{117{,}000\text{円} \times A}$$

$$\times Q_n) + \sum_{n=22}^{令6}(R_n \times S_n) + \sum_{n=22}^{令6}(T_n \times U_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(V_n \times W_n) + \sum_{n=22}^{令6}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=17}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=17}^{20}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号 E 及び符号 H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 44 号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和 49 年政令第 205 号）第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業

$$\times Q_n) + \sum_{n=22}^{令5}(R_n \times S_n) + \sum_{n=21}^{令5}(T_n \times U_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(V_n \times W_n) + \sum_{n=22}^{令5}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=16}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=16}^{20}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号 E 及び符号 H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 44 号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和 49 年政令第 205 号）第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業

務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$N_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.042$

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$N_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.042$

$O_{28}$ ＝ 0.0422
$O_{29}$ ＝ 0.0422
$O_{30}$ ＝ 0.04180
$O_{令元}$＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.04219
$O_{令3}$ ＝ 0.04259
$O_{令4}$ ＝ 0.00350
$O_{令5}$ ＝ 0.00450
$O_{令6}$ ＝ 0.00750

$P_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和６年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$Q_{22}$ ＝ 0.045
$Q_{23}$ ＝ 0.027

$O_{28}$ ＝ 0.0422
$O_{29}$ ＝ 0.0422
$O_{30}$ ＝ 0.04180
$O_{令元}$＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.04219
$O_{令3}$ ＝ 0.00175
$O_{令4}$ ＝ 0.00350
$O_{令5}$ ＝ 0.00450

$P_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和５年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$Q_{21}$ ＝ 0.045
$Q_{22}$ ＝ 0.045
$Q_{23}$ ＝ 0.027

$Q_{24}$ ＝ 0.026
$Q_{25}$ ＝ 0.026
$Q_{26}$ ＝ 0.025
$Q_{27}$ ＝ 0.024
$Q_{28}$ ＝ 0.0241
$Q_{29}$ ＝ 0.0241
$Q_{30}$ ＝ 0.02364
$Q_{令元}$＝ 0.02337
$Q_{令2}$ ＝ 0.02377
$Q_{令3}$ ＝ 0.02443
$Q_{令4}$ ＝ 0.00550
$Q_{令5}$ ＝ 0.00700
$Q_{令6}$ ＝ 0.00975

$R_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$S_{22}$ ＝ 0.045
$S_{23}$ ＝ 0.044
$S_{24}$ ＝ 0.044

$Q_{24}$ ＝ 0.026
$Q_{25}$ ＝ 0.026
$Q_{26}$ ＝ 0.025
$Q_{27}$ ＝ 0.024
$Q_{28}$ ＝ 0.0241
$Q_{29}$ ＝ 0.0241
$Q_{30}$ ＝ 0.02364
$Q_{令元}$＝ 0.02337
$Q_{令2}$ ＝ 0.02377
$Q_{令3}$ ＝ 0.00325
$Q_{令4}$ ＝ 0.00550
$Q_{令5}$ ＝ 0.00700

$R_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$S_{22}$ ＝ 0.045
$S_{23}$ ＝ 0.044
$S_{24}$ ＝ 0.044

| | |
|---|---|
| $S_{25}$ ＝ 0.044<br>$S_{26}$ ＝ 0.043<br>$S_{27}$ ＝ 0.042<br>$S_{28}$ ＝ 0.0422<br>$S_{29}$ ＝ 0.0422<br>$S_{30}$ ＝ 0.04180<br>$S_{令元}$＝ 0.04180<br>$S_{令2}$ ＝ 0.04219<br>$S_{令3}$ ＝ 0.04259<br>$S_{令4}$ ＝ 0.00350<br>$S_{令5}$ ＝ 0.00450<br>$S_{令6}$ ＝ 0.00750 | $S_{25}$ ＝ 0.044<br>$S_{26}$ ＝ 0.043<br>$S_{27}$ ＝ 0.042<br>$S_{28}$ ＝ 0.0422<br>$S_{29}$ ＝ 0.0422<br>$S_{30}$ ＝ 0.04180<br>$S_{令元}$＝ 0.04180<br>$S_{令2}$ ＝ 0.04219<br>$S_{令3}$ ＝ 0.00175<br>$S_{令4}$ ＝ 0.00350<br>$S_{令5}$ ＝ 0.00450 |
| $T_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。） | $T_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。） |
| $U_{22}$ ＝ 0.045 | $U_{21}$ ＝ 0.045<br>$U_{22}$ ＝ 0.045 |
| $U_{23}$ ＝ 0.027<br>$U_{24}$ ＝ 0.026 | $U_{23}$ ＝ 0.027<br>$U_{24}$ ＝ 0.026 |

$U_{25}$ ＝ 0.026
$U_{26}$ ＝ 0.025
$U_{27}$ ＝ 0.024
$U_{28}$ ＝ 0.0241
$U_{29}$ ＝ 0.0241
$U_{30}$ ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.02443
$U_{令4}$ ＝ 0.00550
$U_{令5}$ ＝ 0.00700
$U_{令6}$ ＝ 0.00975

$V_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.02443
$W_{令4}$ ＝ 0.00550
$W_{令5}$ ＝ 0.00700
$W_{令6}$ ＝ 0.00975

$X_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立

$U_{25}$ ＝ 0.026
$U_{26}$ ＝ 0.025
$U_{27}$ ＝ 0.024
$U_{28}$ ＝ 0.0241
$U_{29}$ ＝ 0.0241
$U_{30}$ ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.00325
$U_{令4}$ ＝ 0.00550
$U_{令5}$ ＝ 0.00700

$V_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.00325
$W_{令4}$ ＝ 0.00550
$W_{令5}$ ＝ 0.00700

$X_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立

行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$Y_{22}$ ＝ 0.045
$Y_{23}$ ＝ 0.044
$Y_{24}$ ＝ 0.044
$Y_{25}$ ＝ 0.044
$Y_{26}$ ＝ 0.043
$Y_{27}$ ＝ 0.042
$Y_{28}$ ＝ 0.0422
$Y_{29}$ ＝ 0.0422
$Y_{30}$ ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450
$Y_{令6}$ ＝ 0.00750

$Z_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行につい

行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$Y_{22}$ ＝ 0.045
$Y_{23}$ ＝ 0.044
$Y_{24}$ ＝ 0.044
$Y_{25}$ ＝ 0.044
$Y_{26}$ ＝ 0.043
$Y_{27}$ ＝ 0.042
$Y_{28}$ ＝ 0.0422
$Y_{29}$ ＝ 0.0422
$Y_{30}$ ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.00175
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

$Z_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行につい

て同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AA_{17}$ ＝ 0.016

$AA_{18}$ ＝ 0.016

$AA_{19}$ ＝ 0.016

$AA_{20}$ ＝ 0.01577

$AB_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$AC_{17}$ ＝ 0.027

$AC_{18}$ ＝ 0.027

$AC_{19}$ ＝ 0.026

$AC_{20}$ ＝ 0.02629

$AD_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AE_{21}$ ＝ 0.01678

$AE_{22}$ ＝ 0.01679

$AE_{23}$ ＝ 0.01686

$AE_{24}$ ＝ 0.01710

$AF_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度か

て同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AA_{16}$ ＝ 0.018

$AA_{17}$ ＝ 0.016

$AA_{18}$ ＝ 0.016

$AA_{19}$ ＝ 0.016

$AA_{20}$ ＝ 0.01580

$AB_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$AC_{16}$ ＝ 0.030

$AC_{17}$ ＝ 0.027

$AC_{18}$ ＝ 0.027

$AC_{19}$ ＝ 0.026

$AC_{20}$ ＝ 0.02634

$AD_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AE_{21}$ ＝ 0.01679

$AE_{22}$ ＝ 0.01682

$AE_{23}$ ＝ 0.01689

$AE_{24}$ ＝ 0.01719

$AF_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度か

| | | |
|---|---|---|
| 八　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | ら平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）<br>$AG_{21}$ ＝ 0.02797<br>$AG_{22}$ ＝ 0.02799<br>$AG_{23}$ ＝ 0.02811<br>$AG_{24}$ ＝ 0.02851<br>算式<br>$\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}410\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額<br>$C_{17}$ ＝ 0.016<br>$C_{18}$ ＝ 0.016<br>$C_{19}$ ＝ 0.016<br>$C_{20}$ ＝ 0.01577<br>$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）<br>$E_{17}$ ＝ 0.027<br>$E_{18}$ ＝ 0.027 |
| 八　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | ら平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）<br>$AG_{21}$ ＝ 0.02799<br>$AG_{22}$ ＝ 0.02803<br>$AG_{23}$ ＝ 0.02816<br>$AG_{24}$ ＝ 0.02865<br>算式<br>$\frac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}310\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額<br>$C_{16}$ ＝ 0.018<br>$C_{17}$ ＝ 0.016<br>$C_{18}$ ＝ 0.016<br>$C_{19}$ ＝ 0.016<br>$C_{20}$ ＝ 0.01580<br>$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）<br>$E_{16}$ ＝ 0.030<br>$E_{17}$ ＝ 0.027<br>$E_{18}$ ＝ 0.027 |

九　地域振興費　人口

$E_{19}$ ＝ 0.026

$E_{20}$ ＝ 0.02629

$F_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$G_{20}$ ＝ 0.01577

$G_{21}$ ＝ 0.01678

$G_{22}$ ＝ 0.01679

$H_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

$I_{21}$ ＝ 0.01678

$I_{22}$ ＝ 0.01679

$I_{23}$ ＝ 0.01686

$I_{24}$ ＝ 0.01710

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$K_{21}$ ＝ 0.02797

$K_{22}$ ＝ 0.02799

$K_{23}$ ＝ 0.02811

$K_{24}$ ＝ 0.02851

算式Ⅰ

$$\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H_n$$

九　地域振興費　人口

$E_{19}$ ＝ 0.026

$E_{20}$ ＝ 0.02634

$F_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$G_{20}$ ＝ 0.01580

$G_{21}$ ＝ 0.01679

$G_{22}$ ＝ 0.01682

$H_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

$I_{21}$ ＝ 0.01679

$I_{22}$ ＝ 0.01682

$I_{23}$ ＝ 0.01689

$I_{24}$ ＝ 0.01719

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$K_{21}$ ＝ 0.02799

$K_{22}$ ＝ 0.02803

$K_{23}$ ＝ 0.02816

$K_{24}$ ＝ 0.02865

算式Ⅰ

$$\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H_n$$

$$\times I_n) + \sum_{n=17}^{17}(J_n \times K_n) + L \times 0.8 + \sum_{n=17}^{22}(M_n \times N_n) + \sum_{n=17}^{令6}$$

750円×A

$$(O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times$$

$$V_n) + \sum_{n=26}^{令6}(W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28}(Y_n \times Z_n) + AA_{28} \times AB_{28} +$$

$$AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令6}(AD_n \times AE_n) + AF_{29} \times AG_{29} + \sum_{n=30}^{令6}(AH_n$$

$$\times AI_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令6}(AJ_n \times AK_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=29}^{令6}$$

$$(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AP_n \times AQ_n)$$

$$+ \sum_{n=令3}^{令6}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令4}^{令6}(AT_n \times AU_n) + AV_{令4} \times AW_{令4}$$

$$\times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AX'_n \times AY'_n) \times$$

$$\frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AX''_n \times AY''_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AX'''_n \times AY'''_n) +$$

$$\sum_{n=令5}^{令6}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AZ'_n \times BA'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30}$$

$$+ \sum_{n=令5}^{令6}(AZ''_n \times BA''_n)$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.016$

$C_{18} = 0.016$

$C_{19} = 0.016$

$$\times I_n) + \sum_{n=16}^{17}(J_n \times K_n) + L \times 0.8 + \sum_{n=16}^{22}(M_n \times N_n) + \sum_{n=16}^{令4}$$

553円×A

$$(O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times$$

$$V_n) + \sum_{n=26}^{令5}(W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28}(Y_n \times Z_n) + AA_{28} \times AB_{28} +$$

$$AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令5}(AD_n \times AE_n) + AF_{29} \times AG_{29} + \sum_{n=30}^{令5}(AH_n$$

$$\times AI_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令5}(AJ_n \times AK_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=29}^{令5}$$

$$(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AP_n \times AQ_n)$$

$$+ \sum_{n=令3}^{令5}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令4}^{令5}(AT_n \times AU_n) + AV_{令4} \times AW_{令4}$$

$$\times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(AX'_n \times AY'_n) \times$$

$$\frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AX''_n \times AY''_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令5}$$

$$(AZ'_n \times BA'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AZ''_n \times BA''_n)$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{16} = 0.018$

$C_{17} = 0.016$

$C_{18} = 0.016$

$C_{19} = 0.016$

$C_{20}$ ＝ 0.01577
$C_{21}$ ＝ 0.01678
$C_{22}$ ＝ 0.01679
$C_{23}$ ＝ 0.01686
$C_{24}$ ＝ 0.01710
$C_{25}$ ＝ 0.01751
$C_{26}$ ＝ 0.01823
$C_{27}$ ＝ 0.016
$C_{28}$ ＝ 0.0162
$C_{29}$ ＝ 0.0162
$C_{30}$ ＝ 0.01634
$C_{令元}$＝ 0.01628
$C_{令2}$ ＝ 0.01288
$C_{令3}$ ＝ 0.01304
$C_{令4}$ ＝ 0.00207
$C_{令5}$ ＝ 0.00285
$C_{令6}$ ＝ 0.00431

$D_n$　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものに限る。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{17}$ ＝ 0.027
$E_{18}$ ＝ 0.027
$E_{19}$ ＝ 0.026
$E_{20}$ ＝ 0.02629
$E_{21}$ ＝ 0.02797
$E_{22}$ ＝ 0.02799
$E_{23}$ ＝ 0.02811
$E_{24}$ ＝ 0.02851
$E_{25}$ ＝ 0.02919
$E_{26}$ ＝ 0.03039
$E_{27}$ ＝ 0.027
$E_{28}$ ＝ 0.0270
$E_{29}$ ＝ 0.02721
$E_{30}$ ＝ 0.02724
$E_{令元}$＝ 0.02713

$C_{20}$ ＝ 0.01580
$C_{21}$ ＝ 0.01679
$C_{22}$ ＝ 0.01682
$C_{23}$ ＝ 0.01689
$C_{24}$ ＝ 0.01719
$C_{25}$ ＝ 0.01762
$C_{26}$ ＝ 0.017
$C_{27}$ ＝ 0.016
$C_{28}$ ＝ 0.0162
$C_{29}$ ＝ 0.0163
$C_{30}$ ＝ 0.01637
$C_{令元}$＝ 0.01282
$C_{令2}$ ＝ 0.01291
$C_{令3}$ ＝ 0.00086
$C_{令4}$ ＝ 0.00207
$C_{令5}$ ＝ 0.00285

$D_n$　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{17}$ ＝ 0.027
$E_{18}$ ＝ 0.027
$E_{19}$ ＝ 0.026
$E_{20}$ ＝ 0.02634
$E_{21}$ ＝ 0.02799
$E_{22}$ ＝ 0.02803
$E_{23}$ ＝ 0.02816
$E_{24}$ ＝ 0.02865
$E_{25}$ ＝ 0.02937
$E_{26}$ ＝ 0.028
$E_{27}$ ＝ 0.027
$E_{28}$ ＝ 0.0271
$E_{29}$ ＝ 0.02721
$E_{30}$ ＝ 0.02729
$E_{令元}$＝ 0.02136

| | |
|---|---|
| $E_{令2}$ ＝ 0.02147<br>$E_{令3}$ ＝ 0.02174<br>$E_{令4}$ ＝ 0.00345 | $E_{令2}$ ＝ 0.02151<br>$E_{令3}$ ＝ 0.00144<br>$E_{令4}$ ＝ 0.00345 |
| $E_{令5}$ ＝ 0.00475<br>$E_{令6}$ ＝ 0.00719 | $E_{令5}$ ＝ 0.00475 |
| $F_n$　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | $F_n$　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $G_{17}$ ＝ 0.027 | $G_{16}$ ＝ 0.030<br>$G_{17}$ ＝ 0.027 |
| $G_{18}$ ＝ 0.027<br>$G_{19}$ ＝ 0.026<br>$G_{20}$ ＝ 0.02629<br>$G_{21}$ ＝ 0.02797<br>$G_{22}$ ＝ 0.02799<br>$G_{23}$ ＝ 0.02811<br>$G_{24}$ ＝ 0.02851<br>$G_{25}$ ＝ 0.02919<br>$G_{26}$ ＝ 0.03039<br>$G_{27}$ ＝ 0.027<br>$G_{28}$ ＝ 0.0270<br>$G_{29}$ ＝ 0.0271<br>$G_{30}$ ＝ 0.02724<br>$G_{令元}$＝ 0.02713<br>$G_{令2}$ ＝ 0.02147<br>$G_{令3}$ ＝ 0.02174<br>$G_{令4}$ ＝ 0.00345 | $G_{18}$ ＝ 0.027<br>$G_{19}$ ＝ 0.026<br>$G_{20}$ ＝ 0.02634<br>$G_{21}$ ＝ 0.02799<br>$G_{22}$ ＝ 0.02803<br>$G_{23}$ ＝ 0.02816<br>$G_{24}$ ＝ 0.02865<br>$G_{25}$ ＝ 0.02937<br>$G_{26}$ ＝ 0.028<br>$G_{27}$ ＝ 0.027<br>$G_{28}$ ＝ 0.0271<br>$G_{29}$ ＝ 0.0271<br>$G_{30}$ ＝ 0.02729<br>$G_{令元}$＝ 0.02136<br>$G_{令2}$ ＝ 0.02151<br>$G_{令3}$ ＝ 0.00144<br>$G_{令4}$ ＝ 0.00345 |
| $G_{令5}$ ＝ 0.00475<br>$G_{令6}$ ＝ 0.00719 | $G_{令5}$ ＝ 0.00475 |
| $H_n$　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地 | $H_n$　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地 |

方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$I_{21}$ ＝ 0.03747
$I_{22}$ ＝ 0.03750
$I_{23}$ ＝ 0.03766
$I_{24}$ ＝ 0.03820
$I_{25}$ ＝ 0.03911
$I_{26}$ ＝ 0.04072
$I_{27}$ ＝ 0.037
$I_{28}$ ＝ 0.0362
$I_{29}$ ＝ 0.0362
$I_{30}$ ＝ 0.03649
$I_{令元}$＝ 0.03635
$I_{令2}$ ＝ 0.02877
$I_{令3}$ ＝ 0.02912
$I_{令4}$ ＝ 0.00462
$I_{令5}$ ＝ 0.00637
$I_{令6}$ ＝ 0.00963

$J_n$　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$K_{17}$ ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金

方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$I_{21}$ ＝ 0.03751
$I_{22}$ ＝ 0.03755
$I_{23}$ ＝ 0.03773
$I_{24}$ ＝ 0.03838
$I_{25}$ ＝ 0.03936
$I_{26}$ ＝ 0.038
$I_{27}$ ＝ 0.037
$I_{28}$ ＝ 0.0362
$I_{29}$ ＝ 0.0363
$I_{30}$ ＝ 0.03656
$I_{令元}$＝ 0.02862
$I_{令2}$ ＝ 0.02882
$I_{令3}$ ＝ 0.00193
$I_{令4}$ ＝ 0.00462
$I_{令5}$ ＝ 0.00637

$J_n$　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$K_{16}$ ＝ 0.030
$K_{17}$ ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金

支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

$M_n$　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{17} = 0.027$

$N_{18} = 0.027$

$N_{19} = 0.026$

$N_{20} = 0.02629$

$N_{21} = 0.02797$

$N_{22} = 0.02799$

$O_n$　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

$P_{17} = 0.010$

$P_{18}$　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

$M_n$　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{16} = 0.030$

$N_{17} = 0.027$

$N_{18} = 0.027$

$N_{19} = 0.026$

$N_{20} = 0.02634$

$N_{21} = 0.02799$

$N_{22} = 0.02803$

$O_n$　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

$P_{16}$　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

$P_{17} = 0.010$

$P_{18}$　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

$P_{19}$ ＝ 0.010
$P_{20}$ ＝ 0.01020
$P_{21}$ ＝ 0.01013
$P_{22}$ ＝ 0.01076
$P_{23}$ ＝ 0.01064
$P_{24}$　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
　イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608
　ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680
$P_{25}$　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082
　イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623
$P_{26}$ ＝ 0.012
$P_{27}$ ＝ 0.000
$P_{28}$ ＝ 0.0339
$P_{29}$ ＝ 0.0000
$P_{30}$ ＝ 0.00000
$P_{令元}$＝ 0.02533
$P_{令2}$ ＝ 0.00000
$P_{令3}$ ＝ 0.00000
$P_{令4}$ ＝ 0.01070
$P_{令5}$ ＝ 0.00000
$P_{令6}$　ア　栃木県、滋賀県及び鳥取県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01159
　イ　三重県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02436
　ウ　青森県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02898

$Q_n$　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$R_{17}$ ＝ 0.022
$R_{18}$ ＝ 0.021

$P_{19}$ ＝ 0.010
$P_{20}$ ＝ 0.01020
$P_{21}$ ＝ 0.01013
$P_{22}$ ＝ 0.01076
$P_{23}$ ＝ 0.01064
$P_{24}$　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
　イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608
　ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680
$P_{25}$　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082
　イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623
$P_{26}$ ＝ 0.012
$P_{27}$ ＝ 0.000
$P_{28}$ ＝ 0.0339
$P_{29}$ ＝ 0.0000
$P_{30}$ ＝ 0.00000
$P_{令元}$＝ 0.02533
$P_{令2}$ ＝ 0.00000
$P_{令3}$ ＝ 0.00000
$P_{令4}$ ＝ 0.01070

$Q_n$　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$R_{17}$ ＝ 0.022
$R_{18}$ ＝ 0.021

$R_{19}$ ＝ 0.021
$R_{20}$ ＝ 0.02103
$R_{21}$ ＝ 0.02237
$R_{22}$ ＝ 0.02239
$S_n$　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$T_{21}$ ＝ 0.01678
$T_{22}$ ＝ 0.01679
$T_{23}$ ＝ 0.01686
$U_n$　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$V_{21}$ ＝ 0.01678
$V_{22}$ ＝ 0.01679
$V_{23}$ ＝ 0.01686
$W_n$　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$X_{26}$ ＝ 0.02912
$X_{27}$ ＝ 0.026
$X_{28}$ ＝ 0.0257
$X_{29}$ ＝ 0.0258

$R_{19}$ ＝ 0.021
$R_{20}$ ＝ 0.02107
$R_{21}$ ＝ 0.02239
$R_{22}$ ＝ 0.02242
$S_n$　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$T_{21}$ ＝ 0.01679
$T_{22}$ ＝ 0.01682
$T_{23}$ ＝ 0.01689
$U_n$　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$V_{21}$ ＝ 0.01679
$V_{22}$ ＝ 0.01682
$V_{23}$ ＝ 0.01689
$W_n$　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$X_{26}$ ＝ 0.028
$X_{27}$ ＝ 0.026
$X_{28}$ ＝ 0.0257
$X_{29}$ ＝ 0.0259

$X_{30}$ ＝ 0.02588
$X_{令元}$＝ 0.02556
$X_{令2}$ ＝ 0.02571
$X_{令3}$ ＝ 0.02591
$X_{令4}$ ＝ 0.00353
$X_{令5}$ ＝ 0.00479
$X_{令6}$ ＝ 0.00721

$Y_n$　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$Z_{27}$ ＝ 0.027
$Z_{28}$ ＝ 0.027
$AA_{28}$　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$AB_{28}$ ＝ 0.0162
AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和 6 年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金
$AD_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充

$X_{30}$ ＝ 0.02592
$X_{令元}$＝ 0.02559
$X_{令2}$ ＝ 0.02575
$X_{令3}$ ＝ 0.00157
$X_{令4}$ ＝ 0.00353
$X_{令5}$ ＝ 0.00479

$Y_n$　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$Z_{27}$ ＝ 0.027
$Z_{28}$ ＝ 0.0271
$AA_{28}$　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$AB_{28}$ ＝ 0.0162
AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和 6 年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金
$AD_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充

当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AE_{29}$ ＝ 0.0271

$AE_{30}$ ＝ 0.02724

$AE_{令元}$ ＝ 0.02713

$AE_{令2}$ ＝ 0.02147

$AE_{令3}$ ＝ 0.02174

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

$AE_{令6}$ ＝ 0.00719

$AF_{29}$　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AG_{29}$ ＝ 0.0162

$AH_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AI_{30}$ ＝ 0.01634

$AI_{令元}$ ＝ 0.01628

$AI_{令2}$ ＝ 0.01288

$AI_{令3}$ ＝ 0.01304

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

$AI_{令6}$ ＝ 0.00431

$\alpha$　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるとき

当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AE_{29}$ ＝ 0.0271

$AE_{30}$ ＝ 0.02729

$AE_{令元}$ ＝ 0.02136

$AE_{令2}$ ＝ 0.02151

$AE_{令3}$ ＝ 0.00144

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

$AF_{29}$　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AG_{29}$ ＝ 0.0163

$AH_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AI_{30}$ ＝ 0.01637

$AI_{令元}$ ＝ 0.01282

$AI_{令2}$ ＝ 0.01291

$AI_{令3}$ ＝ 0.00086

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

$\alpha$　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるとき

は、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。以下この号において同じ。）に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

$AJ_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AK_{30}$ ＝ 0.01634

$AK_{令元}$ ＝ 0.01628

$AK_{令2}$ ＝ 0.01288

$AK_{令3}$ ＝ 0.01304

$AK_{令4}$ ＝ 0.00207

$AK_{令5}$ ＝ 0.00285

$AK_{令6}$ ＝ 0.00431

$\beta$　当該都道府県の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

$AL_n$　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AM_{29}$ ＝ 0.0162

$AM_{30}$ ＝ 0.01634

$AM_{令元}$ ＝ 0.01628

$AM_{令2}$ ＝ 0.01288

は、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。以下この号において同じ。）に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

$AJ_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AK_{30}$ ＝ 0.01637

$AK_{令元}$ ＝ 0.01282

$AK_{令2}$ ＝ 0.01291

$AK_{令3}$ ＝ 0.00086

$AK_{令4}$ ＝ 0.00207

$AK_{令5}$ ＝ 0.00285

$\beta$　当該都道府県の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

$AL_n$　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AM_{29}$ ＝ 0.0163

$AM_{30}$ ＝ 0.01637

$AM_{令元}$ ＝ 0.01282

$AM_{令2}$ ＝ 0.01291

| | |
|---|---|
| $AM_{令3}$ ＝ 0.01304<br>$AM_{令4}$ ＝ 0.00207 | $AM_{令3}$ ＝ 0.00086<br>$AM_{令4}$ ＝ 0.00207 |
| $AM_{令5}$ ＝ 0.00285<br>$AM_{令6}$ ＝ 0.00431 | $AM_{令5}$ ＝ 0.00285 |
| $AN_n$　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$AO_{30}$ ＝ 0.01634<br>$AO_{令元}$＝ 0.01628<br>$AO_{令2}$ ＝ 0.01288<br>$AO_{令3}$ ＝ 0.01304<br>$AO_{令4}$ ＝ 0.00207 | $AN_n$　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$AO_{30}$ ＝ 0.01637<br>$AO_{令元}$＝ 0.01282<br>$AO_{令2}$ ＝ 0.01291<br>$AO_{令3}$ ＝ 0.00086<br>$AO_{令4}$ ＝ 0.00207 |
| $AO_{令5}$ ＝ 0.00285<br>$AO_{令6}$ ＝ 0.00431 | $AO_{令5}$ ＝ 0.00285 |
| $AP_n$　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$AQ_{30}$ ＝ 0.01634<br>$AQ_{令元}$＝ 0.01628<br>$AQ_{令2}$ ＝ 0.01288<br>$AQ_{令3}$ ＝ 0.01304<br>$AQ_{令4}$ ＝ 0.00207 | $AP_n$　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$AQ_{30}$ ＝ 0.01637<br>$AQ_{令元}$＝ 0.01282<br>$AQ_{令2}$ ＝ 0.01291<br>$AQ_{令3}$ ＝ 0.00086<br>$AQ_{令4}$ ＝ 0.00207 |
| $AQ_{令5}$ ＝ 0.00285<br>$AQ_{令6}$ ＝ 0.00431 | $AQ_{令5}$ ＝ 0.00285 |
| $AR_n$　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$AS_{令3}$ ＝ 0.02174<br>$AS_{令4}$ ＝ 0.00345 | $AR_n$　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$AS_{令3}$ ＝ 0.00144<br>$AS_{令4}$ ＝ 0.00345 |
| $AS_{令5}$ ＝ 0.00475<br>$AS_{令6}$ ＝ 0.00719 | $AS_{令5}$ ＝ 0.00475 |
| $AT_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策 | $AT_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策 |

事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AU_{令4}$ ＝ 0.00353

$AU_{令5}$ ＝ 0.00479

$AU_{令6}$ ＝ 0.00721

AV 令４　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$AW_{令4}$ ＝ 0.00302

γ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

$AX_n$　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY_{令5}$ ＝ 0.00634

$AY_{令6}$ ＝ 0.00908

$AX'_n$　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY'_{令5}$ ＝ 0.00380

$AY'_{令6}$ ＝ 0.00545

事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに令和４年度及び令和５年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AU_{令4}$ ＝ 0.00353

$AU_{令5}$ ＝ 0.00479

AV 令４　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$AW_{令4}$ ＝ 0.00302

γ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

$AX_n$　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY_{令5}$ ＝ 0.00634

$AX'_n$　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY'_{令5}$ ＝ 0.00380

| | |
|---|---|
| δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。 | δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。 |
| $AX''_n$　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | $AX''_n$　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $AY''_{令5}$＝0.00380<br>$AY''_{令6}$＝0.00545 | $AY''_{令5}$＝0.00380 |
| $AX'''_n$　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(2)⑧及び令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(2)⑧において定める事業（以下「電動バスの導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に0.3を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合には、当該額に10/3を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）<br>$AY'''_{令5}$＝0.00380<br>$AY'''_{令6}$＝0.00545 | |
| $AZ_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | $AZ_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $BA_{令5}$＝0.00475<br>$BA_{令6}$＝0.00719 | $BA_{令5}$＝0.00475 |
| $AZ'_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た脱 | $AZ'_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た脱 |

炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA'_{令5} = 0.00285$

$BA'_{令6} = 0.00431$

ε　当該都道府県の財政力指数に−0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AZ"ₙ　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA''_{令5} = 0.00285$

$BA''_{令6} = 0.00431$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令6}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令6}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(I_n \times J_n) + \sum_{n=17}^{令6}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令6}(O_n \times P_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(Q_n \times S_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令5}^{令6}(Q_n \times S_n) \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=令5}^{令6}(R_n \times S_n) \times 0.56}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成３年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された

炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA'_{令5} = 0.00285$

ε　当該都道府県の財政力指数に−0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AZ"ₙ　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA''_{令5} = 0.00285$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令5}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令5}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令5}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令5}(O_n \times P_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(Q_n \times S_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令5}^{令5}(Q_n \times S_n) \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=令5}^{令5}(R_n \times S_n) \times 0.56}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成３年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された

地方債、財源対策債、平成５年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成６年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和59年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和46年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成16年４月20日付け総財経第92号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令

地方債、財源対策債、昭和50年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和61年度及び平成４年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成６年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和59年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和46年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成16年４月20日付け総財経第92号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令

和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額

$D_{11}$ ＝ 0.026
$D_{12}$ ＝ 0.025
$D_{13}$ ＝ 0.027
$D_{14}$ ＝ 0.024
$D_{15}$ ＝ 0.021
$D_{16}$ ＝ 0.018
$D_{17}$ ＝ 0.025
$D_{18}$ ＝ 0.023
$D_{19}$ ＝ 0.023
$D_{20}$ ＝ 0.02333
$D_{21}$ ＝ 0.02247
$D_{22}$ ＝ 0.02204
$D_{23}$ ＝ 0.02166
$D_{24}$ ＝ 0.02171
$D_{25}$ ＝ 0.02193
$D_{26}$ ＝ 0.02206
$D_{27}$ ＝ 0.020
$D_{28}$ ＝ 0.0202
$D_{29}$ ＝ 0.0204
$D_{30}$ ＝ 0.02008
$D_{令元}$ ＝ 0.01976
$D_{令2}$ ＝ 0.01078
$D_{令3}$ ＝ 0.00914
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557

和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額

$D_{11}$ ＝ 0.026
$D_{12}$ ＝ 0.025
$D_{13}$ ＝ 0.027
$D_{14}$ ＝ 0.024
$D_{15}$ ＝ 0.021
$D_{16}$ ＝ 0.024
$D_{17}$ ＝ 0.025
$D_{18}$ ＝ 0.023
$D_{19}$ ＝ 0.023
$D_{20}$ ＝ 0.02334
$D_{21}$ ＝ 0.02248
$D_{22}$ ＝ 0.02205
$D_{23}$ ＝ 0.02168
$D_{24}$ ＝ 0.02176
$D_{25}$ ＝ 0.02199
$D_{26}$ ＝ 0.022
$D_{27}$ ＝ 0.020
$D_{28}$ ＝ 0.0202
$D_{29}$ ＝ 0.0205
$D_{30}$ ＝ 0.02011
$D_{令元}$ ＝ 0.00952
$D_{令2}$ ＝ 0.01079
$D_{令3}$ ＝ 0.00268
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557

$D_{令6}$ ＝ 0.00799

$E_n$　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

$F_{16}$ ＝ 0.008

$F_{17}$ ＝ 0.011

$G_n$　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

$H_{12}$ ＝ 0.050

$H_{13}$ ＝ 0.044

$H_{14}$ ＝ 0.039

$H_{15}$ ＝ 0.047

$H_{16}$ ＝ 0.041

$H_{17}$ ＝ 0.055

$H_{18}$ ＝ 0.053

$H_{19}$ ＝ 0.053

$H_{20}$ ＝ 0.05302

$H_{21}$ ＝ 0.05106

$H_{22}$ ＝ 0.05008

$H_{23}$ ＝ 0.04923

$H_{24}$ ＝ 0.04934

$H_{25}$ ＝ 0.04983

$H_{26}$ ＝ 0.05046

$H_{27}$ ＝ 0.045

$H_{28}$ ＝ 0.0459

$H_{29}$ ＝ 0.0464

$H_{30}$ ＝ 0.04564

$H_{令元}$ ＝ 0.04490

$H_{令2}$ ＝ 0.02449

$H_{令3}$ ＝ 0.02078

$H_{令4}$ ＝ 0.01005

$H_{令5}$ ＝ 0.01267

$H_{令6}$ ＝ 0.01816

$E_n$　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

$F_{16}$ ＝ 0.011

$F_{17}$ ＝ 0.011

$G_n$　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

$H_{12}$ ＝ 0.050

$H_{13}$ ＝ 0.044

$H_{14}$ ＝ 0.039

$H_{15}$ ＝ 0.047

$H_{16}$ ＝ 0.054

$H_{17}$ ＝ 0.055

$H_{18}$ ＝ 0.053

$H_{19}$ ＝ 0.053

$H_{20}$ ＝ 0.05305

$H_{21}$ ＝ 0.05108

$H_{22}$ ＝ 0.05011

$H_{23}$ ＝ 0.04927

$H_{24}$ ＝ 0.04945

$H_{25}$ ＝ 0.04997

$H_{26}$ ＝ 0.049

$H_{27}$ ＝ 0.045

$H_{28}$ ＝ 0.0460

$H_{29}$ ＝ 0.0465

$H_{30}$ ＝ 0.04571

$H_{令元}$ ＝ 0.02163

$H_{令2}$ ＝ 0.02453

$H_{令3}$ ＝ 0.00608

$H_{令4}$ ＝ 0.01005

$H_{令5}$ ＝ 0.01267

$I_n$　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$J_{令3}$ ＝ 0.01501

$J_{令4}$ ＝ 0.00406

$J_{令5}$ ＝ 0.00529

$J_{令6}$ ＝ 0.00908

$K_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

$L_{17}$ ＝ 0.030

$L_{18}$ ＝ 0.030

$L_{19}$ ＝ 0.030

$L_{20}$ ＝ 0.02965

$L_{21}$ ＝ 0.02960

$L_{22}$ ＝ 0.02976

$L_{23}$ ＝ 0.02991

$L_{24}$ ＝ 0.03092

$I_n$　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$J_{令3}$ ＝ 0.00200

$J_{令4}$ ＝ 0.00406

$J_{令5}$ ＝ 0.00529

$K_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

$L_{16}$ ＝ 0.031

$L_{17}$ ＝ 0.030

$L_{18}$ ＝ 0.030

$L_{19}$ ＝ 0.030

$L_{20}$ ＝ 0.02971

$L_{21}$ ＝ 0.02963

$L_{22}$ ＝ 0.02976

$L_{23}$ ＝ 0.02998

$L_{24}$ ＝ 0.03111

$L_{25}$ ＝ 0.03176
$L_{26}$ ＝ 0.03267
$L_{27}$ ＝ 0.030
$L_{28}$ ＝ 0.0301
$L_{29}$ ＝ 0.0302
$L_{30}$ ＝ 0.03024
$L_{令元}$ ＝ 0.02996
$L_{令2}$ ＝ 0.03033
$L_{令3}$ ＝ 0.03061
$L_{令4}$ ＝ 0.00321
$L_{令5}$ ＝ 0.00461
$L_{令6}$ ＝ 0.00731

M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$O_n$　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$P_{27}$ ＝ 0.063
$P_{28}$ ＝ 0.0631
$P_{29}$ ＝ 0.0632
$P_{30}$ ＝ 0.06339
$P_{令元}$ ＝ 0.06321
$P_{令2}$ ＝ 0.06354
$P_{令3}$ ＝ 0.06374

$L_{25}$ ＝ 0.03203
$L_{26}$ ＝ 0.031
$L_{27}$ ＝ 0.031
$L_{28}$ ＝ 0.0302
$L_{29}$ ＝ 0.0302
$L_{30}$ ＝ 0.03030
$L_{令元}$ ＝ 0.03000
$L_{令2}$ ＝ 0.03038
$L_{令3}$ ＝ 0.00122
$L_{令4}$ ＝ 0.00321
$L_{令5}$ ＝ 0.00461

M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$O_n$　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$P_{27}$ ＝ 0.063
$P_{28}$ ＝ 0.0632
$P_{29}$ ＝ 0.0633
$P_{30}$ ＝ 0.06352
$P_{令元}$ ＝ 0.06329
$P_{令2}$ ＝ 0.06365
$P_{令3}$ ＝ 0.00092

$P_{令4}$＝0.00261

$P_{令5}$＝0.00374

$P_{令6}$＝0.00561

$Q_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

$R_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$＝0.01267

$S_{令6}$＝0.01816

$\alpha$　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

$\beta$　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{\sum_{n=13}^{令6}(B_n \times C_n) + D \times 0.3 + E \times 0.6 + F \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令6}(G_n \times H_n) + I \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令6}(J_n \times K_n) + L \times 0.75 + M \times 0.45 + N + O + P + Q + R}{750\text{円} \times A}$$

$P_{令4}$＝0.00261

$P_{令5}$＝0.00374

$Q_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

$R_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$＝0.01267

$\alpha$　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

$\beta$　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{令5}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令5}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令5}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{553\text{円} \times A}$$

| 算式Ⅲの符号 |
| --- |
| A　測定単位の数値 |
| $B_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額 |
| $C_{13}$ ＝ 0.0318 |
| $C_{14}$ ＝ 0.0212 |
| $C_{15}$ ＝ 0.0211 |
| $C_{16}$ ＝ 0.0184 |
| $C_{17}$ ＝ 0.0248 |
| $C_{18}$ ＝ 0.0237 |
| $C_{19}$ ＝ 0.0237 |
| $C_{20}$ ＝ 0.02386 |
| $C_{21}$ ＝ 0.02298 |
| $C_{22}$ ＝ 0.02254 |
| $C_{23}$ ＝ 0.02215 |
| $C_{24}$ ＝ 0.02220 |
| $C_{25}$ ＝ 0.02242 |
| $C_{26}$ ＝ 0.02271 |
| $C_{27}$ ＝ 0.0202 |
| $C_{28}$ ＝ 0.0207 |
| $C_{29}$ ＝ 0.0209 |
| $C_{30}$ ＝ 0.02054 |

| 算式Ⅲの符号 |
| --- |
| A　測定単位の数値 |
| B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額 |
| C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額 |
| $D_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額 |
| $E_{13}$ ＝ 0.0318 |
| $E_{14}$ ＝ 0.0212 |
| $E_{15}$ ＝ 0.0211 |
| $E_{16}$ ＝ 0.0243 |
| $E_{17}$ ＝ 0.0249 |
| $E_{18}$ ＝ 0.0237 |
| $E_{19}$ ＝ 0.0237 |
| $E_{20}$ ＝ 0.02387 |
| $E_{21}$ ＝ 0.02299 |
| $E_{22}$ ＝ 0.02255 |
| $E_{23}$ ＝ 0.02217 |
| $E_{24}$ ＝ 0.02225 |
| $E_{25}$ ＝ 0.02249 |
| $E_{26}$ ＝ 0.0220 |
| $E_{27}$ ＝ 0.0202 |
| $E_{28}$ ＝ 0.0207 |
| $E_{29}$ ＝ 0.0209 |
| $E_{30}$ ＝ 0.02057 |

$C_{令元}$＝0.02021
$C_{令2}$＝0.01102
$C_{令3}$＝0.00935
$C_{令4}$＝0.00452
$C_{令5}$＝0.00570
$C_{令6}$＝0.00817

D　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の２分の１以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成４年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

F　昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成３年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$G_n$　n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$H_{27}$＝0.045
$H_{28}$＝0.0450
$H_{29}$＝0.0450
$H_{30}$＝0.04500
$H_{令元}$＝0.04500
$H_{令2}$＝0.04500
$H_{令3}$＝0.04500
$H_{令4}$＝0.04500

$E_{令元}$＝0.00973
$E_{令2}$＝0.01104
$E_{令3}$＝0.00274
$E_{令4}$＝0.00452
$E_{令5}$＝0.00570

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の２分の１以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成４年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成３年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$I_n$　n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$J_{27}$＝0.045
$J_{28}$＝0.0450
$J_{29}$＝0.0450
$J_{30}$＝0.04500
$J_{令元}$＝0.04500
$J_{令2}$＝0.04500
$J_{令3}$＝0.04500
$J_{令4}$＝0.04500

$H_{令5}$ ＝ 0.04500

$H_{令6}$ ＝ 0.04500

I　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

$J_n$　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

$K_{12}$ ＝ 0.0300

$K_{13}$ ＝ 0.0318

$K_{14}$ ＝ 0.0212

$K_{15}$ ＝ 0.0211

$K_{16}$ ＝ 0.0184

$K_{17}$ ＝ 0.0248

$K_{18}$ ＝ 0.0237

$K_{19}$ ＝ 0.0237

$K_{20}$ ＝ 0.02386

$K_{21}$ ＝ 0.02298

$K_{22}$ ＝ 0.02254

$K_{23}$ ＝ 0.02215

$K_{24}$ ＝ 0.02220

$K_{25}$ ＝ 0.02242

$K_{26}$ ＝ 0.02271

$K_{27}$ ＝ 0.0202

$J_{令5}$ ＝ 0.04500

K　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

$L_n$　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

$M_{12}$ ＝ 0.0300

$M_{13}$ ＝ 0.0318

$M_{14}$ ＝ 0.0212

$M_{15}$ ＝ 0.0211

$M_{16}$ ＝ 0.0243

$M_{17}$ ＝ 0.0249

$M_{18}$ ＝ 0.0237

$M_{19}$ ＝ 0.0237

$M_{20}$ ＝ 0.02387

$M_{21}$ ＝ 0.02299

$M_{22}$ ＝ 0.02255

$M_{23}$ ＝ 0.02217

$M_{24}$ ＝ 0.02225

$M_{25}$ ＝ 0.02249

$M_{26}$ ＝ 0.0220

$M_{27}$ ＝ 0.0202

$K_{28}$ ＝ 0.0207
$K_{29}$ ＝ 0.0209
$K_{30}$ ＝ 0.02054
$K_{令元}$＝ 0.02021
$K_{令2}$ ＝ 0.01102
$K_{令3}$ ＝ 0.00935
$K_{令4}$ ＝ 0.00452
$K_{令5}$ ＝ 0.00570
$K_{令6}$ ＝ 0.00817

L　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出

$M_{28}$ ＝ 0.0207
$M_{29}$ ＝ 0.0209
$M_{30}$ ＝ 0.02057
$M_{令元}$＝ 0.00973
$M_{令2}$ ＝ 0.01104
$M_{令3}$ ＝ 0.00274
$M_{令4}$ ＝ 0.00452
$M_{令5}$ ＝ 0.00570

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出

資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

R　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可

資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可

された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C　国庫の補助金を受けて施行した第二種(B)空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

D　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C　国庫の補助金を受けて施行した第二種(B)空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

D　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元

利償還金

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + C_{15} \times D_{15}}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅴの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成３年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

$C_{15}$　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行を許可された地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{15} = 0.012$

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅵの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第40条第１項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害

利償還金

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + C_{15} \times D_{15}}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅴの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成３年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

$C_{15}$　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行を許可された地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{15} = 0.012$

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅵの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第40条第１項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害

復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{17} = 0.048$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04586$

$C_{21} = 0.04734$

$C_{22} = 0.04586$

$D_n$　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$E_{23} = 0.04385$

$E_{24} = 0.04434$

$E_{25} = 0.04500$

$E_{26} = 0.04658$

$E_{27} = 0.042$

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{16} = 0.012$

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=16}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(F_n \times G_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{16} = 0.052$

$C_{17} = 0.049$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04590$

$C_{21} = 0.04736$

$C_{22} = 0.04590$

$D_n$　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$E_{23} = 0.04390$

$E_{24} = 0.04450$

$E_{25} = 0.04522$

$E_{26} = 0.044$

$E_{27} = 0.042$

$E_{28}$ ＝ 0.0410
$E_{29}$ ＝ 0.0413
$E_{30}$ ＝ 0.04140
$E_{令元}$＝ 0.04090
$E_{令2}$＝ 0.04113
$E_{令3}$＝ 0.04146
$E_{令4}$＝ 0.00565
$E_{令5}$＝ 0.00766
$E_{令6}$＝ 0.01154

$F_n$　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$G_{令元}$＝ 0.02556
$G_{令2}$＝ 0.02571
$G_{令3}$＝ 0.02591
$G_{令4}$＝ 0.00353
$G_{令5}$＝ 0.00479
$G_{令6}$＝ 0.00721

算式X

$$\frac{B \times \alpha}{750\text{円} \times A}$$

算式Xの符号

A　測定単位の数値

B　$\sum_{n=8}^{令6} (C_n \times D_n)$

$C_n$　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$D_8$ ＝ 0.012
$D_9$ ＝ 0.023
$D_{10}$ ＝ 0.025
$D_{11}$ ＝ 0.024
$D_{12}$ ＝ 0.025
$D_{13}$ ＝ 0.015

$E_{28}$ ＝ 0.0411
$E_{29}$ ＝ 0.0414
$E_{30}$ ＝ 0.04146
$E_{令元}$＝ 0.04094
$E_{令2}$＝ 0.04119
$E_{令3}$＝ 0.00251
$E_{令4}$＝ 0.00565
$E_{令5}$＝ 0.00766

$F_n$　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$G_{令元}$＝ 0.02559
$G_{令2}$＝ 0.02575
$G_{令3}$＝ 0.00157
$G_{令4}$＝ 0.00353
$G_{令5}$＝ 0.00479

算式X

$$\frac{B \times \alpha}{553\text{円} \times A}$$

算式Xの符号

A　測定単位の数値

B　$\sum_{n=8}^{令5} (C_n \times D_n)$

$C_n$　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$D_8$ ＝ 0.012
$D_9$ ＝ 0.023
$D_{10}$ ＝ 0.025
$D_{11}$ ＝ 0.024
$D_{12}$ ＝ 0.025
$D_{13}$ ＝ 0.015

$D_{14}$ ＝ 0.009
$D_{15}$ ＝ 0.000
$D_{16}$ ＝ 0.000
$D_{17}$ ＝ 0.027
$D_{18}$ ＝ 0.027
$D_{19}$ ＝ 0.026
$D_{20}$ ＝ 0.02629
$D_{21}$ ＝ 0.02797
$D_{22}$ ＝ 0.02799
$D_{23}$ ＝ 0.02811
$D_{24}$ ＝ 0.02851
$D_{25}$ ＝ 0.02919
$D_{26}$ ＝ 0.03039
$D_{27}$ ＝ 0.027
$D_{28}$ ＝ 0.0270
$D_{29}$ ＝ 0.0271
$D_{30}$ ＝ 0.02724
$D_{令元}$ ＝ 0.02713
$D_{令2}$ ＝ 0.02147
$D_{令3}$ ＝ 0.02174
$D_{令4}$ ＝ 0.00345
$D_{令5}$ ＝ 0.00475
$D_{令6}$ ＝ 0.00719

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸＩ

$\sum_{n}^{22} (B_n \times C_n)$

$D_{14}$ ＝ 0.009
$D_{15}$ ＝ 0.000
$D_{16}$ ＝ 0.030
$D_{17}$ ＝ 0.027
$D_{18}$ ＝ 0.027
$D_{19}$ ＝ 0.026
$D_{20}$ ＝ 0.02634
$D_{21}$ ＝ 0.02799
$D_{22}$ ＝ 0.02803
$D_{23}$ ＝ 0.02816
$D_{24}$ ＝ 0.02865
$D_{25}$ ＝ 0.02937
$D_{26}$ ＝ 0.028
$D_{27}$ ＝ 0.027
$D_{28}$ ＝ 0.0271
$D_{29}$ ＝ 0.0271
$D_{30}$ ＝ 0.02729
$D_{令元}$ ＝ 0.02136
$D_{令2}$ ＝ 0.02151
$D_{令3}$ ＝ 0.00144
$D_{令4}$ ＝ 0.00345
$D_{令5}$ ＝ 0.00475

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸＩ

$\sum_{n}^{22} (B_n \times C_n)$

$\frac{\sum_{n=17}}{750\text{円}\times A}$

算式ＸＩの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.005$

$C_{18} = 0.005$

$C_{19} = 0.005$

$C_{20} = 0.00526$

$C_{21} = 0.00559$

$C_{22} = 0.00560$

算式ＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{令6}(D_n \times E_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 $D_n$ 以外のものの額に相当する額

$C_{18} = 0.027$

$C_{19} = 0.026$

$C_{20} = 0.02629$

$C_{21} = 0.02797$

$C_{22} = 0.02799$

$C_{23} = 0.02811$

$C_{24} = 0.02851$

$C_{25} = 0.02919$

$C_{26} = 0.03039$

$C_{27} = 0.027$

$\frac{\sum_{n=17}}{553\text{円}\times A}$

算式ＸＩの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.006$

$C_{18} = 0.005$

$C_{19} = 0.005$

$C_{20} = 0.00527$

$C_{21} = 0.00560$

$C_{22} = 0.00561$

算式ＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{令5}(D_n \times E_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 $D_n$ 以外のものの額に相当する額

$C_{18} = 0.027$

$C_{19} = 0.026$

$C_{20} = 0.02634$

$C_{21} = 0.02799$

$C_{22} = 0.02803$

$C_{23} = 0.02816$

$C_{24} = 0.02865$

$C_{25} = 0.02937$

$C_{26} = 0.028$

$C_{27} = 0.027$

| | |
|---|---|
| $C_{28}$ ＝ 0.0270<br>$C_{29}$ ＝ 0.0271<br>$C_{30}$ ＝ 0.02724<br>$C_{令元}$＝ 0.02713<br>$C_{令2}$＝ 0.02147<br>$C_{令3}$＝ 0.02174<br>$C_{令4}$＝ 0.00345<br>$C_{令5}$＝ 0.00475<br>$C_{令6}$＝ 0.00719 | $C_{28}$ ＝ 0.0271<br>$C_{29}$ ＝ 0.0271<br>$C_{30}$ ＝ 0.02729<br>$C_{令元}$＝ 0.02136<br>$C_{令2}$＝ 0.02151<br>$C_{令3}$＝ 0.00144<br>$C_{令4}$＝ 0.00345<br>$C_{令5}$＝ 0.00475 |
| $D_n$　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$E_{20}$ ＝ 0.03681<br>$E_{21}$ ＝ 0.03915<br>$E_{22}$ ＝ 0.03918<br>$E_{23}$ ＝ 0.03935<br>$E_{24}$ ＝ 0.03991<br>$E_{25}$ ＝ 0.04086<br>$E_{26}$ ＝ 0.04254<br>$E_{27}$ ＝ 0.038<br>$E_{28}$ ＝ 0.0378<br>$E_{29}$ ＝ 0.0379<br>$E_{30}$ ＝ 0.03813<br>$E_{令元}$＝ 0.03798<br>$E_{令2}$＝ 0.03006<br>$E_{令3}$＝ 0.03043<br>$E_{令4}$＝ 0.00483<br>$E_{令5}$＝ 0.00665<br>$E_{令6}$＝ 0.01007 | $D_n$　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$E_{20}$ ＝ 0.03688<br>$E_{21}$ ＝ 0.03919<br>$E_{22}$ ＝ 0.03924<br>$E_{23}$ ＝ 0.03942<br>$E_{24}$ ＝ 0.04010<br>$E_{25}$ ＝ 0.04112<br>$E_{26}$ ＝ 0.040<br>$E_{27}$ ＝ 0.038<br>$E_{28}$ ＝ 0.0379<br>$E_{29}$ ＝ 0.0379<br>$E_{30}$ ＝ 0.03820<br>$E_{令元}$＝ 0.02990<br>$E_{令2}$＝ 0.03011<br>$E_{令3}$＝ 0.00202<br>$E_{令4}$＝ 0.00483<br>$E_{令5}$＝ 0.00665 |
| 算式ⅩⅢ | 算式ⅩⅢ |
| $\sum^{令6}$ $(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum^{令6} (D_n \times E_n) \times 0.018 + F_{21} \times$ | $\sum^{令5}$ $(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum^{令5} (D_n \times E_n) \times 0.018 + F_{21} \times$ |

$$G_{21} \times 0.01959 + \sum_{n=17}^{令6} (H_n \times I_n) \times 0.030 + \sum_{n=17}^{19} (J_n \times K_n) \times 0.018 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=17}^{19} (L_n \times M_n) \times 0.060 + \sum_{n=22}^{22} (N_n \times O_n) \times 0.00008 \times 0.75 + \sum_{n=22}^{22} (P_n \times Q_n) \times 0.00005 \times 0.50 + \sum_{n=17}^{令6} (R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=17}^{令6} (T_n \times U_n) \times 0.030 + \sum_{n=18}^{令6} (V_n \times W_n) \times 1.000 - 0.04702 \times \beta$$

750円×A

当該率が負数となるときは0とする。

算式ⅩⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成17年度から令和6年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 1.000$

$C_{18} = 0.981$

$C_{19} = 0.963$

$C_{20} = 0.97370$

$C_{21} = 1.03574$

$C_{22} = 1.03648$

$C_{23} = 1.04093$

$C_{24} = 1.05574$

$C_{25} = 1.08093$

$C_{26} = 1.12537$

$C_{27} = 1.019$

$C_{28} = 1.0000$

$C_{29} = 1.0019$

$$G_{21} \times 0.01959 + \sum_{n=16}^{令5} (H_n \times I_n) \times 0.030 + \sum_{n=16}^{19} (J_n \times K_n) \times 0.018 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=16}^{19} (L_n \times M_n) \times 0.060 + \sum_{n=20}^{22} (N_n \times O_n) \times 0.00008 \times 0.75 + \sum_{n=20}^{22} (P_n \times Q_n) \times 0.00005 \times 0.50 + \sum_{n=16}^{令5} (R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=16}^{16} (T_n \times U_n) \times 0.018 + \sum_{n=16}^{令5} (V_n \times W_n) \times 0.030 + \sum_{n=18}^{令5} (X_n \times Y_n) \times 1.000 - 0.04702 \times \beta$$

553円×A

当該率が負数となるときは0とする。

算式ⅩⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成15年度から令和5年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成16年度補正予算債に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{16} = 1.000$

$C_{17} = 0.917$

$C_{18} = 0.883$

$C_{19} = 0.867$

$C_{20} = 0.87800$

$C_{21} = 0.93300$

$C_{22} = 0.93417$

$C_{23} = 0.93850$

$C_{24} = 0.95483$

$C_{25} = 0.97900$

$C_{26} = 0.950$

$C_{27} = 0.917$

$C_{28} = 0.9017$

$C_{29} = 0.9033$

$C_{30}$ ＝ 1.00870
$C_{令元}$ ＝ 1.00481
$C_{令2}$ ＝ 0.79519
$C_{令3}$ ＝ 0.80500
$C_{令4}$ ＝ 0.12778
$C_{令5}$ ＝ 0.17593
$C_{令6}$ ＝ 0.26630

$D_n$　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$E_{22}$ ＝ 1.03648
$E_{23}$ ＝ 1.04093
$E_{24}$ ＝ 1.05574
$E_{25}$ ＝ 1.08093
$E_{26}$ ＝ 1.12537
$E_{27}$ ＝ 1.019
$E_{28}$ ＝ 1.0000
$E_{29}$ ＝ 1.0019
$E_{30}$ ＝ 1.00870
$E_{令元}$ ＝ 1.00481
$E_{令2}$ ＝ 0.79519
$E_{令3}$ ＝ 0.80500
$E_{令4}$ ＝ 0.12778
$E_{令5}$ ＝ 0.17593
$E_{令6}$ ＝ 0.26630

$F_{21}$　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除

$C_{30}$ ＝ 0.90950
$C_{令元}$ ＝ 0.71200
$C_{令2}$ ＝ 0.71700
$C_{令3}$ ＝ 0.04800
$C_{令4}$ ＝ 0.11500
$C_{令5}$ ＝ 0.15833

$D_n$　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$E_{22}$ ＝ 0.93417
$E_{23}$ ＝ 0.93850
$E_{24}$ ＝ 0.95483
$E_{25}$ ＝ 0.97900
$E_{26}$ ＝ 0.950
$E_{27}$ ＝ 0.917
$E_{28}$ ＝ 0.9017
$E_{29}$ ＝ 0.9033
$E_{30}$ ＝ 0.90950
$E_{令元}$ ＝ 0.71200
$E_{令2}$ ＝ 0.71700
$E_{令3}$ ＝ 0.04800
$E_{令4}$ ＝ 0.11500
$E_{令5}$ ＝ 0.15833

$F_{21}$　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除

く。）の額に相当する額

$G_{21}$ ＝ 1.000

$H_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$I_{17}$ ＝ 1.000

$I_{18}$ ＝ 0.981

$I_{19}$ ＝ 0.963

$I_{20}$ ＝ 0.97370

$I_{21}$ ＝ 1.03574

$I_{22}$ ＝ 1.03648

$I_{23}$ ＝ 1.04093

$I_{24}$ ＝ 1.05574

$I_{25}$ ＝ 1.08093

$I_{26}$ ＝ 1.12537

$I_{27}$ ＝ 1.019

$I_{28}$ ＝ 1.0000

$I_{29}$ ＝ 1.0019

$I_{30}$ ＝ 1.00870

$I_{令元}$ ＝ 1.00481

$I_{令2}$ ＝ 0.79519

$I_{令3}$ ＝ 0.80500

$I_{令4}$ ＝ 0.12778

$I_{令5}$ ＝ 0.17593

$I_{令6}$ ＝ 0.26630

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

く。）の額に相当する額

$G_{21}$ ＝ 1.000

$H_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$I_{16}$ ＝ 1.000

$I_{17}$ ＝ 0.917

$I_{18}$ ＝ 0.883

$I_{19}$ ＝ 0.867

$I_{20}$ ＝ 0.87800

$I_{21}$ ＝ 0.93300

$I_{22}$ ＝ 0.93417

$I_{23}$ ＝ 0.93850

$I_{24}$ ＝ 0.95483

$I_{25}$ ＝ 0.97900

$I_{26}$ ＝ 0.950

$I_{27}$ ＝ 0.917

$I_{28}$ ＝ 0.9017

$I_{29}$ ＝ 0.9033

$I_{30}$ ＝ 0.90950

$I_{令元}$ ＝ 0.71200

$I_{令2}$ ＝ 0.71700

$I_{令3}$ ＝ 0.04800

$I_{令4}$ ＝ 0.11500

$I_{令5}$ ＝ 0.15833

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

| | |
|---|---|
| $K_{17}$ ＝ 1.000 | $K_{16}$ ＝ 1.000<br>$K_{17}$ ＝ 0.917 |
| $K_{18}$ ＝ 0.981<br>$K_{19}$ ＝ 0.963<br>$\alpha$　当該都道府県の財政力指数に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。<br>$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） | $K_{18}$ ＝ 0.883<br>$K_{19}$ ＝ 0.867<br>$\alpha$　当該都道府県の財政力指数に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。<br>$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） |
| $M_{17}$ ＝ 1.000 | $M_{16}$ ＝ 1.000<br>$M_{17}$ ＝ 0.917 |
| $M_{18}$ ＝ 0.981<br>$M_{19}$ ＝ 0.963<br>$N_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額 | $M_{18}$ ＝ 0.883<br>$M_{19}$ ＝ 0.867<br>$N_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $O_{22}$ ＝ 1.00000<br>$P_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額 | $O_{21}$ ＝ 1.00000<br>$O_{22}$ ＝ 3.50000<br>$P_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額 |
| $Q_{22}$ ＝ 1.00000<br>$R_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部 | $Q_{21}$ ＝ 1.00000<br>$Q_{22}$ ＝ 3.50000<br>$R_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部 |

分に係るものを除く。）の額に相当する額

$S_{17}$ ＝ 1.000

$S_{18}$ ＝ 0.981
$S_{19}$ ＝ 0.963
$S_{20}$ ＝ 0.97300
$S_{21}$ ＝ 1.03574
$S_{22}$ ＝ 1.03648
$S_{23}$ ＝ 1.04093
$S_{24}$ ＝ 1.05574
$S_{25}$ ＝ 1.08093
$S_{26}$ ＝ 1.12537
$S_{27}$ ＝ 1.019
$S_{28}$ ＝ 1.0000
$S_{29}$ ＝ 1.0019
$S_{30}$ ＝ 1.00870
$S_{令元}$ ＝ 1.00481
$S_{令2}$ ＝ 0.79519
$S_{令3}$ ＝ 0.80500
$S_{令4}$ ＝ 0.12778

$S_{令5}$ ＝ 0.17593
$S_{令6}$ ＝ 0.26630

$T_n$　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$U_{17}$ ＝ 1.000

$U_{18}$ ＝ 0.981
$U_{19}$ ＝ 0.963
$U_{20}$ ＝ 0.97370
$U_{21}$ ＝ 1.03574
$U_{22}$ ＝ 1.03648
$U_{23}$ ＝ 1.04093

分に係るものを除く。）の額に相当する額

$S_{16}$ ＝ 1.000
$S_{17}$ ＝ 0.917

$S_{18}$ ＝ 0.883
$S_{19}$ ＝ 0.867
$S_{20}$ ＝ 0.87800
$S_{21}$ ＝ 0.93300
$S_{22}$ ＝ 0.93417
$S_{23}$ ＝ 0.93850
$S_{24}$ ＝ 0.95483
$S_{25}$ ＝ 0.97900
$S_{26}$ ＝ 0.950
$S_{27}$ ＝ 0.917
$S_{28}$ ＝ 0.9017
$S_{29}$ ＝ 0.9033
$S_{30}$ ＝ 0.90950
$S_{令元}$ ＝ 0.71200
$S_{令2}$ ＝ 0.71700
$S_{令3}$ ＝ 0.04800
$S_{令4}$ ＝ 0.11500

$S_{令5}$ ＝ 0.15833
$T_n$　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$U_{16}$ ＝ 1.000

$V_n$　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{16}$ ＝ 1.000
$W_{17}$ ＝ 0.917

$W_{18}$ ＝ 0.883
$W_{19}$ ＝ 0.867
$W_{20}$ ＝ 0.87800
$W_{21}$ ＝ 0.93300
$W_{22}$ ＝ 0.93417
$W_{23}$ ＝ 0.93850

$U_{24}$ ＝ 1.05574
$U_{25}$ ＝ 1.08093
$U_{26}$ ＝ 1.12537
$U_{27}$ ＝ 1.019
$U_{28}$ ＝ 1.0000
$U_{29}$ ＝ 1.0019
$U_{30}$ ＝ 1.00870
$U_{令元}$＝ 1.00481
$U_{令2}$＝ 0.79519
$U_{令3}$＝ 0.80500
$U_{令4}$＝ 0.12778
$U_{令5}$＝ 0.17593
$U_{令6}$＝ 0.26630

$V_n$　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{18}$ ＝ 0.021
$W_{19}$ ＝ 0.021
$W_{20}$ ＝ 0.02103
$W_{21}$ ＝ 0.02237
$W_{22}$ ＝ 0.02239
$W_{23}$ ＝ 0.02248
$W_{24}$ ＝ 0.02280
$W_{25}$ ＝ 0.02235
$W_{26}$ ＝ 0.02431
$W_{27}$ ＝ 0.022
$W_{28}$ ＝ 0.0216
$W_{29}$ ＝ 0.0216
$W_{30}$ ＝ 0.02179
$W_{令元}$＝ 0.02170
$W_{令2}$＝ 0.01718
$W_{令3}$＝ 0.01739
$W_{令4}$＝ 0.00276
$W_{令5}$＝ 0.00380
$W_{令6}$＝ 0.00575

$\beta$　段階補正Ⅰ係数

$W_{24}$ ＝ 0.95483
$W_{25}$ ＝ 0.97900
$W_{26}$ ＝ 0.950
$W_{27}$ ＝ 0.917
$W_{28}$ ＝ 0.9017
$W_{29}$ ＝ 0.9033
$W_{30}$ ＝ 0.90950
$W_{令元}$＝ 0.71200
$W_{令2}$＝ 0.71700
$W_{令3}$＝ 0.04800
$W_{令4}$＝ 0.11500
$W_{令5}$＝ 0.15833

$X_n$　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$Y_{18}$ ＝ 0.021
$Y_{19}$ ＝ 0.021
$Y_{20}$ ＝ 0.02107
$Y_{21}$ ＝ 0.02239
$Y_{22}$ ＝ 0.02242
$Y_{23}$ ＝ 0.02252
$Y_{24}$ ＝ 0.02292
$Y_{25}$ ＝ 0.02350
$Y_{26}$ ＝ 0.023
$Y_{27}$ ＝ 0.022
$Y_{28}$ ＝ 0.0216
$Y_{29}$ ＝ 0.0217
$Y_{30}$ ＝ 0.02183
$Y_{令元}$＝ 0.01709
$Y_{令2}$＝ 0.01721
$Y_{令3}$＝ 0.00115
$Y_{令4}$＝ 0.00276
$Y_{令5}$＝ 0.00380

$\beta$　段階補正Ⅰ係数

算式ＸⅣ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸⅣの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

$C_{17}$ ＝ 0.024

$C_{18}$ ＝ 0.024
$C_{19}$ ＝ 0.023
$C_{20}$ ＝ 0.02366
$C_{21}$ ＝ 0.02517
$C_{22}$ ＝ 0.02519
$C_{23}$ ＝ 0.02529
$C_{24}$ ＝ 0.02565
$C_{25}$ ＝ 0.02627
$C_{26}$ ＝ 0.02735
$C_{27}$ ＝ 0.025
$C_{28}$ ＝ 0.0243
$C_{29}$ ＝ 0.0243
$C_{30}$ ＝ 0.02451
$C_{令元}$ ＝ 0.02442
$C_{令2}$ ＝ 0.01932
$C_{令3}$ ＝ 0.01956
$C_{令4}$ ＝ 0.00311

$C_{令5}$ ＝ 0.00428
$C_{令6}$ ＝ 0.00647

$D_n$　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は

算式ＸⅣ

$$\frac{\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令5}(F_n \times G_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸⅣの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

$C_{16}$ ＝ 0.027
$C_{17}$ ＝ 0.025

$C_{18}$ ＝ 0.024
$C_{19}$ ＝ 0.023
$C_{20}$ ＝ 0.02371
$C_{21}$ ＝ 0.02519
$C_{22}$ ＝ 0.02522
$C_{23}$ ＝ 0.02534
$C_{24}$ ＝ 0.02578
$C_{25}$ ＝ 0.02643
$C_{26}$ ＝ 0.026
$C_{27}$ ＝ 0.025
$C_{28}$ ＝ 0.0243
$C_{29}$ ＝ 0.0244
$C_{30}$ ＝ 0.02456
$C_{令元}$ ＝ 0.01922
$C_{令2}$ ＝ 0.01936
$C_{令3}$ ＝ 0.00130
$C_{令4}$ ＝ 0.00311
$C_{令5}$ ＝ 0.00428

$D_n$　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は

同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

$E_{17}$ ＝ 0.016
$E_{18}$ ＝ 0.016
$E_{19}$ ＝ 0.016
$E_{20}$ ＝ 0.01577
$E_{21}$ ＝ 0.01678
$E_{22}$ ＝ 0.01679
$E_{23}$ ＝ 0.01686
$E_{24}$ ＝ 0.01710
$E_{25}$ ＝ 0.01751
$E_{26}$ ＝ 0.01823
$E_{27}$ ＝ 0.016
$E_{28}$ ＝ 0.0162
$E_{29}$ ＝ 0.0162
$E_{30}$ ＝ 0.01634
$E_{令元}$ ＝ 0.01628
$E_{令2}$ ＝ 0.01288
$E_{令3}$ ＝ 0.01304
$E_{令4}$ ＝ 0.00207
$E_{令5}$ ＝ 0.00285
$E_{令6}$ ＝ 0.00431

$F_n$　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$G_{25}$ ＝ 0.01751
$G_{26}$ ＝ 0.01823
$G_{27}$ ＝ 0.016
$G_{28}$ ＝ 0.0162

同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

$E_{16}$ ＝ 0.018
$E_{17}$ ＝ 0.016
$E_{18}$ ＝ 0.016
$E_{19}$ ＝ 0.016
$E_{20}$ ＝ 0.01580
$E_{21}$ ＝ 0.01679
$E_{22}$ ＝ 0.01682
$E_{23}$ ＝ 0.01689
$E_{24}$ ＝ 0.01719
$E_{25}$ ＝ 0.01762
$E_{26}$ ＝ 0.017
$E_{27}$ ＝ 0.016
$E_{28}$ ＝ 0.0162
$E_{29}$ ＝ 0.0163
$E_{30}$ ＝ 0.01637
$E_{令元}$ ＝ 0.01282
$E_{令2}$ ＝ 0.01291
$E_{令3}$ ＝ 0.00086
$E_{令4}$ ＝ 0.00207
$E_{令5}$ ＝ 0.00285

$F_n$　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$G_{25}$ ＝ 0.01762
$G_{26}$ ＝ 0.017
$G_{27}$ ＝ 0.016
$G_{28}$ ＝ 0.0162

$G_{29}$ ＝ 0.0162
$G_{30}$ ＝ 0.01634
$G_{令元}$＝ 0.01628
$G_{令2}$ ＝ 0.01288
$G_{令3}$ ＝ 0.01304
$G_{令4}$ ＝ 0.00207
$G_{令5}$ ＝ 0.00285
$G_{令6}$ ＝ 0.00431

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令5}$ ＝ 0.00428
$C_{令6}$ ＝ 0.00817

算式ＸＶＩ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ＸＶＩの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{24}$ ＝ 0.03991
$C_{25}$ ＝ 0.04086
$C_{26}$ ＝ 0.04201
$C_{27}$ ＝ 0.038
$C_{28}$ ＝ 0.0378
$C_{29}$ ＝ 0.0379
$C_{30}$ ＝ 0.03813
$C_{令元}$＝ 0.03798

$G_{29}$ ＝ 0.0163
$G_{30}$ ＝ 0.01637
$G_{令元}$＝ 0.01282
$G_{令2}$ ＝ 0.01291
$G_{令3}$ ＝ 0.00086
$G_{令4}$ ＝ 0.00207
$G_{令5}$ ＝ 0.00285

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令5}$ ＝ 0.00428

算式ＸＶＩ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式ＸＶＩの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{24}$ ＝ 0.04010
$C_{25}$ ＝ 0.04112
$C_{26}$ ＝ 0.040
$C_{27}$ ＝ 0.038
$C_{28}$ ＝ 0.0379
$C_{29}$ ＝ 0.0379
$C_{30}$ ＝ 0.03820
$C_{令元}$＝ 0.02990

| | |
|---|---|
| $C_{令2}$＝0.03006<br>$C_{令3}$＝0.03043<br>$C_{令4}$＝0.00483 | $C_{令2}$＝0.03011<br>$C_{令3}$＝0.00202<br>$C_{令4}$＝0.00483 |
| $C_{令5}$＝0.00665<br>$C_{令6}$＝0.01007 | $C_{令5}$＝0.00665 |
| 算式ⅩⅦ | 算式ⅩⅦ |
| $\frac{\sum_{n=24}^{令6}(B_n \times C_n)}{750円 \times A}$ | $\frac{\sum_{n=24}^{令5}(B_n \times C_n)}{553円 \times A}$ |
| 算式ⅩⅦの符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | 算式ⅩⅦの符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |
| $C_{24}$＝0.02851<br>$C_{25}$＝0.02919<br>$C_{26}$＝0.03039<br>$C_{27}$＝0.027<br>$C_{28}$＝0.0270<br>$C_{29}$＝0.0271<br>$C_{30}$＝0.02724<br>$C_{令元}$＝0.02713<br>$C_{令2}$＝0.02147<br>$C_{令3}$＝0.02174<br>$C_{令4}$＝0.00345 | $C_{24}$＝0.02865<br>$C_{25}$＝0.02937<br>$C_{26}$＝0.028<br>$C_{27}$＝0.027<br>$C_{28}$＝0.0271<br>$C_{29}$＝0.0271<br>$C_{30}$＝0.02729<br>$C_{令元}$＝0.02136<br>$C_{令2}$＝0.02151<br>$C_{令3}$＝0.00144<br>$C_{令4}$＝0.00345 |
| $C_{令5}$＝0.00475<br>$C_{令6}$＝0.00719 | $C_{令5}$＝0.00475 |
| 算式ⅩⅧ | 算式ⅩⅧ |
| $\frac{\sum_{n=26}^{令6}(B_n \times C_n)}{750円 \times A}$ | $\frac{\sum_{n=26}^{令5}(B_n \times C_n)}{553円 \times A}$ |
| 算式ⅩⅧの符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | 算式ⅩⅧの符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 |

$C_{26}$ ＝ 0.03039
$C_{27}$ ＝ 0.027
$C_{28}$ ＝ 0.0270
$C_{29}$ ＝ 0.0271
$C_{30}$ ＝ 0.02724
$C_{令元}$ ＝ 0.02713
$C_{令2}$ ＝ 0.02147
$C_{令3}$ ＝ 0.02174
$C_{令4}$ ＝ 0.00345
$C_{令5}$ ＝ 0.00475
$C_{令6}$ ＝ 0.00719

算式ＸⅨ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{750\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。

また、平成28年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

$\alpha$　符号Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第２項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第３の14のＡに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得

$C_{26}$ ＝ 0.028
$C_{27}$ ＝ 0.027
$C_{28}$ ＝ 0.0271
$C_{29}$ ＝ 0.0271
$C_{30}$ ＝ 0.02729
$C_{令元}$ ＝ 0.02136
$C_{令2}$ ＝ 0.02151
$C_{令3}$ ＝ 0.00144
$C_{令4}$ ＝ 0.00345
$C_{令5}$ ＝ 0.00475

算式ＸⅨ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{553\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。

また、平成28年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

$\alpha$　符号Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第２項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第３の14のＡに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得

た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

$B_{29}$　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{29} = 0.0379$

$D_{29}$　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{29} = 0.0271$

算式ＸＸＩ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸＩの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

$C_{29} = 0.0271$

$C_{30} = \underline{0.02724}$

$C_{令元} = \underline{0.02713}$

$C_{令2} = \underline{0.02147}$

た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

$B_{29}$　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{29} = 0.0379$

$D_{29}$　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{29} = 0.0271$

算式ＸＸＩ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＸＩの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

$C_{29} = 0.0271$

$C_{30} = \underline{0.02729}$

$C_{令元} = \underline{0.02136}$

$C_{令2} = \underline{0.02151}$

$C_{令3}$＝0.00144

$C_{令4}$＝0.00345

$C_{令5}$＝0.00475

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令5}(D_n \times E_n)}{553円 \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{30}$＝0.03820

$C_{令元}$＝0.02990

$C_{令2}$＝0.03011

$C_{令3}$＝0.00202

$C_{令4}$＝0.00483

$C_{令5}$＝0.00665

$D_n$　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{30}$＝0.03820

$E_{令元}$＝0.02990

$E_{令2}$＝0.03011

$E_{令3}$＝0.00202

$E_{令4}$＝0.00483

$E_{令5}$＝0.00665

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{553円 \times A}$$

$C_{令3}$＝0.02174

$C_{令4}$＝0.00345

$C_{令5}$＝0.00475

$C_{令6}$＝0.00719

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令6}(D_n \times E_n)}{750円 \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{30}$＝0.03813

$C_{令元}$＝0.03798

$C_{令2}$＝0.03006

$C_{令3}$＝0.03043

$C_{令4}$＝0.00483

$C_{令5}$＝0.00665

$C_{令6}$＝0.01007

$D_n$　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{30}$＝0.03813

$E_{令元}$＝0.03798

$E_{令2}$＝0.03006

$E_{令3}$＝0.03043

$E_{令4}$＝0.00483

$E_{令5}$＝0.00665

$E_{令6}$＝0.01007

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{750円 \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号
　Ａ　測定単位の数値
　$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額
　$C_{令2}$＝0.03011
算式ＸＸⅣ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令6}(B_n \times C_n)}{750円 \times A}$$

算式ＸＸⅣの符号
　Ａ　測定単位の数値
　$B_n$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額
　$C_{令5}$＝0.00655
　$C_{令6}$＝0.01007
算式ＸＸⅤ

$$\frac{B_{令6} \times C_{令6}}{750円 \times A}$$

算式ＸＸⅤの符号
　Ａ　測定単位の数値
　$B_{令6}$　沖縄産業創出支援事業に充てるため令和 6 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額
　$C_{令6}$＝0.00719
算式ＸＸⅥ

$$\frac{B_{令6} \times C_{令6}}{}$$

算式ＸＸⅢの符号
　Ａ　測定単位の数値
　$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額
　$C_{令2}$＝0.03011
算式ＸＸⅣ

$$\frac{B_{令5} \times C_{令5}}{553円 \times A}$$

算式ＸＸⅣの符号
　Ａ　測定単位の数値
　$B_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額
　$C_{令5}$＝0.00655

750円×A

算式XXVIの符号

A　測定単位の数値

$B_{令6}$　沖縄観光景観形成事業に充てるため令和６年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$C_{令6}$＝0.00719

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市町村 | 一　消防費 | 人口 | 算式<br>$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{12{,}300\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。<br>$C_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379<br>イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000<br>$C_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379<br>イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000<br>$C_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241<br>イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928<br>$C_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791<br>イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211<br>$C_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675<br>イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237<br>$C_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03389<br>イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04371<br>$C_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477<br>イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457<br>$C_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市町村 | 一　消防費 | 人口 | 算式<br>$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)}{11{,}800\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。<br>$C_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379<br>イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000<br>$C_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380<br>イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000<br>$C_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250<br>イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939<br>$C_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795<br>イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216<br>$C_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682<br>イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247<br>$C_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03393<br>イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04380<br>$C_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491<br>イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480<br>$C_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624 |

| | | |
|---|---|---|
| | | イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04588 |
| | | $C_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0354 |
| | | イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0446 |
| | | $C_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0341 |
| | | イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0435 |
| | | $C_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0332 |
| | | イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432 |
| | | $C_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0334 |
| | | イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433 |
| | | $C_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03336 |
| | | イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04329 |
| | | $C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02473 |
| | | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03484 |
| | | $C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02433 |
| | | イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03585 |
| | | $C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00187 |
| | | イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00216 |
| | | $C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460 |
| | | イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509 |
| | | $C_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648 |
| | | イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687 |
| 11　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 算式 |
| | | $\sum_{n=1}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=1}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=1}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=1}^{20}(H_n$ |

| | | |
|---|---|---|
| | | イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557 |
| | | $C_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793 |
| | | イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759 |
| | | $C_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034 |
| | | イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434 |
| | | $C_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331 |
| | | イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431 |
| | | $C_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333 |
| | | イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433 |
| | | $C_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.0333 |
| | | イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432 |
| | | $C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282 |
| | | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291 |
| | | $C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02429 |
| | | イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578 |
| | | $C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02465 |
| | | イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636 |
| | | $C_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460 |
| | | イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509 |
| | | $C_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648 |
| | | イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687 |
| | | $C_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00956 |
| | | イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108 |
| 11　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 算式 |
| | | $\sum_{n=1}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=1}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=1}^{20}(F_n \times G_n) + H_{20} \times I_{20}$ |

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{187{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

| | | |
|---|---|---|
| $C_{17}$ | ア　平成17年度市場公募都市に係るもの | 0.013 |
| | イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $C_{18}$ | ア　平成18年度市場公募都市に係るもの | 0.011 |
| | イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $C_{19}$ | ア　平成19年度市場公募都市に係るもの | 0.011 |
| | イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $C_{20}$ | ア　平成20年度市場公募都市に係るもの | 0.01272 |
| | イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01778 |

$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する

$$\frac{\sum_{n=16}^{22}(I_n \times J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=16}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{188{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{16}$ ＝ 0.003

| | | |
|---|---|---|
| $C_{17}$ | ア　平成17年度市場公募都市に係るもの | 0.013 |
| | イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $C_{18}$ | ア　平成18年度市場公募都市に係るもの | 0.011 |
| | イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $C_{19}$ | ア　平成19年度市場公募都市に係るもの | 0.011 |
| | イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $C_{20}$ | ア　平成20年度市場公募都市に係るもの | 0.01275 |
| | イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01782 |

$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する

△

○

充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

$F_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$G_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.030
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$G_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$G_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$G_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

○

充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{16}$ ＝ 0.003

$E_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

$F_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$G_{16}$ ＝ 0.005

$G_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.030
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$G_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$G_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$G_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02964

$H_{20}$　平成 20 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

$I_{20}$ ＝ 0.04742

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$K_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

$K_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

0.02970

$H_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

$I_{16}$ ＝ 0.008
$I_{17}$ ＝ 0.000
$I_{18}$ ＝ 0.000
$I_{19}$ ＝ 0.000
$I_{20}$ ＝ 0.04751

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$K_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

$K_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

$M_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

$N_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$O_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

$O_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

$O_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

$O_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01490
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

$P_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$Q_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338

$M_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

$N_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$O_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

$O_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

$O_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

$O_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

$P_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$Q_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

$Q_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

$Q_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

$R_{21}$　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$S_{21}$ ＝ 0.04969

$T_{22}$　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$U_{22}$ ＝ 0.04990

$V_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{21}$ ＝ 0.02690

$W_{22}$ ＝ 0.02640

$X_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

$Q_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

$Q_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

$R_{21}$　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$S_{21}$ ＝ 0.04973

$T_{22}$　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$U_{22}$ ＝ 0.04998

$V_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{21}$ ＝ 0.02692

$W_{22}$ ＝ 0.02642

$X_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の

額に相当する額

$Y_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01530

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01856

$Y_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01545

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01880

$Y_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01584

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01913

$Y_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01638

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01976

$Z_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AA_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01530

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01856

$AA_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01545

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01880

$AA_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01584

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01913

$AA_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01638

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01976

$AB_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特

額に相当する額

$Y_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01531

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01859

$Y_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01550

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01888

$Y_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01592

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01924

$Y_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

$Z_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AA_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01531

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01859

$AA_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01550

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01888

$AA_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01592

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01924

$AA_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

$AB_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特

別事業に係るものの額に相当する額

$AC_{23}$ ＝ 0.04948

$AC_{24}$ ＝ 0.05014

$AC_{25}$ ＝ 0.05101

$AC_{26}$ ＝ 0.05268

$AC_{27}$ ＝ 0.048

$AC_{28}$ ＝ 0.0482

$AC_{29}$ ＝ 0.0483

$AC_{30}$ ＝ 0.04825

AC 令元＝ 0.04791

AC 令２＝ 0.04858

AC 令３＝ 0.04937

AC 令４＝ 0.00600

AC 令５＝ 0.00798

AC 令６＝ 0.01325

$AD_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AE_{23}$ ＝ 0.02550

$AE_{24}$ ＝ 0.02575

$AE_{25}$ ＝ 0.02641

$AE_{26}$ ＝ 0.02730

$AE_{27}$ ＝ 0.025

$AE_{28}$ ＝ 0.0242

$AE_{29}$ ＝ 0.0241

$AE_{30}$ ＝ 0.02403

AE 令元＝ 0.02363

AE 令２＝ 0.02376

AE 令３＝ 0.02412

AE 令４＝ 0.00345

AE 令５＝ 0.00474

別事業に係るものの額に相当する額

$AC_{23}$ ＝ 0.04956

$AC_{24}$ ＝ 0.05035

$AC_{25}$ ＝ 0.05130

$AC_{26}$ ＝ 0.050

$AC_{27}$ ＝ 0.049

$AC_{28}$ ＝ 0.0483

$AC_{29}$ ＝ 0.0484

$AC_{30}$ ＝ 0.04833

AC 令元＝ 0.04796

AC 令２＝ 0.04867

AC 令３＝ 0.00271

AC 令４＝ 0.00600

AC 令５＝ 0.00798

$AD_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AE_{23}$ ＝ 0.02552

$AE_{24}$ ＝ 0.02583

$AE_{25}$ ＝ 0.02653

$AE_{26}$ ＝ 0.026

$AE_{27}$ ＝ 0.025

$AE_{28}$ ＝ 0.0243

$AE_{29}$ ＝ 0.0241

$AE_{30}$ ＝ 0.02407

AE 令元＝ 0.02365

AE 令２＝ 0.02379

AE 令３＝ 0.00153

AE 令４＝ 0.00345

AE 令５＝ 0.00474

AE 令6 ＝ 0.00705

AFn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293
AG27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
AG28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AG29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AG30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016
AG 令元ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995
AG 令2ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037
AG 令3ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
AG 令4ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

AFn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AG27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
AG28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AG29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
AG30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021
AG 令元ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998
AG 令2ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042
AG 令3ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170
AG 令4ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 |
| | | | AG 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474 |
| | | | イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 |
| | | | AG 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00705 |
| | | | イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 |
| 111 | 港湾費 | 港湾における外郭施設の延長 | 算式<br>$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債並びに平成 11 年度において「平成 11 年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成 11 年 9 月 29 日付け自治地第 159 号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成 11 年 12 月 14 日付け自治地第 190 号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 11 年度補正予算債」という。）、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 |
| | | | AG 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474 |
| | | | イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 |
| 111 | 港湾費 | 港湾における外郭施設の延長 | 算式<br>$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画 |

業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$D_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$D_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{16}$ ＝ 0.033

$D_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$D_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$D_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

| | |
|---|---|
| $D_{20}$ | ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02650<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154 |
| $D_{21}$ | ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02692<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162 |
| $D_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02642<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153 |
| $D_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02552<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098 |
| $D_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02583<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147 |
| $D_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02653<br>イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206 |
| $D_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026<br>イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031 |
| $D_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025<br>イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030 |
| $D_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243<br>イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302 |
| $D_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303 |
| $D_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02407<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021 |
| $D_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998 |
| $D_{令2}$ | ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02379 |

| | |
|---|---|
| $D_{20}$ | ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02648<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150 |
| $D_{21}$ | ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02690<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160 |
| $D_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02640<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150 |
| $D_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02550<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093 |
| $D_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02575<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134 |
| $D_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02641<br>イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188 |
| $D_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02730<br>イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293 |
| $D_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025<br>イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030 |
| $D_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0242<br>イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302 |
| $D_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302 |
| $D_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02403<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016 |
| $D_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995 |
| $D_{令2}$ | ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02376 |

| | | |
|---|---|---|
| | | イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042 |
| | | $D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153 |
| | | イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170 |
| | | $D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 |
| | | イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 |
| | | $D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 |
| | | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 |
| 漁港における外郭施設の延長 | 算式 | $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16} (C_n \times D_n)}{3{,}260\text{円} \times A}$ |
| | 算式の符号 | A　測定単位の数値<br>B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正 |

| | | |
|---|---|---|
| | | イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037 |
| | | $D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412 |
| | | イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086 |
| | | $D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 |
| | | イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375 |
| | | $D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 |
| | | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 |
| | | $D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 |
| | | イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 |
| 漁港における外郭施設の延長 | 算式 | $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17} (C_n \times D_n)}{3{,}120\text{円} \times A}$ |
| | 算式の符号 | A　測定単位の数値<br>B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都 |

市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$D_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$D_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$D_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02648
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{16}$ ＝ 0.033

$D_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$D_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$D_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$D_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02650
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03150

$D_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02690

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160

$D_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02640

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

$D_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02550

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093

$D_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02575

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134

$D_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02641

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188

$D_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02730

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293

$D_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$D_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$D_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$D_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$D_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

の　0.03154

$D_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02692

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162

$D_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02642

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153

$D_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02552

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098

$D_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02583

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

$D_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02653

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206

$D_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$D_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$D_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$D_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

$D_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

$D_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

| | | |
|---|---|---|
| 四　都市計画費 | 都市計画区域における人口 | $D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086<br>$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375<br>$D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499<br>$D_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828<br>算式<br>$\dfrac{\sum_{n=13}^{令6}(B_n \times C_n) + D \times 0.45 + E \times \alpha + F \times 0.75 + G \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令4}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(J_n \times K_n) + L \times 0.45 + M + N + O \times 0.3 + P \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(Q_n \times R_n) + S + T + U}{1{,}020\text{円} \times A} + V + \sum_{n=17}^{22}(W_n \times X_n) + \sum_{n=23}^{令6}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=12}^{令6}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=12}^{22}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=12}^{22}(AG_n \times AH_n)$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（符号 E に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 22 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額<br>$C_{13} = 0.0318$ |

| | | |
|---|---|---|
| 四　都市計画費 | 都市計画区域における人口 | $D_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170<br>$D_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375<br>$D_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499<br>算式<br>$\dfrac{\sum_{n=13}^{令5}(B_n \times C_n) + D \times 0.45 + E \times \alpha + F \times 0.75 + G \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令4}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(J_n \times K_n) + L \times 0.45 + M + N + O \times 0.3 + P \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(Q_n \times R_n) + S + T + U}{981\text{円} \times A} + V + \sum_{n=16}^{22}(W_n \times X_n) + \sum_{n=23}^{令5}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=12}^{令5}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=12}^{22}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=12}^{22}(AG_n \times AH_n)$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（符号 E に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 22 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額<br>$C_{13} = 0.0318$ |

$C_{14}$ ＝ 0.0212
$C_{15}$ ＝ 0.0239
$C_{16}$ ＝ 0.0243
$C_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
$C_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
$C_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
$C_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
$C_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
$C_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
$C_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340
$C_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02104
　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352
$C_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02130
　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02366
$C_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
$C_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0189
　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216
$C_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

$C_{14}$ ＝ 0.0212
$C_{15}$ ＝ 0.0239
$C_{16}$ ＝ 0.0243
$C_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
$C_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
$C_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
$C_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
$C_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
$C_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
$C_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340
$C_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02107
　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02358
$C_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02136
　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02374
$C_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0207
　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0234
$C_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216
$C_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

$C_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

$C_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01893

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02187

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01853

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02148

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00900

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01266

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00792

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01060

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00800

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

D　地下鉄事業続特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和 54 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第２条第２項及び第３項に規定する事業を

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

$C_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0225

$C_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01896

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02190

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00900

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01268

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00270

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

D　地下鉄事業続特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和 54 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第２条第２項及び第３項に規定する事業を

いう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

F　平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$H_n$　n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$I_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

$I_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

$I_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

$I_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.04500

いう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

F　平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$H_n$　n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$I_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

$I_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

$I_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0450
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

$I_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.04500
　　イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$J_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$K_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

L　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

$Q_n$　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$J_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

L　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

$Q_n$　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン

鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$R_{14}$ ＝ 0.0212

$R_{15}$ ＝ 0.0239

$R_{16}$ ＝ 0.0243

$R_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$R_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

$R_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

$R_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

$R_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$R_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

U　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降

鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$R_{14}$ ＝ 0.0212

$R_{15}$ ＝ 0.0239

$R_{16}$ ＝ 0.0243

$R_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$R_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

$R_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

$R_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

$R_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$R_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

U　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降

に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

V　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の20パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

$W_n$　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 $B_n$ に同じ。

$X_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.046
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

$X_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.040
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

$X_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.041
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

$X_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04236
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05040

$X_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04304
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05056

$X_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04223
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05039

$Y_n$　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 $D_n$ に同じ。

に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

V　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の20パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

$W_n$　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 $B_n$ に同じ。

$X_{16} = 0.052$

$X_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.046
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

$X_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.040
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

$X_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.041
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

$X_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04240
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05046

$X_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04306
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05058

$X_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04226
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05044

$Y_n$　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 $D_n$ に同じ。

| | | |
|---|---|---|
| $Z_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの | 0.04079 |
| | イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04948 |
| $Z_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの | 0.04120 |
| | イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05014 |
| $Z_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの | 0.04225 |
| | イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05101 |
| $Z_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの | 0.04367 |
| | イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05268 |
| $Z_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの | 0.040 |
| | イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.048 |
| $Z_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの | 0.0390 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0480 |
| $Z_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 0.0390 |
| | イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0480 |
| $Z_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.03844 |
| | イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04825 |
| $Z_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.03781 |
| | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04791 |
| $Z_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの | 0.03801 |
| | イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04858 |
| $Z_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの | 0.03859 |
| | イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04937 |
| $Z_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの | 0.00552 |
| | イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00600 |
| $Z_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00758 |

| | | |
|---|---|---|
| $Z_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの | 0.04083 |
| | イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04956 |
| $Z_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの | 0.04133 |
| | イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05035 |
| $Z_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの | 0.04244 |
| | イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.05130 |
| $Z_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの | 0.041 |
| | イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.050 |
| $Z_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの | 0.040 |
| | イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.049 |
| $Z_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの | 0.0390 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0480 |
| $Z_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 0.0390 |
| | イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.0480 |
| $Z_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 0.03850 |
| | イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04833 |
| $Z_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 0.03784 |
| | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04796 |
| $Z_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの | 0.03806 |
| | イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.04867 |
| $Z_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの | 0.00244 |
| | イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00271 |
| $Z_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの | 0.00552 |
| | イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00600 |
| $Z_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00758 |

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00798

$Z_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01128

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01325

$AA_n$　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 $F_n$ に同じ。

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$AB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

$AC_n$　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額に相当する額

$AD_{12} = 0.0300$

$AD_{13} = 0.0318$

$AD_{14} = 0.0212$

$AD_{15} = 0.0239$

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00798

$AA_n$　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 $F_n$ に同じ。

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

$AB_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

$AB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

$AB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$AB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$AC_n$　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額に相当する額

$AD_{12} = 0.0300$

$AD_{13} = 0.0318$

$AD_{14} = 0.0212$

$AD_{15} = 0.0239$

$AD_{16}$ ＝ 0.0243

$AD_{17}$ ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$AD_{18}$ ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

$AD_{19}$ ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

$AD_{20}$ ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

$AD_{21}$ ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$AD_{22}$ ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$AD_{23}$ ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340

$AD_{24}$ ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02104
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352

$AD_{25}$ ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02130
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02366

$AD_{26}$ ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$AD_{27}$ ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0189
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

$AD_{28}$ ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

$AD_{16}$ ＝ 0.0243

$AD_{17}$ ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$AD_{18}$ ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

$AD_{19}$ ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

$AD_{20}$ ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

$AD_{21}$ ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$AD_{22}$ ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

$AD_{23}$ ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340

$AD_{24}$ ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02107
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02358

$AD_{25}$ ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02136
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02374

$AD_{26}$ ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0207
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0234

$AD_{27}$ ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

$AD_{28}$ ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

$AD_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
$AD_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01893
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02187
$AD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01853
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02148
$AD_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00900
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01266
$AD_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00792
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01060
$AD_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00446
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460
$AD_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00564
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577
$AD_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00800
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00897

$AE_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の3分の2に相当する額

$AF_{12} = 0.0375$
$AF_{13} = 0.0398$
$AF_{14} = 0.0360$
$AF_{15} = 0.0399$
$AF_{16} = 0.0405$
$AF_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0375
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300
$AF_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0368

$AD_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0225
$AD_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01896
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02190
$AD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00806
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102
$AD_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00900
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01268
$AD_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00270
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277
$AD_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00446
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460
$AD_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00564
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

$AE_n$　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の3分の2に相当する額

$AF_{12} = 0.0375$
$AF_{13} = 0.0398$
$AF_{14} = 0.0360$
$AF_{15} = 0.0399$
$AF_{16} = 0.0405$
$AF_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0375
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300
$AF_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285

$AF_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

$AF_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

$AF_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

$AF_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

$AG_n$　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$AH_{12} = 0.0300$

$AH_{13} = 0.0318$

$AH_{14} = 0.0212$

$AH_{15} = 0.0239$

$AH_{16} = 0.0243$

$AH_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$AH_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

$AH_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

$AH_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

$AH_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285

$AF_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

$AF_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

$AF_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

$AF_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

$AG_n$　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$AH_{12} = 0.0300$

$AH_{13} = 0.0318$

$AH_{14} = 0.0212$

$AH_{15} = 0.0239$

$AH_{16} = 0.0243$

$AH_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$AH_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

$AH_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

$AH_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

$AH_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | の　0.02385 |
| | | | $AH_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115 |
| | | | イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385 |
| 五 | 公園費 | 人口 | 算式 |
| | | | $\frac{B \times 0.3}{553円 \times A}$ |
| | | | 算式の符号 |
| | | | A　測定単位の数値 |
| | | | B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金 |
| | | | （総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。 |
| 六 | 下水道費 | 人口 | 算式 |
| | | | $\frac{\{B + \sum_{n=12}^{13}(C_n \times D_n)\} \times \alpha \times 0.42 + \sum_{n=14}^{令6}(C_n \times D_n) \times}{\alpha \times 0.37 + \{B + \sum_{n=12}^{13}(C_n \times E_n)\} \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=14}^{17}}$ |
| | | | $(C_n \times E_n) \times (1-\alpha) \times \gamma + \sum^{令6}(C_n \times E_n) \times (1-\alpha)$ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | の　0.02385 |
| | | | $AH_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115 |
| | | | イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385 |
| 五 | 公園費 | 人口 | 算式 |
| | | | $\frac{B \times 0.3}{538円 \times A}$ |
| | | | 算式の符号 |
| | | | A　測定単位の数値 |
| | | | B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金 |
| | | | （総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。 |
| 六 | 下水道費 | 人口 | 算式 |
| | | | $\frac{\{B + \sum_{n=12}^{13}(C_n \times D_n)\} \times \alpha \times 0.42 + \sum_{n=14}^{令5}(C_n \times D_n) \times}{\alpha \times 0.37 + \{B + \sum_{n=12}^{13}(C_n \times E_n)\} \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=14}^{17}}$ |
| | | | $(C_n \times E_n) \times (1-\alpha) \times \gamma + \sum^{令5}(C_n \times E_n) \times (1-\alpha)$ |

$$\sum_{n=18}$$

$$\times \delta + F \times 0.5 + G \times 0.55 + H + I + \sum_{n=12}^{令6} (J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{17}$$

$$(L_n \times M_n) + \sum_{n=12}^{14} (N_n \times O_n) + \sum_{n=12}^{令6} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=12}^{30} (R_n \times$$

$$Y_n) + (R_{令元} \times Y_{令元}) \times \alpha \times 0.56 + (R_{令元} \times Y_{令元}) \times$$

$$107\text{円} \times A$$

$$(1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令2}^{令3} (S_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令2}^{令3} (S_n \times$$

$$Y_n) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令4}^{令6} (T_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令4}^{令6}$$

$$(T_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令4}^{令6} (U_n \times Y_n) \times \alpha \times$$

$$0.56 + \sum_{n=令4}^{令6} (U_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \iota + \sum_{n=令2}^{令3} (V_n \times Y_n)$$

$$\times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令6} (W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令6} (X_n \times Y_n) \times 0.63$$

$$+ \sum_{n=17}^{令6} \{ (Z_n + AA_n) \times AB_n \} + \sum_{n=18}^{令6} (AC_n \times AD_n \times \varepsilon_n)$$

$$+ \sum_{n=令3}^{令6} (AE_n \times AF_n) + AG_{令4} \times AH_{令4} \times \frac{\kappa}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6} (AI_n$$

$$\times AJ_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (AK_n \times AL_n \times \frac{\kappa}{0.30}) + \sum_{n=令5}^{令6} (AM_n \times AN_n)$$

$$+ \sum_{n=27}^{令6} (AO_n \times AP_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{令6} (AO_n \times AQ_n) \times$$

$$(1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{令6} (AR_n \times AS_n) + AT - AU \times 0.5$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処

$$\sum_{n=18}$$

$$\times \delta + F \times 0.5 + G \times 0.55 + H + I + \sum_{n=12}^{令5} (J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{17}$$

$$(L_n \times M_n) + \sum_{n=12}^{14} (N_n \times O_n) + \sum_{n=12}^{令5} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=12}^{30} (R_n \times$$

$$Y_n) + (R_{令元} \times Y_{令元}) \times \alpha \times 0.56 + (R_{令元} \times Y_{令元}) \times$$

$$105\text{円} \times A$$

$$(1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令2}^{令3} (S_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令2}^{令3} (S_n \times$$

$$Y_n) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令4}^{令5} (T_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令4}^{令5}$$

$$(T_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令4}^{令5} (U_n \times Y_n) \times \alpha \times$$

$$0.56 + \sum_{n=令4}^{令5} (U_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \iota + \sum_{n=令2}^{令3} (V_n \times Y_n)$$

$$\times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令5} (W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令5} (X_n \times Y_n) \times 0.63$$

$$+ \sum_{n=16}^{令5} \{ (Z_n + AA_n) \times AB_n \} + \sum_{n=18}^{令5} (AC_n \times AD_n \times \varepsilon_n)$$

$$+ \sum_{n=令3}^{令5} (AE_n \times AF_n) + AG_{令4} \times AH_{令4} \times \frac{\kappa}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5} (AI_n$$

$$\times AJ_n) + \sum_{n=令5}^{令5} (AK_n \times AL_n \times \frac{\kappa}{0.30}) + \sum_{n=令5}^{令5} (AM_n \times AN_n)$$

$$+ \sum_{n=27}^{令5} (AO_n \times AP_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{令5} (AO_n \times AQ_n) \times$$

$$(1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{令5} (AR_n \times AS_n) + AT - AU \times 0.5$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処

理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水

理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は

道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成３年度から平成７年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成３年４月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額及び符号ATの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。以下この号において同じ。

$C_n$　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和６年度まで

許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成３年度から平成７年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成３年４月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額及び符号ATの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。以下この号において同じ。

$C_n$　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和５年度まで

の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成 12 年 4 月 1 日付け自治準企第 72 号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総財経第 68 号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企

の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成 12 年 4 月 1 日付け自治準企第 72 号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総財経第 68 号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企

業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$D_{12}$ ＝ 0.0500

$D_{13}$ ＝ 0.0530

$D_{14}$ ＝ 0.0470

$D_{15}$ ＝ 0.0532

$D_{16}$ ＝ 0.0432

$D_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

$D_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

$D_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$D_{12}$ ＝ 0.0500

$D_{13}$ ＝ 0.0530

$D_{14}$ ＝ 0.0470

$D_{15}$ ＝ 0.0532

$D_{16}$ ＝ 0.0432

$D_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

$D_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

$D_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0364

$D_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04971

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05525

$D_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04835

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05345

$D_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04696

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05270

$D_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04685

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05210

$D_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05220

$D_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04734

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05258

$D_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.04769

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05332

$D_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0424

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478

$D_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0426

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

$D_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0426

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0494

$D_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04207

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04860

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774

の　0.0364

$D_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04974

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529

$D_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04836

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347

$D_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04699

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05273

$D_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04687

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05214

$D_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04683

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05233

$D_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04746

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05276

$D_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0462

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0516

$D_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478

$D_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488

$D_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495

$D_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04213

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448

| | |
|---|---|
| $D_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01999<br>イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813 |
| $D_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01760<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355 |
| $D_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022 |
| $D_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283 |
| $D_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01779<br>イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006 |
| $E_{12}$ | ＝ 0.0500 |
| $E_{13}$ | ＝ 0.0530 |
| $E_{14}$ | ＝ 0.0470 |
| $E_{15}$ | ＝ 0.0532 |
| $E_{16}$ | ＝ 0.0432 |
| $E_{17}$ | ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0502<br>イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400 |
| $E_{18}$ | ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0487<br>イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376 |
| $E_{19}$ | ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0487<br>イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364 |
| $E_{20}$ | ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04971<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05525 |
| $E_{21}$ | ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04835<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05345 |
| $E_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04696<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも |

| | |
|---|---|
| $D_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02001<br>イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818 |
| $D_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00600<br>イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615 |
| $D_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990<br>イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022 |
| $D_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254<br>イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283 |
| $E_{12}$ | ＝ 0.0500 |
| $E_{13}$ | ＝ 0.0530 |
| $E_{14}$ | ＝ 0.0470 |
| $E_{15}$ | ＝ 0.0532 |
| $E_{16}$ | ＝ 0.0432 |
| $E_{17}$ | ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0502<br>イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400 |
| $E_{18}$ | ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0487<br>イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376 |
| $E_{19}$ | ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0488<br>イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364 |
| $E_{20}$ | ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04974<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529 |
| $E_{21}$ | ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04836<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347 |
| $E_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04699<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも |

| | |
|---|---|
| | の　0.05273 |
| $E_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04687 |
| | イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05214 |
| $E_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04683 |
| | イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05233 |
| $E_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04746 |
| | イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05276 |
| $E_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0462 |
| | イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0516 |
| $E_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425 |
| | イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478 |
| $E_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488 |
| $E_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427 |
| | イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495 |
| $E_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04213 |
| | イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867 |
| $E_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790 |
| | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448 |
| $E_{令2}$ | ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02001 |
| | イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818 |
| $E_{令3}$ | ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600 |
| | イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615 |
| $E_{令4}$ | ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990 |
| | イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022 |

| | |
|---|---|
| | の　0.05270 |
| $E_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04685 |
| | イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05210 |
| $E_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04675 |
| | イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05220 |
| $E_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04734 |
| | イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05258 |
| $E_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.04769 |
| | イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05332 |
| $E_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0424 |
| | イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478 |
| $E_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0426 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487 |
| $E_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0426 |
| | イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0494 |
| $E_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04207 |
| | イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04860 |
| $E_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117 |
| | イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774 |
| $E_{令2}$ | ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01999 |
| | イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813 |
| $E_{令3}$ | ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01760 |
| | イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355 |
| $E_{令4}$ | ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990 |
| | イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022 |

| | | |
|---|---|---|
| $E_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.01254 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01283 |
| $E_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの | 0.01779 |
| | イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.02006 |

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度から平成11年度までの各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平

| | | |
|---|---|---|
| $E_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.01254 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01283 |

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度から昭和53年度までの各年度、昭和61年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普

成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成３年度から平成７年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成３年４月30日付け自治準企第94号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金

$J_n$　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成17年度以前において発行を許可された地方債並びに平成18年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に

及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成３年度から平成７年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成３年４月30日付け自治準企第94号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金

$J_n$　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成17年度以前において発行を許可された地方債並びに平成18年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に

伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

$K_{12} = 0.0250$

$K_{13} = 0.0265$

伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

$K_{12} = 0.0250$

$K_{13} = 0.0265$

$K_{14}$ ＝ 0.0212
$K_{15}$ ＝ 0.0239
$K_{16}$ ＝ 0.0194
$K_{17}$ ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0226
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
$K_{18}$ ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0214
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165
$K_{19}$ ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0214
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
$K_{20}$ ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02187
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02431
$K_{21}$ ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02127
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02352
$K_{22}$ ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02066
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02319
$K_{23}$ ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02061
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02292
$K_{24}$ ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02057
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02297
$K_{25}$ ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02083
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02314
$K_{26}$ ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02098
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02346
$K_{27}$ ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0187
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0210
$K_{28}$ ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0187

$K_{14}$ ＝ 0.0212
$K_{15}$ ＝ 0.0239
$K_{16}$ ＝ 0.0194
$K_{17}$ ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0226
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
$K_{18}$ ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0214
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165
$K_{19}$ ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0215
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
$K_{20}$ ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02189
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02433
$K_{21}$ ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02128
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02353
$K_{22}$ ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02068
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02320
$K_{23}$ ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02062
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02294
$K_{24}$ ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02061
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02303
$K_{25}$ ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02088
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02321
$K_{26}$ ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0203
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0227
$K_{27}$ ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0187
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0210
$K_{28}$ ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0188

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0214

$K_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0187

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0217

$K_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01851

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02138

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01811

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02101

$K_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01238

$K_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00774

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01036

$K_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00436

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00450

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00552

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

$K_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00783

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

$L_n$　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

$M_{16}$ ＝ 0.0086

$M_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0100

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0215

$K_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0188

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0218

$K_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01854

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02141

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00788

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01077

$K_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00880

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01240

$K_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00264

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00271

$K_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00436

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00450

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00552

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

$L_n$　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

$M_{16}$ ＝ 0.0086

$M_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0100

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0080

$N_n$　平成 n 年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

$O_{12} = 0.0276$

$O_{13} = 0.0292$

$O_{14} = 0.0259$

$P_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

$Q_{12} = 0.0500$

$Q_{13} = 0.0530$

$Q_{14} = 0.0470$

$Q_{15} = 0.0532$

$Q_{16} = 0.0432$

$Q_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

$Q_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

$Q_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

$Q_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04971

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05525

の　0.0080

$N_n$　平成 n 年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

$O_{12} = 0.0276$

$O_{13} = 0.0292$

$O_{14} = 0.0259$

$P_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

$Q_{12} = 0.0500$

$Q_{13} = 0.0530$

$Q_{14} = 0.0470$

$Q_{15} = 0.0532$

$Q_{16} = 0.0432$

$Q_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

$Q_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

$Q_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

$Q_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04974

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529

| | |
|---|---|
| $Q_{21}$ | ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04835<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05345 |
| $Q_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04696<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05270 |
| $Q_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04685<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05210 |
| $Q_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04675<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05220 |
| $Q_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04734<br>イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05258 |
| $Q_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.04769<br>イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05332 |
| $Q_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0424<br>イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478 |
| $Q_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0426<br>イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487 |
| $Q_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0426<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0494 |
| $Q_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04207<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04860 |
| $Q_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774 |
| $Q_{令2}$ | ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01999<br>イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813 |
| $Q_{令3}$ | ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.01760 |

| | |
|---|---|
| $Q_{21}$ | ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04836<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347 |
| $Q_{22}$ | ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04699<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05273 |
| $Q_{23}$ | ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04687<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05214 |
| $Q_{24}$ | ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04683<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05233 |
| $Q_{25}$ | ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04746<br>イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05276 |
| $Q_{26}$ | ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0462<br>イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0516 |
| $Q_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425<br>イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478 |
| $Q_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427<br>イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488 |
| $Q_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495 |
| $Q_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04213<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867 |
| $Q_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448 |
| $Q_{令2}$ | ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02001<br>イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818 |
| $Q_{令3}$ | ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600 |

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$Q_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$Q_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

$R_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る額に相当する額

$S_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

$T_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

$U_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

$V_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$W_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$Q_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$Q_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

$R_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る額に相当する額

$S_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

$T_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

$U_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額

$V_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$W_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分以外）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地

方債に相当する額

$X_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$Y_{12}$ ＝ 0.0273

$Y_{13}$ ＝ 0.0292

$Y_{14}$ ＝ 0.0235

$Y_{15}$ ＝ 0.0266

$Y_{16}$ ＝ 0.0216

$Y_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0251

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0200

$Y_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0188

$Y_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182

$Y_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02486

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02763

$Y_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02418

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02673

$Y_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02348

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02635

$Y_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02343

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02605

$Y_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02610

$Y_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02367

方債に相当する額

$X_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化（流域下水道への接続分）に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額

$Y_{12}$ ＝ 0.0273

$Y_{13}$ ＝ 0.0292

$Y_{14}$ ＝ 0.0235

$Y_{15}$ ＝ 0.0266

$Y_{16}$ ＝ 0.0216

$Y_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0251

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0200

$Y_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0188

$Y_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0182

$Y_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02487

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$Y_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02418

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02674

$Y_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02350

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02637

$Y_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02607

$Y_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02342

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02617

$Y_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02373

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02638

$Y_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0231

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0258

$Y_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0239

$Y_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244

$Y_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248

$Y_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448

$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02001

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$Y_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$Y_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

$Z_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02629

$Y_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02385

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02666

$Y_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0212

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0239

$Y_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0244

$Y_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0213

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247

$Y_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02104

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04117

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04774

$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01999

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02813

$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01760

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02355

$Y_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$Y_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

$Y_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01779

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02006

$Z_n$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事

業分を含む。）に係るものの額に相当する額

$AA_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るものの額に相当する額

$AB_{16}$ ＝ 0.0309

$AB_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0312
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$AB_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0296
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296

$AB_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0296
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296

$AB_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02975
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

$AB_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02962
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

$AB_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02980
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02982

$AB_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03025
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03036

$AB_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03619
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03590

$AB_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03186
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206

$AB_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0313
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$AB_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0308
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

業分を含む。）に係るものの額に相当する額

$AA_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るものの額に相当する額

$AB_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0311
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$AB_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0296
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296

$AB_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0296
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0296

$AB_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02965
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

$AB_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02959
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

$AB_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02974
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

$AB_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03020
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03029

$AB_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03603
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03580

$AB_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03161
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188

$AB_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03306
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03343

$AB_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0307
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0303

$AB_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0302

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301

$AB_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0302

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$AB_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03025

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03015

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02991

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02993

$AB_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03030

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03031

$AB_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03055

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03090

$AB_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00399

$AB_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00426

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00528

$AB_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00638

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00808

$AC_n$　n年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額

$AD_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

$AD_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

$AD_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04151

の　0.0304

$AB_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0302

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$AB_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0302

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

$AB_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03031

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03020

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02994

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$AB_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03035

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03034

$AB_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00195

$AB_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00399

$AB_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00426

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00528

$AC_n$　n年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額

$AD_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

$AD_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0414

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414

$AD_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04165

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04150
$AD_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04142
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04144
$AD_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04164
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04166
$AD_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04177
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04191
$AD_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04308
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04337
$AD_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04425
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04451
$AD_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.04628
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04711
$AD_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0429
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0425
$AD_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0421
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0421
$AD_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0422
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0422
$AD_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04243
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04229
$AD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04190
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04195
$AD_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.04241
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04157
$AD_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04147
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04149
$AD_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04171
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04175
$AD_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04185
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04202
$AD_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04332
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04365
$AD_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04460
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04489
$AD_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0438
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0434
$AD_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0431
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0426
$AD_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0422
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0422
$AD_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0423
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0423
$AD_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04253
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04237
$AD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04194
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04201
$AD_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.04248
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.04248

$AD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.04262

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04297

$AD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00415

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00477

$AD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00596

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

$AD_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00893

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01037

$AE_{n}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額

$AF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01169

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00378

$AF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00607

$AF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00542

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758

$AF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00786

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01074

$AG_{令4}$　令和４年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額

$AH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00360

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00360

$AI_{n}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相

の　0.04256

$AD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00146

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00182

$AD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00415

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00477

$AD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00596

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00645

$AE_{n}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額

$AF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00256

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00378

$AF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00607

$AF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00542

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00758

$AG_{令4}$　令和４年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額

$AH_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00360

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00360

$AI_{n}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相

当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AJ_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00499 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00758 |
| $AJ_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの | 0.01084 |
| | イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.01076 |

$AK_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち省エネ改修等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AL_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00299 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00455 |
| $AL_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの | 0.00650 |
| | イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00645 |

$AM_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち電動車の導入等に関する事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AN_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00299 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00455 |
| $AN_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの | 0.00650 |
| | イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00645 |

$AO_n$　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの経費に対する法令に基づく負担金に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AP_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの | 0.1434 |
| | イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.1433 |
| $AP_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの | 0.1435 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.1435 |

当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AJ_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00499 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00758 |

$AK_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち省エネ改修等事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AL_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00299 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00455 |

$AM_n$　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債（脱炭素化推進事業のうち電動車の導入等に関する事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AN_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.00299 |
| | イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00455 |

$AO_n$　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

| | | |
|---|---|---|
| $AP_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの | 0.1440 |
| | イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.1438 |
| $AP_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの | 0.1436 |
| | イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.1436 |

| | |
|---|---|
| $AP_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1436<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1436 |
| $AP_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14406<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14392 |
| $AP_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14367<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14373 |
| $AP_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.14442<br>イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14451 |
| $AP_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.14486<br>イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14535 |
| $AP_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593<br>イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681 |
| $AP_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922 |
| $AP_{令6}$ | ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01275<br>イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01482 |
| $AQ_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.1434<br>イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1433 |
| $AQ_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.1435<br>イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1435 |
| $AQ_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1436<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1436 |
| $AQ_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14406<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14392 |
| $AQ_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14367 |

| | |
|---|---|
| $AP_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1439<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1439 |
| $AP_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14437<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14420 |
| $AP_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14384<br>イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14391 |
| $AP_{令2}$ | ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.14467<br>イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14478 |
| $AP_{令3}$ | ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00209<br>イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00260 |
| $AP_{令4}$ | ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593<br>イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681 |
| $AP_{令5}$ | ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851<br>イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922 |
| $AQ_{27}$ | ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.1440<br>イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1438 |
| $AQ_{28}$ | ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.1436<br>イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1436 |
| $AQ_{29}$ | ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.1439<br>イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1439 |
| $AQ_{30}$ | ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.14437<br>イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14420 |
| $AQ_{令元}$ | ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.14384 |

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14373

$AQ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.14442

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14451

$AQ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.14486

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14535

$AQ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681

$AQ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922

$AQ_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01482

$AR_n$　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの経費に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$AS_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0631

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0631

$AS_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0631

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0631

$AS_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0632

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0632

$AS_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.06339

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06332

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14391

$AQ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.14467

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.14478

$AQ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00209

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00260

$AQ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00593

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00681

$AQ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00851

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00922

$AR_n$　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$AS_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0634

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0633

$AS_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0632

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0632

$AS_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0633

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0633

$AS_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.06352

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06345

AS 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.06321
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06324
AS 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.06354
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06358
AS 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.06374
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06395
AS 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00261
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00300
AS 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00374
　　イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00406
AS 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00561
　　イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00652

AT　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村に移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以

AS 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.06329
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06332
AS 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.06365
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06370
AS 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00092
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00114
AS 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00261
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00300
AS 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00374
　　イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00406

AT　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AU　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以

上の場合は 0.21

$\gamma$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.45、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

$\delta$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.44、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

$\varepsilon_n$　符号 $AD_n$ に乗ずる数として次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

$\zeta_n$　n年度の算定に用いた合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\eta_n$　n年度の算定に用いた処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0、25以上50未満の場合は1.143、50以上75未満の場合は1.071、75以上100未満の場合は1.048、100以上の場合は1.036

$\theta$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.56、25以上50未満の場合は0.49、50以上75未満の場合は0.42、75以上100未満の場合は0.35、100以上の場合は0.28

$\iota$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区

上の場合は 0.21

$\gamma$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.45、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

$\delta$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.44、25以上50未満の場合は0.37、50以上75未満の場合は0.30、75以上100未満の場合は0.23、100以上の場合は0.16

$\varepsilon_n$　符号 $AD_n$ に乗ずる数として次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

$\zeta_n$　n年度の算定に用いた合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\eta_n$　n年度の算定に用いた処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0、25以上50未満の場合は1.143、50以上75未満の場合は1.071、75以上100未満の場合は1.048、100以上の場合は1.036

$\theta$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.56、25以上50未満の場合は0.49、50以上75未満の場合は0.42、75以上100未満の場合は0.35、100以上の場合は0.28

$\iota$　公共下水道事業に係る前年の３月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区

域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.63、25 以上 50 未満の場合は 0.56、50 以上 75 未満の場合は 0.49、75 以上 100 未満の場合は 0.42、100 以上の場合は 0.35

κ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

七　その他の土木費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \\ \sum_{n=17}^{18}(H_n \times I_n) + \sum_{n=7}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{22}(N_n \\ \times O_n) + \sum_{n=18}^{令6}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{令6}(R_n \times S_n) + \sum_{n=17}^{令6}(T_n \times U_n) \\ + \sum_{n=17}^{令6}(V_n \times W_n) + \sum_{n=25}^{令6}(X_n \times Y_n) + Z \times 0.6 + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \\ \times AB_n) + AC_{29} \times AD_{29} + \sum_{n=29}^{令6}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=29}^{令6}(AG_n \times \\ AH_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=29}^{令6}(AK_n \times AL_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AM_n \\ \times AN_n) \sum_{n=30}^{令6}(AO_n \times AP_n) + AQ_{令2} \times AR_{令2} + \sum_{n=11}^{19}(AS_n\end{array}}{1{,}460\text{ 円} \times A}$$

域内面積で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.63、25 以上 50 未満の場合は 0.56、50 以上 75 未満の場合は 0.49、75 以上 100 未満の場合は 0.42、100 以上の場合は 0.35

κ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

七　その他の土木費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令5}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令5}(F_n \times G_n) + \\ \sum_{n=16}^{18}(H_n \times I_n) + \sum_{n=6}^{令5}(J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{22}(N_n \\ \times O_n) + \sum_{n=18}^{令5}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{令5}(R_n \times S_n) + \sum_{n=16}^{令5}(T_n \times U_n) \\ + \sum_{n=16}^{令5}(V_n \times W_n) + \sum_{n=25}^{令5}(X_n \times Y_n) + Z \times 0.6 + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \\ \times AB_n) + AC_{29} \times AD_{29} + \sum_{n=29}^{令5}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=29}^{令5}(AG_n \times \\ AH_n) + AI_{令5} \times AJ_{令5} + \sum_{n=29}^{令5}(AK_n \times AL_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AM_n \\ \times AN_n) \sum_{n=30}^{令5}(AO_n \times AP_n) + AQ_{令2} \times AR_{令2} + \sum_{n=10}^{19}(AS_n\end{array}}{1{,}420\text{ 円} \times A}$$

| | |
|---|---|
| $\times AT_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (AU_n \times AV_n)$ | $\times AT_n) + AU_{令5} \times AV_{令5}$ |
| 算式Ⅰの符号<br>A　測定単位の数値<br>B　第３号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。<br>$C_n$　第３号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 $C_n$ に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。 | 算式Ⅰの符号<br>A　測定単位の数値<br>B　第３号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。<br>$C_n$　第３号の港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 $C_n$ に同じ（港湾における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。 |
| | $D_{16}$ ＝ 0.033 |
| $D_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029<br>イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021 | $D_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029<br>イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021 |
| $D_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025<br>イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014 | $D_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025<br>イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014 |
| $D_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025<br>イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014 | $D_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025<br>イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014 |
| $D_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02648<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150 | $D_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02650<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154 |
| $D_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02690<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160 | $D_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02692<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162 |
| $D_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02640<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150 | $D_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02642<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153 |
| $D_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02550<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093 | $D_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02552<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098 |
| $D_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02575<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134 | $D_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02583<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147 |
| $D_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02641 | $D_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02653 |

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188

$D_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293

$D_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$D_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$D_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$D_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

$D_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$D_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$D_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$D_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

E　第 3 号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（漁港における外郭施

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206

$D_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$D_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$D_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$D_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

$D_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021

$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

$D_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

$D_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$D_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

E　第 3 号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 B に同じ（漁港における外郭施

設の延長がない団体のみ適用する。）。

$F_n$　第３号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 $C_n$ に同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

$G_{16}$ ＝ 0.033

$G_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$G_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$G_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$G_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02650
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154

$G_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02692
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162

$G_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02642
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153

$G_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02552
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098

$G_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02583
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

$G_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02653
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206

$G_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$G_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るも

設の延長がない団体のみ適用する。）。

$F_n$　第３号の漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る算式の符号 $C_n$ に同じ（漁港における外郭施設の延長がない団体のみ適用する。）。

$G_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$G_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$G_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

$G_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02648
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

$G_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02690
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03160

$G_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02640
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150

$G_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02550
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093

$G_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02575
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134

$G_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02641
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188

$G_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02730
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293

$G_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.030

$G_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$G_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$G_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995

$G_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02376

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037

$G_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02412

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$G_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$G_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$G_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

$H_n$　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$I_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$I_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

の　0.030

$G_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$G_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0241

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

$G_{30}$　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02407

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

$G_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

$G_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

$G_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$G_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$H_n$　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$I_{16}$＝0.002

$I_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$I_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.000

$J_n$　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$K_7$ ＝ 0.022

$K_8$ ＝ 0.006

$K_9$ ＝ 0.010

$K_{10}$ ＝ 0.017

$K_{11}$ ＝ 0.015

$K_{12}$ ＝ 0.018

$K_{13}$ ＝ 0.007

$K_{14}$ ＝ 0.000

$K_{15}$ ＝ 0.000

$K_{16}$ ＝ 0.000

$K_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$K_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$K_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$K_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

$K_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

$K_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

$K_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

$K_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

0.000

$J_n$　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$K_6$ ＝ 0.017

$K_7$ ＝ 0.022

$K_8$ ＝ 0.006

$K_9$ ＝ 0.010

$K_{10}$ ＝ 0.017

$K_{11}$ ＝ 0.015

$K_{12}$ ＝ 0.018

$K_{13}$ ＝ 0.007

$K_{14}$ ＝ 0.000

$K_{15}$ ＝ 0.000

$K_{16}$ ＝ 0.005

$K_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$K_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$K_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$K_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

$K_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

$K_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

$K_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

$K_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

$K_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02574

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03255

$K_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02710

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03399

$K_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$K_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

$K_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

$K_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00683

---

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

$K_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277

$K_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$K_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$K_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

$K_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

$K_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

| | |
|---|---|
| | 0.00792 |
| $L_n$　まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年度国都事第 27 号、国道企第 121 号、国住市第 492 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | |
| $M_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $M_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $M_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $M_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの | 0.00424 |
| イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00593 |
| $M_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの | 0.00479 |
| イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00621 |
| $M_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの | 0.00468 |
| イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00624 |
| $N_n$　地域住宅交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | |
| $O_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $O_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも | |

| | |
|---|---|
| $L_n$　まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年度国都事第 27 号、国道企第 121 号、国住市第 492 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | |
| $M_{16}$ ＝ 0.001 | |
| $M_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $M_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $M_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $M_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの | 0.00425 |
| イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00594 |
| $M_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの | 0.00480 |
| イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00622 |
| $M_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの | 0.00468 |
| イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.00625 |
| $N_n$　地域住宅交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | |
| $O_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.000 |
| $O_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの | 0.004 |
| イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも | |

の　0.000

$O_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$O_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00593

$O_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00479

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00621

$O_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00468

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00624

$P_n$　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3以上）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$Q_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$Q_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$Q_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

$Q_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

$Q_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421

の　0.000

$O_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$O_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00425

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00594

$O_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00480

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00622

$O_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00468

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00625

$P_n$　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3以上）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$Q_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$Q_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$Q_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

$Q_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

$Q_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

$Q_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

$Q_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

$Q_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02574

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03255

$Q_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02710

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03399

$Q_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$Q_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

$Q_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

$Q_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

$Q_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

$Q_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02589

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277

$Q_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$Q_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$Q_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

$Q_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310

$Q_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02383

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03092

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01767

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01738

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02561

$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00491

$Q_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$R_n$　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$S_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

$S_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

$S_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

$S_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

$S_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

$S_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

$S_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.032
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

$S_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

$S_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

0.00491

$R_n$　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$S_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03448
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

$S_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03351
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03994

$S_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03366
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

$S_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03493
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03856

$S_{25}$　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03552
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03851

$S_{26}$　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.035
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

$S_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.032
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

$S_{28}$　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0323
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

$S_{29}$　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321